

家畜共済の事務取扱処理要領

平成 2 7 年 5 月

農林水産省

●家畜共済の事務取扱要領及び事務処理要領について

一部改正	昭和61年 3月 31日	61	農経 B	第 804号
	昭和62年 3月 30日	62	農経 B	第 739号
〃	昭和62年 5月 21日	62	農経 B	第1282号
〃	昭和62年12月 23日	62	農経 B	第3644号
〃	平成元年 4月 5日	元	農経 B	第 819号
〃	平成元年 4月 21日	元	農経 A	第 409号
〃	平成2年 6月 8日	2	農経 B	第1357号
〃	平成3年 4月 1日	3	農経 B	第 799号
〃	平成4年 6月 1日	4	農経 B	第1133号
〃	平成5年 3月16日	5	農経 B	第 516号
〃	平成7年12月18日	7	農経 B	第3698号
〃	平成8年 3月29日	8	農経 B	第 993号
〃	平成9年 3月10日	9	農経 B	第 551号
〃	平成9年10月17日	9	農経 B	第2848号
〃	平成10年 3月17日	10	農経 B	第 593号
〃	平成10年 3月25日	10	農経 B	第 514号
〃	平成10年 4月 6日	10	農経 B	第 911号
〃	平成11年 3月16日	11	農経 B	第 690号
〃	平成11年 3月18日	11	農経 B	第 765号
〃	平成12年 3月31日	12	農経 B	第1229号
〃	平成12年 9月28日	12	農経 B	第3181号
〃	平成13年 1月 5日	12	農経 A	第1774号
〃	平成14年 1月 9日	13	経 営	第5190号
〃	平成14年 4月18日	14	経 営	第 197号
〃	平成14年 7月 1日	14	経 営	第1881号
〃	平成16年 3月12日	15	経 営	第6711号
〃	平成17年 9月12日	17	経 営	第3439号
〃	平成18年 3月29日	17	経 営	第7408号
〃	平成19年 3月20日	18	経 営	第7080号
〃	平成20年 3月25日	19	経 営	第7860号
〃	平成20年 9月 9日	20	経 営	第3324号
〃	平成20年12月 3日	20	経 営	第4876号
〃	平成21年 3月31日	20	経 営	第6663号
〃	平成21年 9月28日	21	経 営	第3371号
〃	平成22年 2月 9日	21	経 営	第5897号
〃	平成22年 3月30日	21	経 営	第7206号
〃	平成23年 3月30日	22	経 営	第7332号
〃	平成23年 6月29日	23	経 営	第1000号
〃	平成23年12月27日	23	経 営	第2680号
〃	平成24年 4月 6日	23	経 営	第3222号
〃	平成24年11月 1日	24	経 営	第2204号
〃	平成26年 3月27日	25	経 営	第3894号

一部改正	平成26年11月18日	26	経	営	第1945号
〃	平成27年 4 月13日	27	経	営	第 102号
〃	平成27年 4 月27日	27	経	営	第 296号

I 家畜共済の事務取扱要領

家畜共済の事務取扱要領

——目 次——

凡 例	・・・	1
1	共済目的の種類	3
2	共済掛金率の設定方法	4
3	加入資格者	1 3
4	保険関係の協議等	1 3
5	引受審査	1 6
6	個体の識別	1 7
7	家畜の評価（肉豚に係るものを除く。）	1 9
8	家畜共済関係番号	2 5
9	共済金額（肉豚に係るものを除く。）	2 6
10	共済掛金及び国庫負担	2 7
11	異動通知及び異動状況の確認	3 2
12	共済事故	3 6
13	事務の迅速処理及び共済金の早期支払	6 2
14	家畜異常事故	6 4
15	待 期 間	6 5
16	免 責 等	6 7
17	損害防止事業	6 9
18	家畜診療所	8 3
19	嘱託及び指定獣医師の設置	9 0
20	家畜共済事故病類別表	9 8
21	共済責任の保留	1 2 5
22	加入資格取得月齢等の特例	1 2 7
23	共済掛金の分納	1 2 7
24	共済事故の選択制	1 3 0
25	子牛等の共済目的からの除外	1 3 2
26	肉豚共済	1 3 2
27	責任準備金	1 4 1
28	損害評価会	1 4 4
29	市町村移譲	1 4 5

家畜共済の事務取扱要領

凡 例

この要領においては次の略語を用いた。

法	農業災害補償法
規 則	農業災害補償法施行規則
組 合	農業共済組合
連 合 会	農業共済組合連合会
特 定 組 合	法第53条の2第4項の特定組合
組 合 等	農業共済組合、特定組合又は法第85条の6第1項の共済事業を行う市町村
組 合 員 等	農業共済組合の組合員又は法第85条の6第1項の共済事業を行う市町村との間に共済関係の存する者
共済規程等	共済規程又は共済事業実施に係る条例

1 共済目的の種類（法第115条・第84条・第111条）

（1）共済目的につき共済事故の発生態様の類似性を勘案して農林水産大臣が定める共済目的の種類は、次の15種類である。

ア 乳用成牛

ホルスタイン種、ジャージー種、エアシャー種、ガンジー種、ブラウンスイス種等乳用種に属する雌牛であつて、共済掛金期間開始の時（その共済掛金期間開始の後法第111条の6第1項又は第2項の規定により法第111条第1項の乳牛の雌等に係る包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜にあつては、その家畜共済に付された時。イからエにおいて同じ。）において出生後第5月の月の末日を経過したものをいう。ただし、乳牛の雌であつても、肥育（専ら肉量の増加及び肉質の向上を図ることをいう。以下同じ。）を目的として飼養されるものであつて、次の条件のいずれにも該当するものは除く。なお、共済掛金期間中に、乳用成牛から除外された乳牛の雌が妊娠等により肥育以外の目的で飼養されたときは、同時に飼養されている乳牛の雌の全てについて乳用成牛とする。また、乳用成牛から除外された乳牛の雌を飼養している者が共済掛金期間中に肥育以外の目的で乳牛の雌を飼養することになったときも同様とする（成乳牛及び育成乳牛についても同じ。）。

（ア）肥育のみを目的として乳牛の雌を飼養する者が飼養するもの

（イ）妊娠していないこと又は搾乳しないことが明らかであるもの

イ 成乳牛

ホルスタイン種、ジャージー種、エアシャー種、ガンジー種、ブラウンスイス種等乳用種に属する雌牛であつて、共済掛金期間開始の時において出生後第13月の月の末日を経過したものをいう。

ウ 育成乳牛

ホルスタイン種、ジャージー種、エアシャー種、ガンジー種、ブラウンスイス種等乳用種に属する雌牛であつて、共済掛金期間開始の時において出生後第5月の月の末日を経過し、第13月の月の末日を経過しないものをいう。

エ 乳用子牛等

ホルスタイン種、ジャージー種、エアシャー種、ガンジー種、ブラウンスイス種等乳用種に属する雌牛であつて、共済掛金期間開始の時において出生後第5月の月の末日を経過しないもの及び規則第29条の乳牛の子牛等をいう。

オ 乳用種種雄牛、肉用種種雄牛及び種雄馬

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）の規定による種畜証明書の交付を受けているものをいう。

カ 肥育用成牛

乳用成牛、成乳牛、育成乳牛、乳用子牛等、乳用種種雄牛及び肉用種種雄牛以外の牛であつて、共済掛金期間開始の時（その共済掛金期間開始の後法第111条の6第1項又は第2項の規定により法第111条第1項の肉用牛等に係る包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜にあつては、その家畜共済に付された時。本号及びキからケにおいて同じ。）において出生後第5月の月の末日を経過したもののうち当該共済掛金期間開始の時に現に肥育を行つているもの及び当該共済掛金期間中に肥育が行われるものをいう。

キ 肥育用子牛

乳用成牛、成乳牛、育成乳牛、乳用子牛等、乳用種種雄牛及び肉用種種雄牛以外の牛であつて、共済掛金期間開始の時において出生後第5月の月の末日を経過しないもののうち当該共済掛金期間開始の時に現に肥育を行つているもの及び当該共済

掛金期間中に肥育が行われるものをいう。

ク その他の肉用成牛

乳用成牛、成乳牛、育成乳牛、乳用子牛等、乳用種種雄牛及び肉用種種雄牛、肥育用成牛、肥育用子牛以外の牛であつて、共済掛金期間開始の時に於いて出生後第5月の月の末日を経過したものをいう。

ケ その他の肉用子牛等

乳用成牛、成乳牛、育成乳牛、乳用子牛等、乳用種種雄牛及び肉用種種雄牛、肥育用成牛、肥育用子牛以外の牛であつて、共済掛金期間開始の時に於いて出生後第5月の月の末日を経過しないもの及び乳牛以外の牛の胎児で当該共済掛金期間中にその母牛に対する授精又は受精卵移植(種付を含む。以下「授精等」という。)の後240日に達する可能性のあるものをいう。

コ 一般馬

種雄馬以外の馬をいう。

サ 種豚

豚であつて繁殖の用に供するものをいう。

シ 一般肉豚

種豚以外の豚であつてスに掲げる肉豚以外のものをいう。

ス 特定肉豚

種豚以外の豚であつて法第150条の5の4の特定包括共済関係に係るものをいう。

(2) 乳牛の雌等、肉用牛等、種雄馬以外の馬、種豚及び肉豚を包括共済対象家畜と称するが、共済目的の種類との関係は、次のとおりである。

包括共済対象家畜の種類	共済目的の種類
乳牛の雌等	乳用成牛又は成乳牛及び育成乳牛並びに乳用子牛等
肉用牛等	肥育用成牛、肥育用子牛、その他の肉用成牛及びその他の肉用子牛等
種雄馬以外の馬	一般馬
種豚	種豚
肉豚	一般肉豚又は特定肉豚

子牛等(法第84条第2項の子牛等をいう。)を家畜共済の共済目的としていない組合等の組合員等及び子牛等を家畜共済の共済目的としている組合等の組合員等のうち当該包括共済対象家畜の種類に係る子牛等を共済目的としない旨の申出を当該組合等に対して行っている組合員等の共済目的の種類については、乳牛の雌等にあつては乳用子牛等が、肉用牛等にあつては肥育用子牛及びその他の肉用子牛等がそれぞれ除かれることとなる。

2 共済掛金率の設定方法 (法第115条)

共済掛金率は、組合等の区域ごと及び農林水産大臣が定める地域ごとに組合等が共済規程等で定める。

組合等が危険の程度を区分する要因となる事項に応じて共済掛金率を危険段階別に設けることを希望する場合にあつては(2)により、その他の場合にあつては(1)により共済掛金率を設定するものとする。

(1) 危険段階の別を設けない場合

ア 共済掛金率は、共済目的の種類ごとに共済規程等で定める共済掛金率甲、乙及び

丙を合計した率である。

共済掛金率甲、乙及び丙は、共済掛金標準率甲、乙及び丙をそれぞれ下らない範囲内において次により設定する。

(ア) 組合等(特定組合を除く。)は、共済掛金標準率甲を超える共済掛金率甲を定めようとする場合には、あらかじめ都道府県知事(以下「知事」という。)の意見を聴いた上で、共済掛金標準率甲を超える共済掛金率甲を設定し、連合会を經由して当該組合等が共済掛金標準率甲を超える共済掛金率甲を定める予定の年の1月末日までに農林水産省経営局長(以下「経営局長」という。)と協議する。また、特定組合は、共済掛金標準率甲を超える共済掛金率甲を定めようとする場合には、あらかじめ知事の意見を聴いた上で、共済掛金標準率甲を超える共済掛金率甲を設定し、当該特定組合が共済掛金標準率甲を超える共済掛金率甲を定める予定の年の1月末日までに経営局長と協議する。

(イ) 共済掛金率乙は、共済掛金標準率乙を下らず法第115条第1項第2号の農林水産大臣の定める率(以下「乙限度率」という。)を超えない範囲内で定める。

乙限度率の改定は、共済掛金標準率の改定(法第115条第13項の改定をいう。以下「料率改定」という。)に合わせて行っているが、「ロ」の保険関係(法第125条第1項第3号ロの金額の保険金を支払う保険関係をいう。以下同じ。)に係る料率地域(法第115条第2項の農林水産大臣が定める地域をいう。以下同じ。)にあつては、連合会(又は特定組合)はあらかじめ知事の意見を聴いた上で、料率改定が行われる年の前年の9月末日までに「乙限度率改定に必要な資料」(様式1及び様式2)を経営局長へ提出することとし、また、「イ」の保険関係(法第125条第1項第3号イの金額の保険金を支払う保険関係をいう。以下同じ。)に係る料率地域にあつて、組合等が共済掛金標準率乙を超えて乙限度率が定められることを希望する場合には、連合会(又は特定組合)は、あらかじめ知事の意見を聴いた上で、料率改定が行われる年の1月末日までに経営局長へその旨を申し出ることとする。

なお、「ロ」の保険関係に係る料率地域にある組合等が一料率期間(法第115条第13項の規定による改定までの期間をいう。以下同じ。)内に乙限度率が改定されることを希望する場合には、連合会(又は特定組合)は、あらかじめ知事の意見を聴いた上で、「乙限度率改定に必要な資料」(様式1及び様式2)により乙限度率が改定される予定の年の1月末までに経営局長へその旨を申し出る。

(ウ) 連合会は、共済掛金率乙を変更した組合等がある場合に、また、特定組合は共済掛金率乙を変更した場合に、それぞれ遅滞なく知事及び経営局長へ報告する。

(エ) 共済掛金率丙は、共済掛金標準率丙と同率とすること。

イ 多種包括共済(包括共済関係に係る家畜共済で、その共済目的が2以上の共済目的の種類にわたるものをいう。以下同じ。)の共済掛金率は、アにかかわらず次の(ア)又は(イ)により設定される率である。

(ア) 組合員等ごとに定める場合

組合員等が当該共済掛金期間開始の時(その共済掛金期間開始の後法第114条第4項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあっては、その増額が効力を生じた時)において現に飼養している当該包括共済に係る家畜の価額の共済目的の種類ごとの合計額を重みとして当該共済目的の種類ごとの共済掛金率甲、乙及び丙の合計率を算術平均した率とすること。

ただし、これによるときは共済掛金率が組合員等ごとに異なることとなるので、実務上共済掛金を算出するに当たっては、「10 共済掛金及び国庫負担」の(1)

のイによつて処理するのが便利である。

(イ) 組合等内一律に定める場合

a 組合等は、次の基準の全てに適合するときには、(ア)にかかわらず共済規程等で多種包括共済の共済掛金率を組合等内一律に定めることができる。この場合には、連合会(又は特定組合)は、次の要件を満たすことを明らかにする資料を添えて、料率改定が行われない年に定めるときには、多種包括共済の共済掛金率を組合等内一律に定める予定の年の1月末日までに、料率改定が行われる年に定めるときには、料率改定が行われる年の前年の9月末日までにあらかじめ知事の意見を聴いた上で、経営局長と協議する。

(a) 過去3年間において組合等の大部分の組合員等についての当該組合員等ごとの当該多種包括共済に係る共済目的の種類ごとの飼養頭数の比率がおおむね等しいと認められること。

(b) 過去3年間において各年の組合等の区域における当該多種包括共済に係る共済目的の種類ごとの飼養頭数の比率がおおむね一定であること。

(c) 一料率期間内において(a)及び(b)の比率に著しい変化を生じることが予想されないこと。

(d) 過去3年間において、当該多種包括共済に係る共済目的の種類ごとの飼養頭数の比率が組合等の大部分の組合員等についての当該比率と著しく異なるものがほとんどいないこと。

b 共済掛金率は、共済規程等で定める多種包括共済掛金率甲、乙及び丙を合計した率である。多種包括共済掛金率甲、乙及び丙は多種包括共済掛金標準率甲、乙及び丙をそれぞれ下らない範囲内において次により設定する。

(a) 組合等(特定組合を除く。)は、多種包括共済掛金標準率甲を超える多種包括共済掛金率甲を定めようとする場合には、あらかじめ知事の意見を聴いた上で、多種包括共済掛金標準率甲を超える多種包括共済掛金率甲を設定し、連合会を経由して当該組合等が多種包括共済掛金標準率甲を超える多種包括共済掛金率甲を定める予定の年の1月末日までに経営局長と協議する。また、特定組合は多種包括共済掛金標準率甲を超える多種包括共済掛金率甲を定めようとする場合には、あらかじめ知事の意見を聴いた上で、多種包括共済掛金標準率甲を超える多種包括共済掛金率甲を設定し、当該特定組合が多種包括共済掛金標準率甲を超える多種包括共済掛金率甲を定める予定の年の1月末日までに経営局長と協議する。

(b) 多種包括共済掛金率乙は、多種包括共済掛金標準率乙を下らず法第115条第7項第2号の多種包括共済掛金率乙限度率(以下「多種包括乙限度率」という。)を超えない範囲内で定める。

乙限度率の改定は、料率改定に合わせて行っているが、「ロ」の保険関係に係る料率地域にあつては、連合会(又は特定組合)は、あらかじめ知事の意見を聴いた上で、料率改定が行われる年の前年の9月末日までに「乙限度率改定に必要な資料」(様式1及び様式2)を経営局長へ提出することとし、また、「イ」の保険関係に係る料率地域にあつて、組合等が多種包括共済掛金標準率乙を超えて多種包括乙限度率が定められることを希望する場合には、連合会(又は特定組合)は、あらかじめ知事の意見を聴いた上で、料率改定が行われる年の1月末日までに経営局長へその旨を申し出ることとする。

なお、「ロ」の保険関係に係る料率地域にある組合等が一料率期間内に多種包括乙限度率が改定されることを希望する場合には、連合会(又は特定組

合)は、あらかじめ知事の意見を聴いた上で、「乙限度率改定に必要な資料」(様式1及び様式2)により多種包括乙限度率が改定される予定の年の1月末日までに経営局長へその旨申し出る。

(c) 連合会は、多種包括共済掛金率乙を変更した組合等がある場合に、また、特定組合は多種包括共済掛金率乙を変更した場合に、それぞれ遅滞なく知事及び経営局長へ報告する。

(d) 多種包括共済掛金率丙は、多種包括共済掛金標準率丙と同率とすること。

c aにより多種包括共済の共済掛金率を組合等内一律に定める場合には、多種包括共済の料率地域ごとに定め、その地域に属する全ての組合等についてその率を適用する。

ウ 共済事故選択のときの共済掛金率

(ア) 包括共済関係において共済事故の選択ができるよう共済規程等で定めたときの共済掛金率は、共済目的の種類ごとに、次の条件を満たすように設定する。

a 共済掛金率甲の死廃部分

$$\frac{\text{共済掛金標準率}}{\text{甲の死廃部分}} - \frac{\text{共済掛金割引標準率}}{\text{甲の死廃部分}} \leq \frac{\text{共済掛金率}}{\text{甲の死廃部分}}$$

b 共済掛金率甲の病傷部分

$$\frac{\text{共済掛金標準率}}{\text{甲の病傷部分}} - \frac{\text{共済掛金割引標準率}}{\text{甲の病傷部分}} \leq \frac{\text{共済掛金率}}{\text{甲の病傷部分}}$$

c 共済掛金率乙

$$\frac{\text{共済掛金標準率乙}}{\text{共済掛金割引標準率乙}} \leq \text{共済掛金率乙} \leq \text{乙限度率}$$

d 共済掛金率丙

$$\frac{\text{共済掛金標準率丙}}{\text{共済掛金割引標準率丙}} = \text{共済掛金率丙}$$

(イ) 多種包括共済関係において共済掛金率を組合員等ごとに定める場合において共済事故の選択ができるよう共済規程等で定めたときの共済掛金率は、(ア)にかかわらず、包括共済対象家畜の種類ごとに、イの(ア)と同様に設定する。また、多種包括共済関係において共済掛金率を組合等内一律に定める場合にあっては、(ア)にかかわらず、包括共済対象家畜の種類ごとに、次の条件を満たすように設定する。

a 多種包括共済掛金率甲の死廃部分

$$\frac{\text{多種包括共済掛金標準率}}{\text{甲の死廃部分}} - \frac{\text{多種包括共済掛金割引標準率}}{\text{甲の死廃部分}} \leq \frac{\text{多種包括共済掛金率}}{\text{甲の死廃部分}}$$

b 多種包括共済掛金率甲の病傷部分

$$\frac{\text{多種包括共済掛金標準率}}{\text{甲の病傷部分}} - \frac{\text{多種包括共済掛金割引標準率}}{\text{甲の病傷部分}} \leq \frac{\text{多種包括共済掛金率}}{\text{甲の病傷部分}}$$

c 多種包括共済掛金率乙

$$\frac{\text{多種包括共済掛金標準率乙}}{\text{共済掛金割引標準率乙}} \leq \text{多種包括共済掛金率乙} \leq \text{乙限度率}$$

d 多種包括共済掛金率丙

$$\frac{\text{多種包括共済掛金標準率丙}}{\text{共済掛金割引標準率丙}} = \text{多種包括共済掛金率丙}$$

ここで、多種包括共済掛金割引標準率甲の死廃部分、多種包括共済掛金割引標準

準率甲の病傷部分、多種包括共済掛金割引標準率乙及び多種包括共済掛金割引標準率丙は、それぞれ、組合等ごとの過去3年間の当該多種包括共済に係る共済目的の種類ごとの経過共済金額(共済掛金割引標準率甲の病傷部分及び共済掛金割引標準率乙については経過病傷給付対象共済金額)を重みとして、当該共済目的の種類ごとの共済掛金割引標準率甲の死廃部分、共済掛金割引標準率甲の病傷部分、共済掛金割引標準率乙及び共済掛金割引標準率丙を算術平均して得た率とする。

エ 農業共済組合の合併等があつたときの共済掛金標準率

農業共済組合の合併等(法第107条第1項の農業共済組合の合併等をいう。)があつた場合においても、共済掛金標準率の適用は従来どおりとする。ただし、共済掛金率はそれぞれの地域の共済掛金標準率のいずれも下らない範囲内で同率としても差し支えない。

(2) 危険段階の別を設ける場合

ア 危険段階別の共済掛金率は、「家畜共済危険段階共済掛金標準率等の設定について」(平成16年2月2日付け15経営第5892号農林水産省経営局長通知)に基づき算定された率とする。

イ 組合等(特定組合を除く。)は、危険段階共済掛金標準率甲又は多種包括危険段階共済掛金標準率甲を超える危険段階共済掛金率甲又は多種包括危険段階共済掛金率甲を定めようとする場合には、あらかじめ知事の意見を聴いた上で危険段階共済掛金標準率甲又は多種包括危険段階共済掛金標準率甲を超える危険段階共済掛金率甲又は多種包括危険段階共済掛金率甲を設定し、連合会を經由して当該組合等が危険段階共済掛金標準率甲又は多種包括危険段階共済掛金標準率甲を超える危険段階共済掛金率甲又は多種包括危険段階共済掛金率甲を定める予定の年の1月末日までに経営局長と協議することとし、特定組合にあつては、危険段階共済掛金標準率甲又は多種包括危険段階共済掛金標準率甲を超える危険段階共済掛金率甲又は多種包括危険段階共済掛金率甲を定めようとする場合には、あらかじめ知事の意見を聴いた上で危険段階共済掛金標準率甲又は多種包括危険段階共済掛金標準率甲を超える危険段階共済掛金率甲又は多種包括危険段階共済掛金率甲を設定し、危険段階共済掛金標準率甲又は多種包括危険段階共済掛金標準率甲を超える危険段階共済掛金率甲又は多種包括危険段階共済掛金率甲を定める予定の年の1月末日までに経営局長と協議することとする。

また、組合等は危険段階共済掛金標準率乙又は多種包括危険段階共済掛金標準率乙を超えて危険段階共済掛金率乙又は多種包括危険段階共済掛金率乙を定めることを内容とする危険段階別の共済掛金率について、知事の認可を受けた場合は、その内容を遅滞なく連合会を經由して(特定組合にあつては直接)経営局長へ報告する。

ウ 乙限度率及び多種包括乙限度率については、それぞれ(1)のア及びイを準用する。

(様式 1)

乙限度率改定に必要な資料

(都道府県名：)

〇〇年度から希望する共済目的の種類別及び料率地域別の乙限度率

[illegible]

(注)

- 1) 「料率地域」欄には、改定される乙限度率が適用される年度の前年度に経営局長が連合会等に依頼して行つた家畜共済被害率調査で設定した料率算定地域番号及び料率算定地域名（ただし、乳牛の雌等に係る共済関係に係る共済目的の種類については、乳用成牛又は成乳牛の料率算定地域）を全ての料率算定地域について記入する。この地域が2以上の現行料率地域に分かれているときは、現行料率地域ごとの標準率乙、掛金率乙及び乙限度率をもれなく記入する。
- 2) 「保険関係」欄には、料率地域内の保険関係を記入し、「イ」及び「ロ」が混在する場合には「イ・ロ」と記入する。
- 3) 「現行」の「掛金率乙」欄には、全ての料率地域について掛金率乙を記入する。
- 4) 危険段階別の共済掛金率を定めている場合は、「現行」の「掛金率乙」欄には、危険段階別の共済掛金率乙を危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとして、算術平均した率を記入する。
- 5) 多種包括共済の共済掛金率を組合等内一律に定めている場合には、包括共済対象家畜の種類別に作成する。

(様式 2)

乙限度率改定に必要な資料（診療所の収支状況等）

〇〇診療所

(1) 技術料（共済掛金乙）必要額

〇〇年度収支見込明細

科 目	〇〇年度 計画 a	〇〇年度 実績 b	〇〇年度 見込額 c	b及びcに対するa の 増 減 理 由
診 療 人 件 費	(人分)	(人分)	(人分)	
往 診 旅 費				
一 般 旅 費				
診 療 補 填 金				
嘱 託 獣 医 費				
診 療 所 維 持 費 (間 接 費)				
雑 費				
支 出 計	A			
病傷事故診療収入 (間 接 費)				
病傷事故外診療収入 (間 接 費)				
業 務 勘 定 受 入 (間 接 費)				
雑 収 入 (間 接 費)				
収 入 計	B			

技術料必要額 C (A - B = C)

(2) ○○年度加入見込頭数及びこれに基づく現行共済掛金率乙による技術料

料率 地域	共済目的 の種類	〇〇年 度有資 格頭数	〇〇年 度加入 頭数	〇〇年 加入 頭数	年度 見込 数 d	〇〇年 見込 平均 金額 e	現行共済 掛金率乙 f	$e \times d$ $\times f$	備考
							計	D	

- (3) ○○年度必要共済掛金乙
係数＝C÷D＝E

料 率 地 域	共 済 目 的 の 種 類	○○年度必要共済掛金率 $f \times E = g$	$e \times d \times g$
			計

(注) 料率地域ごとに、最高の乙率を必要とする診療所 1 か所について作成する。

連合会が複数の診療所を運営している場合は、共通の収支により作成する。

(1) の表について

- (ア) ○○年度収支見込明細及び○○年度計画 a の○○には乙限度率が改定される予定の年度を記入し、○○年度実績 b の○○には乙限度率が改定される予定の年度の前々年度を、○○年度見込額 c には乙限度率が改定される予定の年度の前年度を記入する。
- (イ) 科目名は、損益計算書明細中の診療所収支明細に準ずるが、科目の間接費相当部分の算出方法は、次による。
- (a) 診療収入（間接費）＝診療収入－10円×A種点数（負になるときは△印を付して記入する。）
- (b) 業務勘定受入、雑収入及び診療所維持費の間接費相当部分が、明確に区分されない場合は、その 6 割を間接費とする。
- (ウ) 診療人件費の（人分）は、家畜診療所における診療担当獣医師及び専任事務職員であつて家畜共済勘定で処理されている人数を記入する。

(2) の表について

- (ア) ○○年度加入見込頭数及び○○年度見込平均共済金額の○○には乙限度率が改定される予定の年度を記入し、○○年度有資格頭数の○○及び○○年度加入頭数の○○には乙限度率が改定される予定の年度の前々年度を記入する。
- (イ) 有資格頭数は、当該年度の調査日時点における飼養頭数を基に算定し記入する（調査年月日を備考欄に記入）。
- (ウ) 加入頭数は、1 年間で加入したもののみとする。
- (エ) 「(1) 技術料必要額」を算出した診療所の技術料計をみるためのものであるので、全ての共済目的の種類について記入する。
- (オ) 危険段階別の共済掛金率を定めている場合には、「現行共済掛金率乙」の欄には危険段階別の共済掛金率乙を危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとして算術平均した率を記入する。
- (カ) 共済目的の種類ごとに得られる $e \times d \times f$ の値は小数点以下第 1 位を四捨五入し、整数値を記入する。

(3) の表について

- (ア) ○○年度必要共済掛金率の○○には乙限度率が改定される予定の年度を記入する。
- (イ) 係数Eは、小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点以下第 2 位まで記入する。
- (ウ) 共済目的の種類ごとに得られるgの値は、小数点以下第 4 位を四捨五入し、小数点以下第 3 位まで記入する。

(エ) 共済目的の種類ごとに得られる $e \times d \times g$ の値は小数点以下第 1 位を四捨五入し、整数値を記入する。

3 加入資格者（法第15条・第111条の3）

家畜共済の加入資格は、「養畜の業務を営む者」とされている。

- (1) 「養畜の業務を営む者」とは、「自己の責任と計算において、営利を目的として反復継続して家畜を管理する者」であつて、例えば単なる雇用人や一時的に他人の家畜を預かっている者は加入資格者とはならない。
- (2) 共同放牧の場合の加入資格者は、原則として放牧直前の飼養者とするが、放牧管理者の管理責任が大きいとき(管理者が放牧家畜について無(軽)過失責任を負うとき又は放牧成育成績によつて預託料に差等をつけているとき)は管理者を養畜の業務を営む者とみなして加入資格者とする。

なお、組合等は、未加入の加入資格者についての台帳(未加入農家台帳)を作成し、加入推進に努めるものとする。

4 保険関係の協議等（法第125条・第141条の7）

保険関係を「イ」又は「ロ」のいずれかとするかは、組合等(特定組合を除く。)と連合会があらかじめ協議決定しておくこととし、特定組合においては、保険関係の成立する時までに決定しておくこととする。また、これに伴い診療技術料等の負担についても取り決めておく必要がある。

(1) 保険関係の種類に関する協議

ア 組合等と連合会とは、保険関係の種類について、診療施設の利用状況等を考慮して、あらかじめ協議決定しておくものとする。この協議の決定に係る事項について変更する必要があるときは、あらためて協議決定するものとする。

イ アの協議決定は、共済関係ごとに行うものとし、一共済掛金期間中は変更できないものとする。

ウ 組合等又は連合会の診療施設で診療を受ける可能性の多い家畜については「ロ」の保険関係、その他は「イ」の保険関係とすることを原則とする。

エ この協議は、「家畜共済保険関係協議書」(様式例)により行う。

(2) 診療技術料等の負担に関する取決め

ア 「ロ」の保険関係に係る家畜についての共済掛金乙は、連合会の診療施設で診療を受ける可能性の多い家畜については連合会が、組合等の診療施設で診療を受ける可能性の多い家畜については組合等が保留することを原則とする。

イ 「ロ」の保険関係に係る家畜につき、連合会の診療施設で診療を受けるときは、組合等はその診療に要する費用のうち共済掛金乙に相当する金額を保険料とともに連合会に支払う。

ウ イの場合において連合会以外の者が診療を行つたときは、連合会は、当該診療に要した費用のうち共済金の額から保険金の額に保険金額に対する共済金額の割合を乗じて得た額を差し引いて得た額に相当する金額を組合等に支払う。

エ この取決めは、家畜共済保険関係協議書に記載するものとする。

(3) 特定組合の保険関係について

ア 特定組合においては、保険関係の成立するときまでに「イ」又は「ロ」いずれの保険関係とするかを決定する。

イ 保険関係については共済関係ごとに行うものとし、一共済掛金期間中は変更できないものとする。

ウ 特定組合の診療施設で診療を受ける可能性の多い家畜については「ロ」の保険関係、その他は「イ」の保険関係とすることを原則とする。

(4) 保険関係の変更について

ア 連合会又は特定組合は、「ロ」の保険関係であつたものについて、「イ」の保険関係に変更しようとする場合には、「ロ」の保険関係から「イ」の保険関係に変更される年の1月末日までに経営局長と協議するものとする。

イ 連合会又は特定組合は、「イ」の保険関係であつたものについて、「ロ」の保険関係に変更した場合には、遅滞なく経営局長へ報告するものとする。

(様式例)

家畜共済保険関係協議書

〇〇県（都道府）農業共済組合連合会

〇〇農業共済組合

(〇〇村 (市町))

〇〇県農業共済組合連合会と〇〇農業共済組合（〇〇村（市町））は、連合会保険規程第□□条の規定により、家畜共済に係る保険関係につき、別記のとおり協議決定する。この協議決定に係る事項について変更する必要があるときは、あらためて協議決定するものとする。

平成 年 月 日

〇〇県（都道府）農業共済組合連合会

會長理事 何 某 印

○ ○ 農 業 共 濟 組 合

組合長理事 何 某 印

(○○村 (市町)
村 (市町) 長 何 某 印)

別 記

決定事項

- (1) 「イ」の保険関係に係る家畜

〇〇農業共済組合（〇〇村（市町））の区域（事業実施区域）のうち、△△の区域内に住所を有する組合員（家畜共済加入者）が飼養する家畜

- (2) 「ロ」の保険関係に係る家畜

〇〇農業共済組合（〇〇村（市町））の区域（事業実施区域）のうち、△△の区域内に住所を有する組合員（家畜共済加入者）が飼養する家畜

- (3) 診療技術料等の負担に関する取決め

(2)の家畜についての共済掛金乙は、〇〇農業共済組合（〇〇村（市町））に保留する。

(備考) 連合会が診療を行う場合には、次の例により記載すること。

(2)の家畜についての共済掛金乙は、技術料としてあらかじめ連合会に保留する。この場合において、連合会以外の者が診療を行ったときは、連合会は当該診療に要した費用のうち共済金の額から保険金の額に保険金額に対する共済金額の割合を乗じて得た額を差し引いて得た金額に相当する金額を〇〇農業共済組合（〇〇村（市町））に支払うものとする。

注) □□には、各県（都道府）連合会の保険規程中、連合会模範保険規程例第39条に該当する条文番号を記入する。

5 引受審査（法第111条・第111条の4・第113条）

包括共済関係に係る引受けにあつては、個体の確認及び個体ごとの健康診断を行った後、組合員等ごとに引受の諾否を決定し、個別共済関係に係るものにあつては、個体ごとの健康診断を行った後、個体ごとに諾否を決定する。

（1）組合員等の告知事項

家畜の健康診断に際して、組合等は次の項目を基準として組合員等から聞き取り、必要事項を記録する。

ア 所有者及び管理者

イ 購入時期、購入先及び価格

ウ 生年月日、品種及び性別

エ 個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下「牛肉トレーサビリティ法」という。）第2条第1項に規定する個体識別番号をいう。以下同じ。）

オ 悪癖

カ 同一人の飼養する他の家畜の健否

キ 付近における病畜発生状況

ク 使役又は利用の程度及び飼養管理の方法

ケ 既往症及び現症並びにその程度

コ 最近における伝染病検査の結果及び予防注射の種類

サ 発情、授精等、分娩年月日及び分娩予定日並びに乳量

シ 種畜の場合は繁殖成績

（2）個体の確認

加入申込家畜に誤りがないか、包括共済対象家畜の種類ごとに組合員等が飼養する全ての家畜について、個体ごとに、次の方法により確認する。

ア 牛

現地において、飼養する牛の耳標の個体識別番号、牛個体識別台帳（牛肉トレーサビリティ法第3条第1項に規定する牛個体識別台帳をいう。以下同じ。）の情報及び組合員等が所有する家畜の飼養状況を確認することができる資料（個体の識別及び飼養頭数の確認をすることができる資料、牛舎図等）の照合並びに当該組合員等からの聞き取り

イ 馬又は種豚

現地において、飼養する馬又は種豚、組合員等が所有する家畜の飼養状況を確認することができる資料（個体の識別及び飼養頭数の確認をすることができる書類、畜舎図等）の照合及び当該組合員等からの聞き取り

（3）家畜個体の検査

健康診断は、家畜が病傷、老齢、発育不全、衰弱等の状態にあるか否かを判断することを目的として次の項目を基準として行い、必要事項を記録する。

ア 望診 エ 呼吸検査 キ 聴診 コ 年齢鑑定

イ 触診 オ 検温 ク 歩様検査 サ 知覚反応検査

ウ 検脈 カ 打診 ケ 乳質検査

（4）諾否の決定

ア 包括共済関係にあつては、包括共済対象家畜の種類ごとにその飼養する家畜（子牛等を共済目的とする場合にあつては、共済掛金期間中に授精等の後240日に達する可能性のある牛の胎児を含む。以下包括共済において同じ。）の全てについて申込みがない場合又は加入申込みに係る家畜のうち、次に該当するものがあつて、そ

の危険の程度や占める割合からみて、これについて包括共済関係を成立させると他の組合員等との間に衡平を欠くおそれがある場合は引受けをしない。

(ア) 疾病にかかり、若しくは傷害を受けているもの、又はその原因が生じているものの

(イ) 12歳を超える牛、明け17歳以上の馬又は6歳を超える種豚

(ウ) 発育不全、衰弱、奇形、不具又は悪癖の著しいもの

(エ) 通常の飼養管理又は供用の方法と著しく異なる方法で飼養管理され、若しくは供用され、又はそのおそれがあるもの

イ 個別共済関係にあつては、加入申込みに係る家畜個体ごとに諾否を決定するが、加入申込みに係る家畜が、アの(ア)から(エ)までに掲げる家畜のいずれか一に該当する場合は引受けをしない。

6 個体の識別

共済に加入する家畜の個体識別は、次の識別法に従い、個体整理簿に記録するものとする。

(1) 牛の個体識別

ア 個体識別番号

牛肉トレーサビリティ法第9条第2項の規定により装着される耳標の番号を記録する。

イ 毛 色

アの耳標のみにより個体識別が可能である場合には省略することができる。

(ア) 斑 色

2種以上の毛色により斑色をなすもので、黒白斑、褐白斑等がある。

(イ) 単 色

黒 黒色のものをいい、黒、漆黒及び褐黒がある。

褐 褐色のもの(普通あかと称するものを含む。)をいい、褐、淡褐、濃褐、赤褐、灰褐、黒褐、黄褐等がある。

ウ 毛色の記載方法

(ア) 斑色の場合

体躯の大部分を占める毛色を冠記し、その小部分を占めるものを次記し、その下に「斑」の一字を記入して、その色、位置、形状、大きさ等とともに記載する。

(イ) 単色の場合

牛を望見したときの外観上の一般毛色を記載する。

(2) 馬の個体識別

ア 毛 色

鹿 毛 主毛色は濃淡の褐色で、長毛及び四肢の下部は黒色のものをいい、黒鹿毛、白鹿毛、紅鹿毛、金鹿毛等がある。

栗 毛 主毛色は濃淡の赤色で、長毛及び四肢の下部は薄赤あるいは褐赤のものをいい、枳栗毛、白栗毛、紅栗毛、尾花栗毛等がある。

青 毛 耳裏の他は全部が黒色で、蹄は灰黒色のものをいい、黒毛、水青毛、夏青毛等がある。

イ 特 徴

(ア) 白 斑

〔頭 部〕

星 額部の白斑。小さいものは小星という。
額刺毛 額部のわずかな刺毛をいう。
流星 星が下方に延びたものをいう。
鼻白 鼻端の白斑をいう。
唇白 唇の白いものをいい、上又は下の位置を示す。
その他 環、鼻梁白、作、白面等がある。

〔四肢〕

微白 肢下部の小さい白斑で直径おおむね母指頭大以内のものをいう。
小白 肢下部の白斑で肢の周りの半ばに達しないものをいう。
半白 肢下部の白斑で肢の周りの半ば以上全周に及ばないものをいう。
白肢 肢下部の白斑で全周に及ぶものをいう。
長白 肢下部の白斑で膝又は飛節にかかるものをいう。

(イ) 旋毛

珠目 両眼上線から鼻梁中央部に至るものをいう。
頬辻 頬の後部一円のものをいう。
髪中 耳下から鬢甲前端に至る上縁部のものをいう。
頸中 中央頸部のものをいう。
沙流上 脛及び管部のものをいう。
吭擗 咽喉頭から頸下縁3分の1に至るものをいう。
波分 頸下縁3分の1以下頸礎に至るものをいう。

(ウ) その他の著しい特徴

刺毛、異毛、はん痕、裂痕、截痕、岩陥、烙印等で特徴となるものは、種類と位置を示す。

ウ 毛色特徴の記載方法

(ア) 毛色 馬を望見したときの外観上の一般色を記載する。

(イ) 特徴

白斑 頭部白斑については、その名称、位置及び数を記載する。

四肢白斑については、左前、右前、左後及び右後の順に記載する。

旋毛 明らかな旋毛を選んで記載する。左右対をなす旋毛で相対でないときは、左又は右を冠記する。

その他 その他著しい特徴のあるものは、その名称、部位及び数を記載する。

(3) 豚の個体識別

ア 豚はそれ自体の特徴によつて識別することは困難であつて、通常体のある部分に付票を付して識別する。付票の主なものは、次のとおりである。

(ア) 耳標

文字又は番号を刻印したものを耳標かん入器によつて生涯抜けないように耳に装着するものである。

(イ) 截耳

截耳器によつて左右両耳の両縁を截切せん孔し、その部位及び数の如何によつて番号をあらわすものである。

(ウ) 入墨

体のある部位、特に耳殻に入墨器で数字を入墨して番号をあらわすものである。

イ 記載方法は品種を記し、アの(ア)から(ウ)までのいずれか一の付票を記載する。
なお、肉豚については付票による識別は省略することができるものとする。

7 家畜の評価（肉豚に係るものを除く。）（法第114条の2・第116条）

包括共済関係にあつては、包括共済対象家畜の種類ごとに家畜の価額を合計した額を共済価額とし、共済事故が発生した場合は原則として最初の共済掛金期間開始の時、乳牛の胎児価額の変更があつた時、導入の時又は資格を取得した時におけるその家畜の価額を基礎として共済金の支払額を算定する。個別共済関係にあつては、家畜の価額を共済価額とする。

なお、家畜の価額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（1）共済価額

ア 子牛等を共済目的とする包括共済関係以外の包括共済関係にあつては、共済掛金期間中において家畜に異動がなければ共済価額は変化しない。加入頭数が増加したときは、増加した家畜の価額だけ共済価額が増加し、また、加入頭数が減少したときは、減少した家畜の価額だけ共済価額が減少する。

イ 子牛等を共済目的とする包括共済関係にあつては

（ア）共済掛金期間中は、乳牛の胎児の価額が変更された場合を除いては、家畜に異動がなければ、共済価額は変化しない。

（イ）当該共済掛金期間中に出生した子牛（法第84条第1項第3号に掲げる牛以外の牛をいう。以下同じ。）（以下「出生子牛」という。）の価額は胎児の価額と同額とし、当該共済掛金期間中は変更しない。ただし、1母牛の1回出産に対し出生子牛及び死亡した胎児（以下「出生子牛等」という。）の頭数の合計が2頭以上であつた場合は、次のとおりとする。

a 申告品種と出生子牛等の品種が同一である場合

あらかじめ設定した1胎児の価額を当該出生子牛等の頭数の合計で除して得た額をそれぞれ出生子牛等の価額とする（出生子牛等ごとの価額の合計額があらかじめ設定した1胎児の価額に満たないときは、その差額を共済価額から差し引くものとする。以下同じ。）。

b 申告品種と出生子牛等の品種が異なる場合

（a）申告品種の価額より出生子牛等の価額が低額である場合

あらかじめ設定した1胎児の価額に当該出生子牛等の価額の出生子牛等ごとの価額の合計額に対する割合を乗じて得た額をそれぞれ出生子牛等の価額とする

〔例〕

胎児の品種を黒毛和種として申告したが、乳用種と黒毛和種の双子が出生した場合

胎児1頭の価額 ……黒毛和種 110千円

出生子牛等の価額……乳用種1頭 40千円

黒毛和種1頭 110千円

40千円

乳用種の価額 = 110千円 × $\frac{40千円}{(40千円 + 110千円)}$

= 29千円

黒毛和種の価額 = 110千円 × $\frac{110千円}{(40千円 + 110千円)}$

= 80千円

(b) 申告品種の価額より出生子牛等の価額が高額である場合

あらかじめ設定した1胎児の価額を当該出生子牛等の頭数の合計で除して得た額をそれぞれ出生子牛等の価額とする

〔例〕

胎児の品種を交雑種として申告したが、交雑種と黒毛和種の双子が出生した場合

胎児1頭の価額 ……交雑種 70千円

出生子牛等の価額 ……交雑種1頭 70千円

黒毛和種1頭 110千円

交雑種の価額

$$= 70 \text{ 千円} \div 2 = 35 \text{ 千円}$$

黒毛和種の価額

c 品種の申告がなされていなかった場合

あらかじめ設定した1胎児の価額を当該出生子牛等の頭数の合計で除して得た額をそれぞれ出生子牛等の価額とする

〔例〕

胎児の品種の申告がなく、乳用種と黒毛和種の双子が出生した場合

胎児1頭の価額 ……乳用種 40千円

出生子牛等の価額 ……乳用種1頭 40千円

黒毛和種1頭 110千円

乳用種の価額

$$= 40 \text{ 千円} \div 2 = 20 \text{ 千円}$$

黒毛和種の価額

(ウ) 加入頭数が増加(子牛の出生による増を除く。)したときは、増加した家畜の価額だけ共済価額が増加する。

(エ) 加入頭数が減少したときは、減少した家畜の価額だけ共済価額が減少する。

(オ) あらかじめ胎児の価額を加えた当該胎児の母牛が減少した場合には、母牛の価額と同時に当該胎児の価額も減額する。

なお、あらかじめ胎児の価額を加えた母牛の胎児が、共済掛金期間終了までの間において授精等の後240日に達しないことが判明した場合でも当該胎児の価額は減額しない。

(カ) 共済掛金期間中に授精等の後240日に達する可能性が2回ある牛については胎児の数を2として価額を設定する。

(キ) 共済掛金期間中に胎児が授精等の後240日に達する可能性の有無の判定は、その地域における一般的な初回授精月齢、生理的空胎期間等を基礎とし、共済掛金期間中に当該価額が設定されないまま授精等の後240日に達する胎児が生じることのないよう判定基準を定め、この判定基準に基づき共済掛金期間開始の時又は牛の導入時において、適正に行うものとする。

このため、組合等(特定組合以外の組合等においては連合会と協議の上)は、損害評価会に諮り判定基準を作成するものとする(付録参照)。

ウ 継続時にはア、イいずれの場合でも組合等と組合員等との協議により家畜の再評価をして共済価額を変更することができる。

エ 個別共済関係にあつては、共済価額は一共済掛金期間中変更しない。

継続時には組合等と組合員等との協議により家畜の再評価をして共済価額を変更することができる。

(2) 家畜の価額の評価方法

ア 包括共済対象家畜の牛

(ア) 特定組合以外の組合等は、(エ) の評価資料を踏まえ、共済目的の種類、品種ごとに月齢別の評価額の基準（以下「評価基準」という。）を作成し、これを当該組合等の損害評価会に諮り決定し、これに基づき価額を評価する。

(イ) 特定組合は、(エ) の a から c までに掲げる価額を記載した評価基準を作成し、これを当該特定組合の損害評価会に諮り決定し、これに基づき価額を評価する。

(ウ) 組合等は、(ア) 又は (イ) の評価基準及びその作成に用いた資料について 5 年間保存するものとする。

(エ) 連合会は、毎年度、次に掲げる価額を記載した評価資料（特定組合以外の組合等が行う包括共済対象家畜の牛の価額の評価の基準となる資料をいう。）を作成し、これを当該連合会の損害評価会に諮り決定し、これとその作成に用いた資料を当該組合等に提供するものとする。

a 乳牛の雌等（胎児を除く。）

次のいずれかの価格を踏まえた価額。

(a) 連合会の区域内で飼養される乳牛の雌等（胎児を除く。以下同じ。）の取引が主に行われている家畜市場から得られる、当該乳牛の雌等の品種と同じ品種の牛の過去 1 年間の月齢別の平均取引価格（複数の家畜市場で取引が行われている場合には、当該乳牛の雌等の品種と同じ品種の牛の取引頭数を重みとして加重平均して得た平均取引価格をいう。以下「家畜市場平均取引価格」という。）

(b) 連合会の区域内で飼養される乳牛の雌等の取引が主に行われている食肉市場（都道府県の家畜の枝肉の卸売取引が行われている中央卸売市場、地方卸売市場及び租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第17条第2項第3号及び第4号に基づき農林水産大臣が認定した市場をいう。以下同じ。）から得られる、当該乳牛の雌等の品種と同じ品種の牛の過去 1 年間における 1 キログラム当たり枝肉の平均取引価格（複数の食肉市場で取引が行われている場合には、それぞれの平均取引価格を各食肉市場で処理された乳牛の雌等の処理頭数を重みとして加重平均して得られた価格）に乳牛の雌等の出荷月齢時の枝肉重量を乗じて得られた平均取引価格。以下「食肉市場平均取引価格」という。）

なお、家畜市場平均取引価格又は食肉市場平均取引価格（以下「家畜市場等平均取引価格」という。）が得られない月齢については、次に掲げる価額

(c) 初生時（出生後10日目までの期間をいう。以下同じ。）から初妊月齢（平均初産月齢（当該連合会の区域における平均的な初産の月齢をいう。以下同じ。）のおおむね 2 か月前の月齢をいう。以下同じ。）までにおいては、家畜市場平均取引価格を用いた直線補間法（数字と数字の間を直線で結び、その間の値を推計して補間する方法。以下同じ。）により算出した価額

(d) 平均初産月齢においては、初妊牛の家畜市場平均取引価格に、初妊月齢から平均初産月齢までの期間に相当する畜産物生産費統計から得られる牛乳生産費のうち搾乳牛通年換算 1 頭当たりの流通飼料費及び家族労働費（以下「乳牛の生産費」という。）を加えた額から、当該畜産物生産費統計から得られ

る副産物価額のうち子牛の全国平均額を差し引いた価額（以下「平均初産月齢価額」という。）

なお、加算する乳牛の生産費の算定に当たっては、その全国平均額を合計した額の12分の1に相当する額を1月相当の額とする。

- (e) 初妊月齢から平均初産月齢までにおいては、初妊牛の家畜市場平均取引価格及び平均初産月齢価額を用いた直線補間の方法により算出した価額
 - (f) 平均搾乳供用期間（平均初産月齢から平均供用期間（当該連合会の区域における出生から廃用までの平均的な期間をいう。以下同じ。）の2分の1を超えない範囲で連合会が定めた月齢の期間をいう。以下同じ。）においては、平均初産月齢価額
 - (g) 平均搾乳供用期間終了月齢から平均廃用月齢（平均供用期間終了時の月齢をいう。以下同じ。）までにおいては、平均初産月齢価額及び平均廃用月齢の家畜市場等平均取引価格を用いた直線補間法により算出した価額
 - (h) 平均廃用月齢以降の月齢においては、平均廃用月齢の家畜市場等平均取引価格を踏まえた価額（以下「平均廃用月齢価額」という。）
 - (i) (c) 及び (g) の方法により月齢別の価額を算出するために必要な家畜市場等平均取引価格が得られない場合は、他の連合会が保有する当該乳牛の雌等の品種と同じ品種の牛の家畜市場等平均取引価格を踏まえた価額
 - (j) (i) の方法により月齢別の価額を算出するために必要な家畜市場等平均取引価格が得られない場合は、家畜市場又は食肉市場（以下「家畜市場等」という。）以外の取引によって形成される過去1年間の平均取引価格を踏まえた価額
- b 肉用牛等（胎児を除く。）

（エ）のaの本文の規定を準用する。

なお、本文において準用する（エ）のaの本文に規定する家畜市場等平均取引価格（以下「家畜市場等の平均取引価格」という。）が得られない月齢については、次に掲げる価額。

- (a) 初生時においては、cの(b)で得られる胎児の価額
- (b) 平均出荷月齢（当該連合会の区域における平均的な出荷適期の月齢をいう。以下同じ。）においては、本文において準用する（エ）のaの本文に規定する食肉市場平均取引価格を踏まえた価額
- (c) 初生時から平均出荷月齢までにおいては、家畜市場等の平均取引価格を用いた直線補間法により算出した価額
- (d) その他の肉用成牛の雌で繁殖に用いるものについては、次の価額
 - ① 子牛の家畜市場平均取引月齢（当該連合会の区域内で繁殖に用いるものとして飼養されるその他の肉用成牛の雌の取引が主に行われている家畜市場において取引が行われる当該牛の平均月齢をいう。以下同じ。）から平均初産月齢までにおいては、子牛の家畜市場平均取引価格（本文において準用する（エ）のaの本文に規定する家畜市場平均取引価格をいう。以下同じ。）に、畜産物生産費統計の子牛生産費から得られる流通飼料費及び家族労働費（以下「肉用牛の生産費」という。）を加えた額を踏まえた価額

なお、加算する肉用牛の生産費の算定に当たっては、その全国平均額を合計した額を当該生産費の調査対象期間で除して得た額を1月相当の額とする。

- ② 平均初産月齢においては、子牛の家畜市場平均取引価格に、子牛の家畜市場平均取引月齢から平均初産月齢までの期間に相当する肉用牛の生産費を加えた価額（以下「平均初産月齢の価額」という。）
- ③ 平均繁殖供用期間（平均初産月齢から平均供用期間の2分の1を超えない範囲で連合会が定めた月齢までの期間をいう。以下同じ。）においては平均初産月齢の価額
- ④ 平均繁殖供用期間終了月齢から平均廃用月齢までにおいては、平均初産月齢の価額及び家畜市場等の平均取引価格を用いた直線補間法により算出した月齢別の価額
- ⑤ 平均廃用月齢以降の月齢においては、平均廃用月齢価額
- (e) (b) 及び (d) の方法により月齢別の価額を算出するために必要な家畜市場等の平均取引価格が得られない場合は、他の連合会が保有する当該肉用牛等の品種と同じ品種の牛の家畜市場等の平均取引価格を踏まえた価額
- (f) (e) の方法により月齢別の価額を算出するために必要な家畜市場等の平均取引価格が得られない場合は、家畜市場等以外の取引によって形成される過去1年間の平均取引価格を踏まえた価額

c 子牛等を共済目的とする場合の胎児

子牛等を共済目的とする場合の胎児の価額については、家畜共済に付される子牛等は授精等の後240日以上のものであり、子牛としての生存能力が備わる生育の程度のものを対象としていることから、当該胎児は初生牛と同程度の価値があるとみなすことができるため、当該胎児と同じ品種の初生牛の価額を基準として定めることとする。ただし、肉牛の胎児にあつては、一般に肉牛の初生牛の取引実態は無いことから、当該初生牛価額を推計することとなるが、この場合、評価の対象はあくまで胎児であることから、出生後の価格上昇分とみなされる部分等は控除する必要がある。

具体的には、次の方法により、組合にあつては理事会に諮つて議決し、市町村にあつては市町村長が決定する。

(a) 乳牛の胎児の場合

- ① 共済掛金期間開始の時(その共済掛金期間開始の後新たに当該家畜共済に付された牛の胎児の価額を定める場合には、その牛がその家畜共済に付された時。次の②から④までにおいて同じ。)に、当該乳牛の胎児に係る品種の申告がなされていない場合は、当該共済掛金期間開始の時において、組合等の区域内の乳牛の初生牛(出生後10日目までの牛。以下同じ。)の家畜市場の平均取引価格（連合会の区域内で飼養される乳牛の取引が主に行われている家畜市場から得られる、当該乳牛の品種と同じ品種の牛の過去1年間の平均取引価格（複数の家畜市場で取引が行われている場合には、当該乳牛の品種と同じ品種の牛の取引頭数を重みとして加重平均して得た平均取引価格をいう。以下（a）において同じ。））と同額とする。
- ② 共済掛金期間開始の時に、当該乳牛の胎児に係る品種の申告がなされている場合は、当該共済掛金期間開始の時において、組合等の区域内の当該品種の初生牛の家畜市場の平均取引価格と同額とする。
- ③ 共済掛金期間開始の時に価額が定められた乳牛の胎児について、その共済責任が発生する前までに、品種の申告が初めてなされた場合又は既に行つた品種の申告の変更の申告がなされた場合には、当該乳牛の胎児に係る

共済責任が発生する時において、組合等の区域内の当該品種の初生牛の家畜市場の平均取引価格と同額とする。

- ④ ②又は③の申告がなされた乳牛の胎児について、共済事故の発生(死亡)や出生により、その品種が当該申告に係る品種と異なるものであることが判明した場合は、その事実が判明した時点において、当該申告に係る品種の初生牛の家畜市場の平均取引価格と当該判明した品種の初生牛の家畜市場の平均取引価格のうちいずれか低い額と同額とする。

なお、組合員等が行う乳牛の胎児の品種の申告は、組合等が客観的にその事実を確認することができる場合(授精証明書等の呈示を受ける等)にのみ行うことができることとする。

また、乳牛の初生牛の家畜市場の平均取引価格は、雌雄の間の経済的価値の差が大きいことから、超過保険となることを防止するために、乳牛の雄の初生牛の家畜市場の平均取引価格を基準として設定することとする。

(b) 肉牛(乳牛以外の牛をいう。以下同じ。)の胎児の場合

- ① 交雑種牛(乳牛と肉牛の交配により出生した牛をいう。以下同じ。)以外の肉牛(以下「肉用種牛」という。)の胎児の価額は、次式により算出された額と交雑種牛の初生牛の家畜市場の平均取引価格(連合会の区域内で飼養される肉牛の取引が主に行われている家畜市場から得られる、当該肉牛の品種と同じ品種の牛の過去1年間の平均取引価格(複数の家畜市場で取引が行われている場合には、当該肉牛の品種と同じ品種の牛の取引頭数を重みとして加重平均して得た平均取引価格をいう。以下(b)において同じ。))のうちいずれか高い額

$$\left\{ \left[\frac{A}{\frac{(B-C)}{D} \times E + C} - 1 \right] \div 4 + 1 \right\} \times C$$

A：組合等の区域内の肉用種牛の素牛(肥育又は繁殖用の牛として育成された牛をいう。以下同じ。)の雄の家畜市場の平均取引価格と雌の家畜市場の平均取引価格の平均額

B：組合等の区域内の交雑種牛の素牛の家畜市場の平均取引価格

C：組合等の区域内の交雑種牛の初生牛の家畜市場の平均取引価格

D：組合等の区域内の交雑種牛の素牛の平均取引月齢(胎児価額算定日以前1年間に引き引きされた牛の平均月齢をいう。以下同じ。)

E：組合等の区域内の肉用種牛の素牛の平均取引月齢

- ② 交雑種牛の胎児の価額は、組合等の区域内の交雑種牛の初生牛の家畜市場の平均取引価格

イ ア以外の家畜

(ア) 特定組合以外の組合等は、(オ)の評価資料を踏まえ、評価基準を作成し、これを当該組合等の損害評価会に諮り決定し、これに基づき価額を評価する。

(イ) 特定組合は、(オ)に掲げる価額及び事項を記載した評価基準を作成し、これを当該特定組合の損害評価会に諮り決定し、これに基づき価額を評価する。

(ウ) 組合等の行う評価が困難である場合又は組合員等との間に争いが生ずるおそれ

がある場合は損害評価員の合議によって価額を決定する。

(エ) 組合等は、(ア) 若しくは(イ) の評価基準及びその作成に用いた資料又は(ウ) の価額の決定に用いた資料について5年間保存するものとする。

(オ) 連合会は、毎年度、家畜市場等の平均取引価格（この価格が得られない月齢については、家畜市場等以外における取引によって形成される過去1年間の平均取引価格を踏まえた価額。以下「ア以外の家畜の平均取引価格」という。）を記載した評価資料（特定組合以外の組合等が行うア以外の家畜の価額の評価の基準を記載した資料をいう。）を作成し、これを当該連合会の損害評価会に諮り決定し、これとその作成に用いた資料を当該組合等に提供するものとする。

なお、ア以外の家畜の平均取引価格の算定に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

a 病傷経過中のものについては、当該病傷がないものとして評価すること。

b 平均供用期間を超えるものについては、ア以外の家畜の平均取引価格を基準として特にその年齢を考慮して評価すること。

c 妊娠しているものについては、妊娠していないものとして評価すること。

ウ 家畜の価額の評価に係る連合会による特定組合以外の組合等への指導

連合会は、特定組合以外の組合等の行う家畜の価額の評価及び損害評価員の行う家畜の価額の評価並びに子牛等を共済目的とする場合の胎児が授精等の後240日に達する可能性の判定についての指導を行う。

エ 家畜の価額の評価に係る連合会の損害評価員の任務

連合会の損害評価員は、家畜の価額の評価及び子牛等を共済目的とする場合の胎児が授精等の後240日に達する可能性の判定に関する資料を連合会に提供し、あるいは連合会の現地指導に従事する。

(3) 損害評価員

共済目的の評価、損害の認定、損害の防止等に従事する損害評価員は、次に掲げる者の中から若干名選ぶものとする。

ア 組合等(特定組合を除く。)

(ア) 共済連絡員

(イ) 養畜の業務に熟練している者

(ウ) その他家畜の評価について適任と認められる者

イ 連 合 会

(ア) 畜産団体関係者

(イ) その他家畜の評価について適任と認められる者

ウ 特定組合

(ア) 共済連絡員

(イ) 養畜の業務に熟練している者

(ウ) 畜産団体関係者

(エ) その他家畜の評価について適任と認められる者

8 家畜共済関係番号

家畜共済においては、連合会の引受けの集計単位、組合等、加入者及び加入家畜等に対して固有の番号を付し、これにより事務処理を行う。

(1) 地区コード、組合等コード、組合員等コード、群番号、個体番号及び共済番号

ア 地区コードは、共済掛金標準率の設定の単位である地域、引受集計通知書等のと

りまとめの範囲等を勘案して、連合会及び特定組合が定めた地域の一連番号とする。
イ 組合等コードは、都道府県ごとに、組合等に付した各共済事業に共通の一連番号とする。

ウ 組合員等コードは、組合等ごとに包括共済関係に係る家畜共済に加入した者ごとに付する。

エ 群番号は、肉豚に係る家畜共済に加入した者ごと、飼養群（「26 肉豚共済」の（3）に規定する飼養群をいう。）ごと及び年度ごとの一連番号とする。

オ 個体番号は、包括共済関係（肉豚に係るものを除く。）に係る家畜共済に加入した者ごと及び包括共済対象家畜ごとに付する。

カ 共済番号は、組合等ごと、個別共済関係に係る家畜共済に加入した家畜ごと（共済目的の種類を区分する必要はない。）及び年度ごとの一連番号とする。

（2）組合等の区域が変更された場合の取扱い

連合会は、組合等の合併により家畜共済システムの料率地域番号等のコードを変更した場合は、その内容を経営局長へ報告することとする。

9 共済金額（肉豚に係るものを除く。）（法第114条・第111条の6・第116条）

包括共済関係に係る共済金額は、包括共済対象家畜の種類ごとに共済価額に対する最低付保割合と8割との範囲内で加入者が選択した金額とする。

（1）最低付保割合

最低付保割合は、保険効果と農家の負担力とを勘案して2～4割と定められており、組合等はこの範囲内で最低付保割合を選んで共済規程等に規定することとなる。期首又は共済金額の変更時における共済価額に共済規程等で定める最低付保割合を乗じて得た金額がそれぞれの時における共済金額の下限となる。

（2）期首における共済金額

期首における共済金額は、最低付保割合を下らず、共済価額の8割を超えない範囲内で家畜共済掛金率等一覧表に掲げる金額のうちから組合員等が選択した金額である。

家畜共済掛金率等一覧表に掲げる共済金額は、「共済価額に次の割合を乗じて得た金額とする」として5～7段階の付保割合を設けるか又は1頭当たりの共済金額をもつて表示する。

なお、付保割合で表示する場合でも、1頭当たりの共済金額の最高限度に設けることができる。

（3）付保割合の増減

ア 家畜の譲渡等によつて共済価額が減少したとき又は家畜の導入、幼齢家畜の加入資格取得等によつて共済価額が増加したときでも、共済金額はそれらの理由によつて変化しないから、付保割合はその都度自動的に変化する。

イ 死廃事故により共済金が支払われたときは、その共済金に相当する金額だけ共済金額が減額されることとなるから、多くの場合その後の付保割合は変化することとなる。

（4）共済金額の変更

ア 家畜の導入、幼齢家畜の加入資格取得等（共済掛金期間中に乳牛の胎児の価額が変更された場合を除く。）によつて共済価額が増加したことに伴い、組合員等は異動の直前の付保割合の範囲内で共済金額の増額を請求することができる。増額の請求は異動のあつた日から2週間以内に、その共済掛金の差額の納入は増額請求をし

た日から2週間以内に行わなければならない。なお、これに対する責任はその納入のあつた日の翌日から開始することとなる。

共済掛金の差額は、増額請求をした日の翌日から月割りによつて計算した金額である。

イ 死産事故によつて共済金が支払われたときは、事故発生時にその共済金に相当する金額だけ共済金額が減額される。

ウ 継続時において、組合員等は、組合等の承諾を受けて、共済金額を変更することができる。

10 共済掛金及び国庫負担（法第115条・第13条の2）

家畜共済においては、共済掛金の一部を国庫が負担することとなつており、共済掛金から国庫負担部分を差し引いた額が農家が負担する共済掛金となる。なお、国庫負担の対象は共済掛金標準率に対応する部分に限定されている。

（1）共済掛金

ア 原則

共済掛金は、次式によつて算出される。

共済掛金＝共済金額×共済掛金率（甲＋乙＋丙）

（注）共済事故の選択をした場合の共済掛金率は、「2 共済掛金率の設定方法」の（1）のウにより設定した率

イ 多種包括共済関係の場合（共済掛金率を組合等内一律に定めた場合を除く。）

共済目的の種類ごとに算出された額の合計額とする。数式に示すと次式のようなになる。

$$\text{共済掛金} = \Sigma \left(S \times \frac{V_n}{\Sigma V_n} \times P_n \right)$$

（注）Sは共済金額、 V_n は共済目的の種類ごとの家畜の価額の合計額（ n は共済目的の種類を表す添字）、 P_n は共済目的の種類ごとの共済掛金率である。

〔例〕

包括共済対象家畜が乳牛の雌等（子牛等非選択）の場合

成乳牛の価額の合計額（ V_1 ）……80万円	}	共済価額（ $V_1 + V_2$ ）…100万円
育成乳牛の価額の合計額（ V_2 ）…20万円		
成乳牛の共済掛金率（ P_1 ）……………10%		
育成乳牛の共済掛金率（ P_2 ）……………5%		
共済金額（S）……………50万円		

$$\begin{aligned} \text{共済掛金} &= 50\text{万円} \times \frac{80\text{万円}}{100\text{万円}} \times 10\% + 50\text{万円} \times \frac{20\text{万円}}{100\text{万円}} \times 5\% \\ &= 40\text{万円} \times 10\% + 10\text{万円} \times 5\% \\ &= 40,000\text{円} + 5,000\text{円} \\ &= 45,000\text{円} \end{aligned}$$

ウ 短期加入の場合

共済掛金期間を一般の共済掛金期間未満とした場合は、ア又はイにより算出した額に短期係数を乗じて算出する。

牛(胎児を含む。)、馬、種豚 短期係数 = $\frac{\text{短期月数}}{12\text{か月}}$

及び特定包括共済関係に係る肉豚 短期係数 = $\frac{\text{短期月数}}{7\text{か月}}$

(注) (1) 短期月数に1月未満の端数がある場合は、切り上げて1月とする。以下短期月数の算定は、同様に行うこと。

(2) 肉豚(特定包括共済関係に係る肉豚を除く。)の短期係数が1を超える場合は1とする。

エ 包括共済関係及び特定包括共済関係において共済掛金期間中に共済金額の増額があつた場合

追加共済掛金 = 共済金額の増額分 × 共済掛金率 × $\frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}}$

(注) 未経過月数に1月未満の端数がある場合は、切り上げて1月とする。以下未経過月数の算定は、同様に行うこと。

ただし、多種包括共済の場合(共済掛金率を組合等内一律に定めた場合を除く。)は、次式のようになる。

$$\text{追加共済掛金} = \Sigma \left[S \times \frac{V_n}{\Sigma V_n} \times P_n \right] \times \frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}} - \text{控除額}$$

(注) 1) Sは増額後の共済金額、 V_n は共済価額の増加後における共済目的の種類ごとの家畜の価額の合計額(n は共済目的の種類を表す添字)、 P_n は共済目的の種類ごとの共済掛金率である。

2) 「控除額」とは、当該共済金額の増額前に当該増額後の期間により追加支払いが必要となる共済掛金のうち、期首において既に徴収済みの共済掛金等の額である。

[例]

包括共済対象家畜が乳牛の雌等(子牛等非選択)であり、育成乳牛の価額の合計額が20万円増加、共済金額を共済価額の増加前の付保割合まで増額する場合

期首の成乳牛の価額の合計額	80万円
期首の育成乳牛の価額の合計額	20万円
期首の共済価額	100万円
期首の共済金額	50万円
共済価額の増加後の成乳牛の価額の合計額 (V_1)	80万円
共済価額の増加後の育成乳牛の価額の合計額 (V_2)	40万円
増加後の共済価額 ($V_1 + V_2$)	120万円
共済価額の増加前の付保割合まで増額させた共済金額 (S)	60万円
成乳牛の共済掛金率 (P_1)	10%
育成乳牛の共済掛金率 (P_2)	5%
未経過月数	6か月

追加共済掛金

$$= \left\{ (60\text{万円} \times \frac{80\text{万円}}{120\text{万円}} \times 10\% + 60\text{万円} \times \frac{40\text{万円}}{120\text{万円}} \times 5\%) \times \frac{6\text{か月}}{12\text{か月}} \right\} \\ - \left\{ (50\text{万円} \times \frac{80\text{万円}}{100\text{万円}} \times 10\% + 50\text{万円} \times \frac{20\text{万円}}{100\text{万円}} \times 5\%) \times \frac{6\text{か月}}{12\text{か月}} \right\} \\ = 2,500\text{円}$$

(注) 上記の計算においては、控除額は、期首に1年分徴収した共済掛金のうち、共済金額の増額後の未経過月数に係る共済掛金の額を示している。

オ 名義変更の場合

共済目的の譲受人は、組合等の承諾を受けて共済関係に関し、譲渡人の有する権利義務を承継することができる(包括共済関係にあつては、包括共済対象家畜の種類ごとに譲渡人が当該種類についての養畜の業務を廃止した場合に限る。)が、譲受人と譲渡人が同一の組合等の組合員等でない場合であつて、譲受人の加入する組合等に係る共済掛金率が譲渡人の加入する組合等に係る共済掛金率より高い場合は、譲受人はその共済掛金の差額を譲渡人の加入する組合等へ納入する。

また、組合等が危険段階別の共済掛金率を定めている場合であつて、当該組合等の組合員等である譲受人と譲渡人が共に危険段階別の共済掛金率の設定に係る共済目的の種類(多種包括共済の共済掛金率を組合等内一律に定めている場合にあつては当該包括共済対象家畜)の同一の料率設定単位に属している場合で、しかも譲渡人に適用されている危険段階別の共済掛金率により譲受人に適用されている危険段階別の共済掛金率が高い場合は、譲受人はその共済掛金の差額を組合等へ納入する。

共済掛金の差額＝共済金額×(変更後の共済掛金率－変更前の共済掛金率)

$$\times \frac{\text{未経過月数}}{\text{一般の共済掛金期間}}$$

多種包括共済の場合(譲受人及び譲渡人の住所地に係る当該多種包括共済の共済掛金率が、ともに組合等内一律に定められている場合を除く。)は、上記の計算を共済目的の種類ごとに分解して行う。数式に示すと次式のとおりとなる。

$$\text{共済掛金の差額} = \sum \left(S \times \frac{V_n}{\sum V_n} \times (P_{n'} - P_n) \right) \times \frac{\text{未経過月数}}{\text{一般の共済掛金期間}}$$

(注) 1) Sは共済金額、 V_n は共済目的の種類ごとの家畜の価額の合計額(n は共済目的の種類を表す添字)、 P_n は共済目的の種類ごとの変更前の共済掛金率、 $P_{n'}$ は共済目的の種類ごとの変更後の共済掛金率である。

2) いずれかの共済掛金率が多種包括共済の共済掛金率を組合等内一律に定められている場合は、 P_n の全ての率又は $P_{n'}$ の全ての率が等しくなる。

〔例〕

包括共済対象家畜が乳牛の雌等(子牛等非選択)の場合	
成乳牛の価額の合計額 (V ₁) ……80万円	} 共済価額 (V ₁ + V ₂) …100万円
育成乳牛の価額の合計額 (V ₂) …20万円	
共済金額 (S) ……………50万円	
成乳牛の共済掛金率 (変更前) (P ₁) ……………10%	
" (変更後) (P ₁ ') ……………12%	
育成乳牛の共済掛金率 (変更前) (P ₂) …………… 5 %	
" (変更後) (P ₂ ') …… 4 %	
未経過月数…………… 6 か月	
共済掛金の差額	
$= \left\{ 50 \text{万円} \times \frac{80 \text{万円}}{100 \text{万円}} \times (12\% - 10\%) + 50 \text{万円} \times \frac{20 \text{万円}}{100 \text{万円}} \right. \\ \left. \times (4\% - 5\%) \right\} \times \frac{6 \text{ か月}}{12 \text{ か月}}$	
$= (40 \text{万円} \times 2\% + 10 \text{万円} \times \boxed{-1}\%) \times \frac{1}{2}$	
$= (8,000 \text{円} - 1,000 \text{円}) \times \frac{1}{2}$	
$= 3,500 \text{円}$	

カ 共済金額が法第115条第10項の農林水産大臣の定める金額(以下「病傷給付対象共済金額の限度額」という。)を超える場合

共済掛金

＝共済金額×死亡廃用事故に対応する共済掛金率＋病傷給付対象共済金額の限度額×疾病傷害事故に対応する共済掛金率

多種包括共済の場合(共済掛金率が組合等内一律に定められている場合を除く。)は、共済目的の種類ごとに、その家畜の価額の合計額を重みとして病傷給付対象共済金額の限度額をあん分して計算する。したがって、共済金額をS、病傷給付対象共済金額の限度額をS'、共済目的の種類ごとの価額の合計額をV_n(nは共済目的の種類を表す添字)、共済目的の種類ごとの死亡廃用事故に対応する共済掛金率及び疾病傷害事故に対応する共済掛金率をそれぞれP_{Mn}、P_{Sn}としたとき

共済掛金

$$= \Sigma \left[S \times \frac{V_n}{\Sigma V_n} \times P_{Mn} \right] + \Sigma \left[S' \times \frac{V_n}{\Sigma V_n} \times P_{Sn} \right]$$

包括共済関係で期首における共済金額が病傷給付対象共済金額の限度額を超えているものについて共済掛金期間中に共済金額を増額する場合には、共済金額の増額分に期首における「病傷給付対象共済金額の限度額の共済金額に対する割合」を乗じて得た額を当該増額分の病傷給付対象共済金額の限度額とみなして共済掛金の差額を算出する。したがって期首における共済金額及び病傷給付対象共済金額の限度額をそれぞれS₁・S₁'、共済金額増額分をS₂、死亡廃用事故に対応する共済掛

金率及び疾病傷害事故に対応する共済掛金率をそれぞれ $P_M \cdot P_S$ としたとき

$$\text{共済掛金の増額分} = (S_2 \times P_M + S_2 \times \frac{S_1'}{S_1} \times P_S) \times \frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}}$$

キ 法115条第10項の農林水産大臣の定める区域（無獣医地帯）

共済掛金＝共済金額×死亡廃用事故に対応する共済掛金率

（注） 1 共済掛金の計算における1円未満の端数は、切り捨てる。

2 多種包括共済のうち共済掛金率を組合等内一律に定めている場合、危険段階別の共済掛金率を設定している場合又は多種包括共済のうち共済掛金率を組合等内一律に定めるとともに危険段階別の共済掛金率を設定している場合にあつては、「共済掛金率」とあるのをそれぞれ「多種包括共済掛金率」、「危険段階共済掛金率」又は「多種包括危険段階共済掛金率」と、「共済掛金標準率」とあるのをそれぞれ「多種包括共済掛金標準率」、「危険段階共済掛金標準率」又は「多種包括危険段階共済掛金標準率」と読み替えるものとする。

（２）国庫負担

ア 原則

国庫負担額は、共済掛金（共済金額×共済掛金標準率）に次の割合を乗じて得た額とする。ただし、その額が法第13条の2の農林水産大臣の定める額（以下「国庫負担限度額」という。）を超える場合には、国庫負担限度額とする。

種 類	国庫負担割合
牛及び牛の胎児	1 / 2
馬	1 / 2
豚	2 / 5

（ア）包括共済関係

国庫負担限度額は次の算出方法による。

平成15年12月9日農林水産省告示第1983号の別表の金額（以下「別表の金額」という。）を A （子牛等を共済目的とする場合には、別表の金額のうち牛に係るものを A とし、胎児に係るものを a とする。）とし、共済掛金標準率の合計率を P としたとき、 M 頭（子牛等を共済目的とする場合においては、牛を M 頭として胎児を m 頭とする。）の包括共済関係に係る国庫負担限度額は次のとおりである。

（子牛等を共済目的とする包括共済関係以外の包括共済関係の場合）

$$A \times M \times P \times \text{国庫負担割合}$$

（子牛等を共済目的とする包括共済関係の場合）

$$(A \times M + a \times m) \times P \times \text{国庫負担割合}$$

多種包括共済のうち共済掛金率を組合員等ごとに定める場合の国庫負担限度額は、実務上次のように算出する。

共済目的の種類ごとの期首における家畜の価額の合計額及び共済掛金標準率をそれぞれ V_n （ n は共済目的の種類を表す添字）、 P_n としたとき

$$\Sigma \left[A \times M \times \frac{V_n}{\Sigma V_n} \times P_n \right] \times \text{国庫負担割合}$$

この場合、別表の金額により頭数規模ごとの一覧表を作成しておくとう便利である。

(イ) 個別共済関係

国庫負担限度額は、別表の金額により、包括共済関係の場合に準じて算出する。

イ 短期加入

共済掛金及び国庫負担限度額は、短期月数に対応する金額を算出し、その額に国庫負担割合を乗じて算出する。

ウ 包括共済関係における共済金額の増額等

包括共済関係で共済掛金期間中に共済金額を増額した場合の国庫負担限度額は、次の算式により算出する。

$$\begin{aligned} & \text{別表の金額} \times \text{当該増額に係るものの頭数} \times \text{共済掛金標準率} \\ & \times \frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}} \times \text{国庫負担割合} \end{aligned}$$

ただし、多種包括共済のうち共済掛金率を組合員等ごとに定める場合の追加国庫負担額は、次のようになる。

別表の金額をA、共済目的の種類ごとの共済金額の増額時における家畜の頭数、家畜の価額の合計額及び共済掛金標準率をそれぞれM、 V_n (n は共済目的の種類を表す添字)、 P_n としたとき

$$\Sigma \left[A \times M \times \frac{V_n}{\Sigma V_n} \times P_n \right] \times \frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}} \times \text{国庫負担割合} - \text{控除額}$$

(注)「控除額」とは、当該共済金額の増額前に当該増額後の期間により追加支払いが必要となる共済掛金のうち、期首において既に徴収済みの共済掛金に係る国庫負担額等である。

なお、名義変更の場合の算出方法はアに準ずる。

(注) 1 国庫負担の計算における1円未満の端数は、切り捨てる。

2 多種包括共済のうち共済掛金率を組合等内一律に定めている場合、危険段階別の共済掛金率を設定している場合又は多種包括共済のうち共済掛金率を組合等内一律に定めるとともに危険段階別の共済掛金率を設定している場合にあつては、「共済掛金率」とあるのをそれぞれ「多種包括共済掛金率」、「危険段階共済掛金率」又は「多種包括危険段階共済掛金率」と、「共済掛金標準率」とあるのをそれぞれ「多種包括共済掛金標準率」、「危険段階共済掛金標準率」又は「多種包括危険段階共済掛金標準率」と読み替えるものとする。

11 異動通知及び異動状況の確認（法第113条の2・第111条の6）

包括共済関係においては、家畜の異動が直ちに共済価額の増減及び給付の対象頭数の増減となるので、組合等は家畜の異動の実態をその都度承知しておくことが必要である。

そのため、組合等は組合員等に対し異動記録簿（様式例）（組合員等が異動記録簿以外にこれと同様の内容を確認できる資料を作成しているときは、当該資料。以下同じ。）を作成し、異動通知を的確に実施するよう指導するとともに、牛個体識別台帳の情報を活用し、及び関係団体等の協力を得て、家畜の異動状況の情報の入手に努めるものとする。

（１）異動の種類

- ア 有資格家畜（子牛等を共済目的とする場合の授精等の後240日に達した胎児を含む。）の導入
- イ 無資格家畜の加入資格取得
- ウ 子牛等を共済目的とする場合において、牛の胎児が授精等の後240日に達したこと
- エ 加入家畜の譲渡
- オ 乳牛の雌等に係る包括共済関係に付されている規則第29条の乳牛の子牛等の資格喪失
- カ 子牛等を共済目的とする場合における子牛の出生
- キ 種畜の資格取得
- ク 種畜の資格喪失

（２）異動通知の内容

- ア 組合員等が必ず行わなければならない内容
 - （ア）異動の種類
 - （イ）頭数及び当該家畜の異動年月日（子牛の出生のときは当該子牛の生年月日）
 - （ウ）個体番号及び個体識別番号がある場合はその番号
- イ ア以外に、組合等が事務処理上必要な場合に定めることができる内容
 - （ア）当該家畜の性別、生年月日及び価格
 - （イ）共済金額増額の希望の有無
 - （ウ）健否又は病傷名
 - （エ）その他組合等が事務処理上必要な内容

（３）異動通知の方法

- ア 組合等は、組合員等に対し、家畜の異動（（１）のウを除く。）が生じたときは、遅滞なく異動の内容について通知させるとともに、異動の内容を異動記録簿に必ず記録するよう指導する。
- イ 通知は、口頭、文書、電話その他便宜な方法をもつて行わせる。
- ウ 組合等は、異動通知簿を備えて必要事項の記録をとる。

（４）異動状況の確認

組合等は、牛にあってはアの方法により、馬又は種豚にあってはイの方法により、異動の事実及び飼養頭数を確認し、異動によって増加した家畜については健康診断を行う（家畜市場に上場され取引が行われた家畜であって当該取引の行われた日（当該取引に係る家畜市場の開場日が2日以上継続するときは、その末日）から起算して1週間以内に飼養するに至ったことが書面により確認できる場合及び飼養するに至った日以前1週間以内に健康診断を受けたことが書面により確認できる場合は、健康診断を省略することができる。）とともに家畜の価額を評価して、引受台帳及び個体整理簿（異動状況表）に所要の記入を行う。

ただし、子牛等を共済目的とする場合における出生子牛については、健康診断及び価額の評価を行う必要はない。

ア 牛

引受家畜に誤りがないか、包括共済対象家畜の種類ごとに組合員等が飼養する全

ての家畜について、次の方法により確認する。

(ア) 家畜個体識別一括情報照会システムにより牛個体識別台帳の情報検索が可能な組合員等

a 継続引受時

(a) 組合等の個体整理簿（異動状況表）の情報と家畜個体識別一括情報照会システム及び牛の個体識別情報検索サービスから得られる牛個体識別台帳の情報との照合を行う。

(b) (a) の照合の結果、組合等の個体整理簿（異動状況表）の情報と牛個体識別台帳の情報とが異なるときは、組合等は組合員等に必要な事項を照会し、引受家畜を確認する。

(c) (a) 及び (b) の確認時から共済掛金期間の開始時までの間に異動の通知を受けた場合については、再度 (a) 及び (b) の方法により確認する。

b 組合員等から異動の通知を受けたとき及び死廃事故確認時

a の (a) 及び (b) の規定を準用する。

c 共済掛金期間中における引受家畜の確認

当該共済関係の共済掛金期間中に少なくとも 1 回は、「5 引受審査」の (2) のアの方法により、引受家畜を確認する。

(イ) (ア) 以外の組合員等

a 継続引受時

(a) 「5 引受審査」の (2) のアの方法により確認する。

(b) (a) の確認時から共済掛金期間の開始時までの間に異動の通知を受けた場合については、b の方法により確認する。

b 組合員等から異動の通知を受けたとき及び死廃事故確認時

(a) 現地において、異動記録簿、牛個体識別台帳の情報、関係団体等の協力を得て入手した家畜の異動状況の情報等異動状況を示す資料及び組合員等からの聞き取りにより、引受家畜を確認する。

(b) (a) の確認の結果、異動通知が的確に実施されていないことが判明したとき及び組合等の個体整理簿（異動状況表）の情報と異なるときは、a の (a) の方法により確認する。

イ 馬又は種豚

引受家畜に誤りがないか、包括共済対象家畜の種類ごとに組合員等が飼養する全ての家畜について、次の方法により確認する。

(ア) 継続引受時

a 「5 引受審査」の (2) のイの方法により確認する。

b a の確認時から共済掛金期間の開始時までの間に異動の通知を受けた場合については、(イ) の方法により確認する。

(イ) 組合員等から異動の通知を受けたとき及び死廃事故確認時

a 現地において、異動記録簿、関係団体等の協力を得て入手した家畜の異動状況の情報等異動状況を示す資料及び組合員等からの聞き取りにより、引受家畜を確認する。

ただし、種豚の死亡事故について、「12 共済事故」の (2) のエの規定により画像において確認する場合は、当該現地において行う引受家畜の確認は省略することができる。

b a の確認の結果、異動通知が的確に実施されていないことが判明したとき又は組合等の個体整理簿（異動状況表）の情報と異なるときは、(ア) の a の方

法により確認する。

(5) 家畜共済に付される時点及び付されたものでなくなる時点

ア 包括共済関係の成立後に導入された家畜は、それを飼養するに至った時に家畜共済に付されることとなるが、この時点は、当該家畜の引渡しを受けた時(ただし、その時以後自己の飼養場所まで車両で運搬したときは、車両から完全に降ろした時)とする。

イ 包括共済関係の成立後に飼養しなくなつた家畜は、それを飼養しなくなつた時に家畜共済に付されたものでなくなるが、この時点はその家畜を引き渡した時(ただし、その時以前に自己の飼養場所から車両で運搬したときは、車両に載せた時)とする。

ウ 子牛等を共済目的とする場合の牛の胎児については次のとおりである。

(ア) 包括共済関係成立後に導入された母牛の当該胎児がその時すでに授精等の後240日に達していた場合、当該胎児は母牛を飼養するに至った時に家畜共済に付されたものとなる。

(イ) 共済掛金期間中に授精等の後240日に達した胎児については授精等の後240日に達した日から家畜共済に付されたものとなる。

(ウ) 共済掛金期間中に授精等の後240日に達した胎児の母牛が飼養から除外された場合、当該胎児は当該母牛を飼養しなくなつた時に家畜共済に付されたものでなくなる。

(様式例)

異 動 記 録 簿								
住所: _____			加入年度: _____					
氏名: _____			加入家畜の種類: _____					
番号	異動年月日	異動の種類	個体番号	個体識別番号	生年月日	出生の場合 母牛の 個体識別番号	性別	備考
1		出生・購入 売却・その他 ()					雌・雄	
2		出生・購入 売却・その他 ()					雌・雄	
3		出生・購入 売却・その他 ()					雌・雄	
4		出生・購入 売却・その他 ()					雌・雄	
5		出生・購入 売却・その他 ()					雌・雄	
6		出生・購入 売却・その他 ()					雌・雄	
7		出生・購入 売却・その他 ()					雌・雄	
8		出生・購入 売却・その他 ()					雌・雄	
9		出生・購入 売却・その他 ()					雌・雄	
10		出生・購入 売却・その他 ()					雌・雄	
11		出生・購入 売却・その他 ()					雌・雄	
12		出生・購入 売却・その他 ()					雌・雄	

(注1) 「異動の種類」欄のその他は、出生、購入以外の事由により飼養するに至ったとき又は売却以外の事由により飼養しなくなったときをいい、()内にその事由を記入する。

(注2) 耳標・その他個体を識別するものがある場合、備考欄に記入する。

12 共済事故（法第84条・第116条・第117条・第119条・第125条・第137条）

（1）組合員等の行う事項

組合等は、組合員等に対し、次のことを指導するものとする。なお、コについては、原則として文書により指導するものとする。

ア 死亡、廃用、疾病及び傷害が発生したときは、遅滞なく口頭、文書、電話等をもってその旨を組合等に通知するとともに獣医師の診療（検案）を求めること。

ただし、母牛の死産事故に伴う牛の胎児の死亡事故の場合、牛の胎児又は出生後1週間以内の子牛の死亡事故で、組合等の行う確認によつて当該胎児若しくは子牛が授精等の後240日に達していないことが明らかとなつた場合、種豚の死亡事故について、（2）のエの規定により画像において確認する場合及び肉豚の死亡事故の場合は、検案を受ける必要はない。

イ 「家畜共済の事務処理要領」の「I 引受関係」の「〔組合等〕」の「1 家畜共済の加入申込み」の（4）に規定する画像確認対象者（以下「画像確認対象者」という。）は、（ア）から（ウ）までの規定により、死亡豚の画像を撮影し、当該撮影画像を組合等へ提供する。

（ア）画像確認対象者は、種豚又は特定包括共済関係に係る肉豚に死亡事故が発生した場合において、当該死亡事故を特定事故（aからcまでの原因のいずれかによる死亡又は廃用をいう。以下同じ。）以外の死亡事故であると判断したときは、遅滞なく口頭、文書、電話等をもってその旨を組合等に通知するとともに、当該死亡豚の画像を携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ等で撮影し、その画像データを電子メール等により速やかに組合等へ提供する。

a 火災

b 伝染性の疾病（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病（以下「法定伝染病」という。）及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病（特定包括共済関係に係る肉豚で規則第47条の17の規定による申出をしているものについては、豚エンテロウイルス性脳脊髄炎及びニパウイルス感染症に限る。以下「届出伝染病」という。）に限る。以下「伝染病」という。）

c 風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）

（イ）画像確認対象者が行う死亡豚の画像の撮影は、以下の方法によることとする。

a 種豚の場合

（a）画像において死亡の事実が確認できるよう、当該死亡豚の目及び鼻に、組合等から配付された塗料を塗布する。

（b）「6 個体の識別」の（3）のアに基づき付した当該死亡豚に係る付票の内容と、（a）の塗布の状態が確認できるように、静止画又は動画で撮影する。

（c）撮影画像は、撮影年月日及び画像の撮影場所が画像確認対象者の農場内であることが確認できるよう、撮影年月日データ及びGPSデータが付加されたものであることを必要とする。

なお、組合等が、近隣に他の養豚農業者が存在していることや、農場の立地環境の影響等により、GPSデータのみでは、画像の撮影場所が、当該画像確認対象者の農場内であることを確認することが難しいと判断した場合には、GPSデータの付加に加えて、目印（組合等と画像確認対象者との間であらかじめ定めたもので、撮影場所が当該画像確認対象者の農場内であることを確認できるものに限る。）が、画像に収められていなければならない。

b 肉豚の場合

- (a) 同一死亡豚が重複して事故申告されることのないよう、死亡豚の体表に組合等から配付された塗料で、死亡年月日及び当該損害発生通知に係る死亡豚の通し番号を記載するとともに、当該死亡豚の前肢のうち地表に近い側の肢（足裏を含む。）に、当該塗料を塗布する。
- (b) 画像において死亡の事実が確認できるよう、当該死亡豚の目及び鼻に、組合等から配付された塗料を塗布する。
- (c) 当該死亡豚が「26 肉豚共済」の（１）のアに規定する加入資格取得日齢に達しているかを組合等が推定するために、当該死亡豚の下部に体長が測定できるようにメジャーを設置する。
- (d) (a)の記載事項及び塗布の状態、(b)の塗布の状態及び(c)のメジャーによる体長の測定値が確認できるように、静止画又は動画で撮影する。
- (e) 撮影画像は、撮影年月日及び画像の撮影場所が画像確認対象者の農場内であることが確認できるよう、撮影年月日データ及びGPSデータが付加されたものであることを必要とする。

なお、組合等が、近隣に他の養豚農業者が存在していることや、農場の立地環境の影響等により、GPSデータのみでは、画像の撮影場所が、当該画像確認対象者の農場内であることを確認することが難しいと判断した場合には、GPSデータの付加に加えて、目印（組合等と画像確認対象者との間であらかじめ定めたもので、撮影場所が当該画像確認対象者の農場内であることを確認できるものに限る。）が、画像に収められていなければならない。

(ウ) 画像確認対象者は、組合等から（２）のエの（エ）の規定による通知を受けた後に当該死亡豚を処分する。

ウ 指定獣医師の診療を受けたときは、組合等への通知を当該獣医師に依頼すること。
嘱託獣医師又は農業共済団体等の家畜診療所（以下「診療所」という。）の診療を受けたときは、この通知をする必要はない。

エ 受診時に加入証兼内容通知書を提示すること。

オ 受診時及び組合等が行う死廃事故の確認時は原則として立ち会うこと。

カ 診療を受けたときは、獣医師から診療種別等通知書（様式例）（獣医師が診療種別等通知書と同様の内容を記載した書類を作成しているときは、当該通知書。以下同じ。）の交付を受け、これを３年間保存すること。

なお、診療種別等通知書の交付を受けられなかった場合には、速やかに当該書類と同様の内容を記録するよう努めること。

キ 共済金を請求するときは、次の（ア）から（ウ）までの書類を組合に提出すること。

（ア）診断書（検案書）

（イ）診療費の領収書、金融機関への振込証等診療費の支払を明らかにする書類の写し

（ウ）医薬品販売業者から動物用医薬品を組合員等が購入し、獣医師が診療に際し当該動物用医薬品を使用した場合には、当該動物用医薬品の領収書等当該動物用医薬品の購入価格及び購入数量を明らかにする書類の写し

ただし、母牛の死廃事故に伴う胎児の死亡事故の場合、牛の胎児又は出生後１週間以内の子牛の死亡事故で、組合等の行う確認によつて当該胎児若しくは子牛が授精等の後240日に達していないことが明らかとなつた場合及び肉豚の死亡事故の場合は（ア）から（ウ）までの書類を提出する必要はない。

また、診療所又は嘱託若しくは指定獣医師（共済金の受領を委任する指定獣医師に限る。）の診療を受けたときは（ア）及び（イ）、種豚の死亡事故の確認を（２）のエに掲げる方法により行つた場合は（ア）の書類を提出する必要はない。

ク 廃用事故（規則第16条第1項第2号及び第4号を除く。）の場合には、当該廃用家畜又はその肉皮等残存物を購入した家畜商又は食肉業者等から買受書又は家畜販売代金精算書等当該事故家畜又は肉皮等残存物の価額を明らかにする書類を受け取り組合等へ提出することとする。

ただし、伝達性海綿状脳症（本要領上牛海綿状脳症に限定し、以下「BSE」という。）又は牛白血病に係る廃用事故であつて、と畜場でBSE又は牛白血病と診断されたもの（以下「と畜後廃用事故」という。）にあつては、遅滞なく組合等へ通知するとともに、食肉衛生検査所から交付された検査結果又は命令書その他と畜場法（昭和28年法律第114号）第16条第1項によりとさつ若しくは解体禁止となつたこと又は同条第3項により全廃棄となつたことを明らかにする書類（以下「と畜後廃用関係書類」という。）を提出すること。

ケ 規則第16条第1項第4号の場合においては、警察の盗難被害届の証明書又は遺失物届の証明書（当該証明書の交付が受けられない場合は、当該届の写しに届出年月日及び届出先を記入したもの）を組合等に提出すること。

コ 廃用家畜（規則第16条第1項第2号及び第4号による廃用事故を除く。）を枝肉（皮、内蔵を含む。）として販売（家畜商等に委託した場合を含む。）する場合にあつては、当該廃用家畜のと畜、枝肉処理等を行った施設が発行した当該廃用家畜の枝肉重量、価額及び処理経費が記載された書類を組合等へ提出すること。

サ 指定獣医師の診療を受けた場合でその診療に係る共済金の受領を指定獣医師に委任するときは、家畜共済病傷事故共済金代理受領委任状を作成し、当該書類の氏名欄に氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）を自署した上で組合等に提出すること。なお、法人にあつては自署に代えて氏名欄にその名称及び代表者の氏名を記載し、法人印を捺印することができる。

シ 牛の胎児の死亡事故又は出生後1週間以内の子牛の死亡若しくは廃用事故の場合には、当該胎児又は子牛に係る最終の授精（種付・移植）証明書を、獣医師、家畜人工授精師又は種畜の飼養者から交付を受け組合等に提出すること。

また、当該胎児又は子牛に係る妊娠鑑定書等がある場合は、組合等に提出すること。

ス 死廃事故が発生した場合は、個別共済関係にあつては加入証兼内容通知書を組合等へ返戻すること。

セ 上記のほか、共済関係が消滅し、失効し、又は無効となつたときは加入証兼内容通知書を返戻すること。なお、共済関係が消滅するのは、次の場合である。

（ア）組合員が脱退したとき（共済関係の存続又は権利義務の承継について農業共済組合の承諾を受けていたときを除く。）。

（イ）市町村の家畜共済資格者でなくなつたとき（共済関係の存続又は権利義務の承継について市町村の承諾を受けていたときを除く。）。

（ウ）包括共済対象家畜の種類につき養畜の業務を営む者でなくなつたとき（その共済目的の譲受人が組合等の承諾を受けて権利義務を承継したときを除く。）。

（エ）共済関係が解除されたとき。

（2）組合等（特定組合を除く。）の行う事項

ア 共済事故の発生通知を受けたときは、直ちに共済事故発生簿に必要事項を記録するとともに、死廃事故にあつては遅滞なくその旨を連合会に通知すること。

イ 共済事故の発生及び損害の通知を受けたときは、遅滞なく損害を受けた家畜が共済に付されていること、その損害が共済事故によつて生じたものであること、その共済事故が特定事故であるかどうか及び共済事故を選択している場合にあつてはその事故が除外していない共済事故に該当するものであることを確認すること。また、

包括共済関係の死産事故にあつてはその共済価額の現在高を引受台帳、個体整理簿（異動状況表）、共済事故発生簿、聞き取り等により、異動状況を「11 異動通知及び異動状況の確認」の（４）のアの（ア）のb若しくは（イ）のb又はイの（イ）により確認すること。

ウ 死亡事故の確認は、現地において行い、死亡事故確認書（肉豚にあつては現地確認書（肉豚用））を作成すること。ただし、連合会獣医職員が確認に立ち会った場合は、この死亡事故確認書（肉豚にあつては現地確認書（肉豚用））を作成する必要はない。

また、規則第29条の5第1項第1号又は第2号（肉豚にあつては規則第47条の17）に掲げるものを共済事故としない選択をしている場合及び組合等が行う特定事故の確認が困難な場合の死亡事故の確認は、連合会獣医職員とともに現地において行い、次のいずれかの原因によるときは、それぞれに示す方法によりその事実を確かめ、その事故が除外していない共済事故に該当するものであること及びその事故が特定事故によつて生じたものであるかどうかを確認すること。

（ア）火災については、出火の事実がわかる書類（罹災証明書等）を消防署等から入手し、現地において畜舎の焼失状況等を確認すること。

（イ）伝染病については、診断書（検案書）等に基づき、伝染病の届出があつた事実及びその内容（伝染病の種類、家畜の種類・性別・年齢・所在場所、発見された年月日時及び発生頭数）を最寄りの家畜保健衛生所に確かめ、その旨を死亡事故確認書に記載すること。なお、家畜保健衛生所の病性鑑定書等の提出があつた場合には、届出があつた事実を確認する必要はない。

（ウ）風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。以下「自然災害」という。）については、最寄りの気象台又は測候所から観測資料等（（財）気象業務支援センターがインターネット等により提供する地域気象観測（アメダス）データ等を含む。）を入手し、現地において原因となつた自然現象による被害状況等を確認すること。

エ 画像確認対象者から、種豚又は特定包括共済関係に係る肉豚の死亡事故（特定事故を除く。）の発生及び損害の通知を受け、（１）のイの規定による撮影画像の提供があつたときは、当該死亡事故の確認は、イ及びウの規定にかかわらず、次のとおり行うこと。

（ア）遅滞なく、損害を受けた家畜が共済に付されていること及びその損害が死亡によつて生じたものであることを、当該画像において確認すること。また、種豚の死亡事故にあつては、その共済価額の現在高及び異動状況を、引受台帳、個体整理簿（異動状況表）、共済事故発生簿、聞き取り等により確認すること。

（イ）種豚にあつては死亡事故確認書を、特定包括共済関係に係る肉豚にあつては画像確認書（肉豚用）を作成すること。

（ウ）画像確認対象者から提供を受けて事故確認に用いた画像は、家畜共済死産事故記録又は家畜共済死亡事故記録（肉豚・農家単位引受方式）とともに5年間保存すること。

（エ）画像確認対象者から提供を受けた画像による事故確認が終了したときは、当該画像確認対象者にその旨を電話及び電子メールにより通知すること。

（オ）画像確認対象者の種豚又は特定包括共済関係に係る肉豚の死亡事故（特定事故を除く。）であつても、次の場合には、現地において当該事故の確認を行うこと。また、組合等は、画像確認対象者に対し、このことについてあらかじめ了承を得ておくこと。

a 撮影機器の故障、死亡豚の大量発生等により、死亡豚の撮影又は組合等への当該撮影画像の提供が困難となった場合

b 組合等が、画像確認対象者が撮影した画像では適切な事故確認を行うことができないと判断した場合

オ 廃用事故（と畜後廃用事故を除く。）の確認は、次により行うこと。

（ア）事故の確認は、連合会獣医職員とともに、現地において行うこと。ただし、（３）のイの（イ）、（オ）及び（コ）の場合は、この限りでない。

（イ）規則第16条第1項第1号及び第3号による廃用事故については、当該家畜の写真又は動画の撮影を行い、家畜共済死廃事故記録とともに5年間保存すること。なお、撮影は遠距離・近距離でも行い、耳標の写真を含める等撮影日、撮影場所及び廃用認定された家畜の個体の識別に留意して行うこと。

ただし、（３）のイの（イ）の画像による認定を行う場合であつて、連合会において画像が保存される場合は、当該写真撮影を行う必要はない。

（ウ）規則第16条第1項第4号の場合においては、被害者の近隣等においてその事実を確かめ、盗難被害届及び遺失物届の写しが提出されているときは、その届出先において届出の事実を確認すること。

（エ）規則第29条の5第1項第1号又は第2号に掲げるものを共済事故としない選択をしている場合及び特定事故の確認にあつては、ウの（ア）から（ウ）までによりその事実を確かめ、その事故が除外していない共済事故に該当するものであること及びその事故が特定事故であるかどうかを確認すること。

カ と畜後廃用事故の確認については、連合会職員とともに、現地においてと畜後廃用関係書類の確認を行うこと。

キ 牛白血病による死廃事故については、次の（ア）から（エ）までの措置（以下「牛白血病感染拡大防止措置」という。）の実施状況を現地において確認すること。当該確認は、組合員等若しくは当該牛の診療をした獣医師への聞き取り又は使用器具や消毒液の現物の確認により行うこと。

（ア）同一の注射針を複数の牛に使用しないこと。

（イ）直腸検査及び人工授精時に使用する直検手袋を1頭ごとに必ず交換すること。

（ウ）妊娠鑑定時等に用いるエコープローブをカバーで被覆して1頭ごとに交換すること。

（エ）除角器具、去勢用具、削蹄器具、耳標・鼻環の装着器等の血液が付着する物品は洗浄、消毒して使用すること。なお、洗浄と消毒に使用する容器は別容器とすること。

ク キにおいて、実施されていない項目が確認された場合には、管轄の家畜保健衛生所にその旨情報提供を行うとともに、死亡事故にあつては実施されていない項目を死亡事故確認書に記載すること。ただし、連合会獣医職員とともに死亡事故を確認した場合は、死亡事故確認書を作成する必要はない。

ケ 牛の胎児の死亡事故又は出生後1週間以内の子牛の死亡若しくは廃用事故の場合には、獣医師、家畜人工授精師又は種畜の飼養者の授精（種付・移植）証明書、家畜人工授精簿又は種付台帳（必要に応じ妊娠鑑定書等を参考とする。）及び当該胎児又は子牛によつて、当該胎児又は子牛が授精等の後240日に達していることを確認し、死亡事故にあつては死亡事故確認書（牛の胎児及び出生子牛用）を作成すること。ただし、授精（種付・移植）証明書、家畜人工授精簿又は種付台帳によつて当該胎児若しくは子牛の授精等の後の生育の程度が確認できなかった場合又は、当該胎児若しくは子牛が自然交配を目的とする放牧（いわゆる「マキ牛」）により生

産された場合にあっては、連合会獣医職員とともに現地において当該胎児又は子牛により確認すること。これらの場合には、死亡事故確認書（牛の胎児及び出生子牛用）を作成する必要はない。

コ 診断書（検案書）、引受台帳等の記載事項を検討し支払共済金の額を決定すること。

なお、病傷事故診断書の検討に当たっては、次に示す方法により点検すること。

（ア）牛の個体識別情報検索サービス、家畜個体識別一括情報照会システム等を利用して個体識別番号等を照合し、病傷事故の発生に時期に矛盾がないか確認すること。

ただし、診療所の診療を受けた場合は、当該照合を行う必要はない。

（イ）共済事故発生簿と突合すること。

ただし、診療所の診療を受けた場合は、当該突合を行う必要はない。

（ウ）個体整理簿との照合並びに点数及び給付額の突合を行うこと。

（エ）指定獣医師から提出された診断書について、請求された共済金の額と家畜共済病傷事故共済金代理受領委任状の診療費総額を突合すること。ただし、組合員等が病傷事故共済金の代理受領を委任していない場合には、領収書の写し、金融機関への振込証等の写し、聞き取り等により組合員等が負担した診療費を確認し突合すること。

（オ）組合員等が医薬品販売業者から動物用医薬品を購入し、獣医師が診療に際し当該動物用医薬品を使用している場合は、当該動物用医薬品の領収書等の写しと病傷事故診断書の薬価点数を突合すること。

サ コの点検により発見された不適正な病傷事故診断書及び3箇月連続して病傷事故診断書が提出されていた家畜の当該3箇月の病傷事故診断書の写しを2部作成し、1部を組合等で保管するとともに、1部を次の区分を付して（3）のウの集合（又は巡回）審査時に連合会に提出すること。

（ア）不正又は著しい不当が疑われるもの（既に譲渡、と畜等され存在しない牛に対し診療が行われたもの、過剰診療の疑いがあるもの等）

（イ）共済金の請求ができないもの（加入家畜でない家畜に対し診療が行われたもの、待期間中の事故、除外した病傷事故等）

（ウ）共済金支払を免責するもの（異動通知のなかつた家畜の事故、分納掛金滞納中の事故等）

（エ）点数に誤りがあったもの（病傷共済金支払限度額の残額がないものを含む。）

（オ）組合員等の負担した費用の額に疑義のあるもの

（カ）同一家畜について病傷事故診断書が3箇月連続して提出されたもの

（キ）その他（確認された具体的な内容を記載すること。）

シ 共済金の支払及び保険金の請求は、イからコまでの確認又は検討及び（3）のウの病傷事故の審査並びに家畜共済システムに係る作業が完了した後において行うこと。

組合員等から提出された買受書又は家畜販売代金精算書等当該事故家畜又は肉皮等残存物の価額を明らかにする書類（又はその写し）を連合会へ提出すること。

集合（又は巡回）審査終了後、連合会から返戻の指示のあった病傷事故診断書については、連合会から交付された返戻理由書を付して診療を行つた獣医師（一般開業獣医師又は病傷事故共済金代理受領を委任されていない指定獣医師の病傷事故診断書にあつては組合員等）に返戻すること。

ス 病傷事故審査後は「病傷給付計算処理」を行い、必ず給付限度残額を確認し、遅滞なく「病傷完了処理」を行うこと。

セ 組合員等に共済金を口座振込みで支払つたとき若しくは現金で支払うとき又は組合員等が病傷事故共済金の受領を委任した指定獣医師に病傷共済金を支払つたとき

は、組合員等に共済金支払の通知をすること。また、組合員等が病傷事故共済金の受領を委任した指定獣医師に病傷事故共済金を口座振込みで支払ったとき又は現金で支払うときは、当該指定獣医師にも共済金支払の通知をすること。

なお、当該指定獣医師に対し、病傷事故共済金の支払内容を知らせる必要があるときは、支払明細が明らかとなる資料を添付することとする。

ソ 連合会に対して定められた期間内（死廃事故にあつては事故発生の後速やかに、病傷事故にあつては集合（又は巡回）審査終了後5日以内）に保険金を請求すること。病傷事故の保険金の請求は、転帰の日の属する月ごとにまとめて毎月1回行うこと。

タ 連合会の集合（又は巡回）審査が終了し、適正と認められた病傷事故診断書（死亡又は廃用事故に係る診断書及び診療所の診療に係る診断書を除く。）の原則として10%以上について、次により現地確認調査を実施し、調査の実施状況についてとりまとめ、直後の集合審査で連合会へ報告すること。

（ア）集合（又は巡回）審査終了後概ね1箇月以内に実施すること。

（イ）加入証兼内容通知書、診療種別等通知書、病傷事故診断書、組合員等からの聞き取り等により診療の事実を確認すること。

（ウ）手術（開胸、開腹、乳房切除、骨折整復等）に係る病傷事故診断書については手術痕の有無を確認し、写真又は動画で撮影を行い、5年間保存すること。なお、撮影は遠距離、近距離、耳標の写真を含める等撮影日、撮影場所及び家畜の個体識別に留意して行うこと。

（エ）1年間で、原則として当該期間に家畜共済に係る診療を行った全ての獣医師に係る病傷事故診断書が確認の対象となるよう計画すること。なお、当該獣医師が複数の組合員等の診療を行っている場合は、受診した組合員等に偏りが生じないよう留意すること。

チ 死廃事故の場合であつて、組合等区域内に離島（組合等の事務所が所在する離島は除く。以下同じ。）を有しており、当該離島における死廃事故確認等を事故発生の都度遅滞なく行うことが困難な場合（組合等が事故確認のための移動に相当の時間と経費を要する場合等）は、あらかじめ連合会の同意を得て、死廃事故に係る確認及び調査を損害評価員により行うことができるものとする。損害評価員が当該確認及び調査を行った場合には、当該組合等は、診断書（検案書）により当該事故が共済事故であること及びその事故が特定事故によつて生じたものであるかどうかを確認するとともに、個体整理簿（異動状況表）等の記載事項と突合し支払共済金の額を決定する等死廃事故に係る所要の手続きを行うこと。

ツ 廃用家畜（規則第16条第1項第2号及び第4号による廃用事故を除く。）は、枝肉（皮、内蔵を含む。）で販売することを原則とすることを組合員等に対して周知すること。

テ 廃用家畜（規則第16条第1項第2号及び第4号による廃用事故を除く。）を生体として販売する場合にあつては、当該廃用家畜を購入した家畜商等が発行した買受書等当該廃用家畜の売渡価額を明らかにする書類を組合員等から受け取り、当該価額を確認すること。

ト 廃用家畜（規則第16条第1項第2号及び第4号による廃用事故を除く。）を枝肉（皮、内蔵を含む。）として販売（家畜商等に委託した場合を含む。）する場合にあつては、当該廃用家畜のと畜、枝肉処理等を行った施設が発行した当該廃用家畜の枝肉重量、価額及び処理経費が記載された書類を組合員等から受け取り、当該価額等を確認すること。

(3) 連合会が行う事項

ア 死亡事故の確認

(ア) 組合等から死亡事故の通知があつたときは、組合等が行う死亡事故の確認が適正に行われるよう的確な指示をすること。ただし、待期間中の事故、免責事由の疑いのある事故、規則第29条の5第1項第1号又は第2号（肉豚にあつては規則第47条の17）に掲げるものを共済事故としない選択をしている場合の事故、家畜異常事故、組合等が行う特定事故の確認が困難な場合の当該事故及びその他連合会が必要と認めた事故については、獣医職員が現地において事故の確認に立ち会い、死亡事故の認定書を作成すること。

なお、現地において連合会が立ち会わなかつた事故については、診断書（検案書又は画像確認対象者から提供された画像）、死亡事故確認書（肉豚にあつては現地確認書（肉豚用）又は画像確認書（肉豚用））、引受台帳等により審査し確認すること。

(イ) 牛白血病による死亡事故の場合で、獣医職員が現地において事故の確認に立ち会つたときは、死亡事故の認定書を作成するとともに、組合等とともに組合員等若しくは当該牛の診療をした獣医師への聞き取り又は使用器具や消毒液の現物の確認を行うことにより、牛白血病感染拡大防止措置の実施状況を確認し、実施されていない項目を死亡事故の認定書に記載すること。

(ウ) 牛の胎児又は出生後1週間以内の子牛の死亡事故の場合で、組合等が、授精（種付・移植）証明書、家畜人工授精簿又は種付台帳により当該胎児若しくは子牛の授精等の後の生育程度の確認ができなかつた場合又は当該胎児若しくは子牛が自然交配を目的とする放牧（いわゆる「マキ牛」）により生産された場合にあつては、獣医職員が現地において、事故の確認に立ち会い、体表面の発毛状態をもとに当該胎児又は子牛が授精等の後240日に達していることを確認し、死亡事故の認定書を作成すること。この場合背部、腹部及び四肢のつけ根を含めた全体表面にわたり発毛していることを要件とする。ただし、やむを得ない理由があつて現地において立ち会うことが困難な場合は、組合等の診療所の所長が当該胎児又は子牛の体表面の発毛状態を確認して作成した死亡事故確認書によつて、獣医職員が当該死亡事故の認定書の作成を行うことができるものとする。

イ 廃用事故の確認

(ア) 組合等から廃用事故（と畜後廃用事故を除く。）の通知があつたときは、獣医職員が現地において事故の確認に立ち会い、廃用事故の認定書を作成すること。

なお、認定に当たっては、原則として、当該牛の診療をした獣医師から病状等を聞き取り又は立ち会いを求めること。

(イ) (ア)において、組合等の診療所獣医職員が現地において事故の確認に立ち会い、テレビ電話等情報通信機器を使用した画像（動画及び音声を含む。）を通して連合会獣医職員が症状等の聞き取りを行いながら、家畜の個体識別、現症等について確認できる場合は、当該確認をもつて廃用認定書の作成ができるものとする。この場合、確認に用いた画像（動画及び音声を含む。）は5年間保存すること。

(ウ) 出生後1週間以内の子牛の廃用事故の場合には、組合等とともに、獣医師、家畜人工授精師又は種畜の飼養者の授精（種付・移植）証明書、家畜人工授精簿又は種付台帳（必要に応じ妊娠鑑定書等を参考とする。）及び当該子牛によつて、当該子牛が授精等の後240日に達していることを確認する他アの（ウ）に準じて取扱うものとする。

(エ) 規則第29条の5第1項第1号又は第2号に掲げるものを共済事故としない選択をしている場合にあっては、火災、伝染病又は自然災害のいずれかが原因であり、その事故が除外していない共済事故に該当することを確認し、廃用事故の認定書を作成すること。

(オ) (ア)の規定にかかわらず、規則第16条第1項第2号及び第4号の場合における廃用事故((ウ)及び(エ)の場合を除く。)にあっては、事故の確認に際し、獣医職員以外の職員が立ち会えるものとする。

(カ) 組合等からと畜後廃用事故の通知があつたときは、職員が現地においてと畜後廃用関係書類の確認に立ち会い、廃用事故の認定書を作成すること。

(キ) 牛白血病による廃用事故については、職員が組合等とともに組合員等若しくは当該牛の診療をした獣医師への聞き取り又は使用器具や消毒液の現物の確認を行うことにより、牛白血病感染拡大防止措置の実施状況を確認し、実施されていない項目を廃用事故の認定書に記載すること。

なお、(イ)のテレビ電話等情報通信機器を使用した方法で認定をした場合は、テレビ電話等情報通信機器を使用した画像(動画及び音声を含む。)を通して牛白血病感染拡大防止措置の実施状況を確認すること。

また、(コ)により事故を確認した場合は、組合等の診療所の所長が、牛白血病感染拡大防止措置の実施状況を確認し、実施されていない項目を廃用事故確認書に記載すること。

(ク) (オ)又は(カ)の規定により獣医職員以外の職員が現地において事故又はと畜後廃用関係書類の確認に立ち会った場合には、獣医職員が廃用事故の認定書、と畜後廃用関係書類、引受台帳等により審査し確認すること。

(ケ) 廃用事故として認定できない場合は、その理由を組合員等に現地で説明し、後日、理由を記載した書面を組合等を通じ組合員等に交付すること。

(コ) やむを得ない理由があつて現地において事故の確認(と畜後廃用関係書類の確認を含む。)に立ち会うことが困難な場合((イ)のテレビ電話等情報通信機器を使用した方法で認定をした場合を除く。)は、組合等の診療所の所長が作成した廃用事故確認書をもつて廃用事故の認定書の作成を行うことができるものとする。

ウ 病傷事故の審査

組合等が病傷保険金を請求する前に、毎月1回病傷事故関係書類(診断書、検案書、引受台帳等)の内容について集合(又は巡回)審査し、その適否を区分し、適正と認めたものについてのみ保険金の請求手続を行わせること。審査等は、概ね次の方法によること。

(ア) 審査計画の樹立

組合等ごとの病傷事故件数、審査担当人員、交通事情等を勘案して、集合(又は巡回)区域、集合場所、審査班の編制等について、月別予定表を定めて計画的に集合(又は巡回)審査を行う。

(イ) 審査内容

「(12) 病傷事故の取扱い」を踏まえたチェックリストを作成し、チェックを行うこと。

また、次に該当する病傷事故診断書については、詳細チェックリスト(様式例)により精査する。

a (2)のサの病傷事故診断書

b 病傷名等からみて1件当たりの診療点数が著しく高い病傷事故診断書

- c 組合等の現地確認調査の報告において、共済金支払が不適正とされた診療を行つた獣医師に係る病傷事故診断書

(ウ) 審査に伴う処理

(イ) の審査により不適正なものを発見した場合には、却下、削除、照会、調査等に区分する。原則としてその場で処理するものとし、必要と認めたときは現地において調査・確認をすること。

共済金を支払うことが適切ではないとして却下した病傷事故診断書は、返戻理由書を添えて組合等に交付し、診療を行つた獣医師（一般開業獣医師又は病傷事故共済金代理受領を委任されていない指定獣医師の病傷事故診断書にあつては組合員）に返戻させること。

(エ) 保険金請求書との突き合わせ

集合審査の終了後、適正と認められた病傷事故の件数及び保険金の額の総計を記録し、家畜共済保険金請求書（病傷事故）の提出があつたときにその病傷事故の件数及び請求保険金の額の総計と突き合わせる。

エ 指導

(ア) 組合員等及び組合等が実行すべき事項について、指導・督促を行うこと。

集合（又は巡回）審査時には、組合等の現地確認調査の実施状況の検証を行い、不備がある場合は適切な修正指示を行うこと。

また、現地確認調査で重点的に確認する事項について、組合等の職員を対象とした定期的な研修会を開催し、現地確認調査の精度向上を図ること。

(イ) 集合（又は巡回）審査終了の都度、速やかに、共済目的別の病傷事故診断書 1 件当たりの平均点数が、前年度の都道府県の平均点数に比し相当程度高い獣医師を選定し、その理由を組合等を通じて当該獣医師に照会する。合理的な理由がない場合には、組合等とともに当該獣医師に対する面接を行い、その原因を確認すること。

病傷事故診断書の返戻が多い又は継続している獣医師に対しては、組合等とともに当該獣医師に対する面接を行い、指導するとともに、当該獣医師の協力を得て、病傷事故診断書と医薬品納品書類綴を突合し、診療の事実等を確認し、組合等とともに組合員等に対する任意の調査を行う。

オ 再保険金請求書の提出

農林水産大臣に対して定められた期限内に再保険金請求書を提出すること。

併せて規則第16条第1項第1号の廃用事故について、連合会獣医職員による廃用事故認定日（立会日）から当該認定牛の処理（死亡、と殺等）までの日数が、確認日を含め4日を超えているものについて、再保険金請求時にその理由を付して、廃用事故認定書並びに死廃事故診断書及び病傷事故診断書（病傷経過がある場合に限る。）を提出すること。

カ 離島における死廃事故の取扱い

組合等の区域に離島があり、当該離島における死廃事故の確認等を事故発生の都度遅滞なく行うことが困難な当該組合等から、損害評価員により死廃事故の確認等を行う旨の申出があつた場合は、事前に協議を行い、その確認方法等について当該組合等を指導するとともに経営局長に報告すること。なお、連合会の獣医職員による現地における確認は省略できるものとするが、診断書（検案書）により当該事故が共済事故であること及びその事故が特定事故によつて生じたものであるかどうかを確認すること。

(4) 特定組合の行う事項

- ア 共済事故の発生及び損害の通知を受けたときは、直ちに共済事故発生簿に必要事項を記録するとともに、遅滞なく損害を受けた家畜が共済に付されていること、その損害が共済事故によつて生じたものであること、その共済事故が特定事故によつて生じたものであるかどうか及び共済事故を選択している場合にあつてはその事故が除外していない共済事故に該当するものであること並びに包括共済関係の死廃事故にあつてはその共済価額の現在高を、引受台帳、個体整理簿（異動状況表）、共済事故発生簿、聞き取り等により、包括共済関係の死廃事故にあつては異動状況を「11 異動通知及び異動状況の確認」の（４）のアの（ア）のb若しくは（イ）のb又はイの（イ）により確認すること。
- イ 死亡事故の確認は、職員が現地において行い、死亡事故確認書（肉豚にあつては現地確認書（肉豚用））を作成すること。ただし、死亡事故の確認を獣医職員が現地において行つた場合は当該職員が死廃事故確認書を作成し、この場合、死亡事故確認書を作成する必要はない。
- ウ 画像確認対象者から、種豚又は特定包括共済関係に係る肉豚の死亡事故（特定事故を除く。）の発生及び損害の通知を受け、（１）のイの規定による撮影画像の提供があつたときは、ア及びイの規定にかかわらず、直ちに共済事故発生簿に必要事項を記録するとともに、（２）のエの規定を準用する。
- エ 廃用事故（と畜後廃用事故を除く。）の確認は獣医職員が現地において行い、死廃事故確認書を作成すること。なお、確認に当たっては、原則として、当該牛の診療をした獣医師から病状等を聞き取り又は立ち会いを求めること。規則第16条第1項第4号の場合においては、被害者の近隣等においてその事実を確かめ、盗難被害届及び遺失物届の写しが提出されているときは、その届出先において届出の事実を確認すること。
- オ エの規定にかかわらず、規則第16条第1項第2号及び第4号による廃用事故（クからコまでの場合を除く。）にあつては、事故の確認に際し、獣医職員以外の職員が立ち会えるものとする。
- カ と畜後廃用事故にあつては、職員がと畜後廃用関係書類の確認後、死廃事故確認書を作成すること。
- キ 牛白血病による死廃事故については、組合員等若しくは当該牛の診療をした獣医師への聞き取り又は使用器具や消毒液の現物の確認を行うことにより、牛白血病感染拡大防止措置の実施状況を確認し、実施されていない項目を死廃事故確認書（死亡事故確認書を作成した場合は死亡事故確認書）に記載するとともに、管轄の家畜保健衛生所にその旨情報提供を行うこと。
- ク 待期間中の事故、免責事由の疑いのある事故、規則第29条の5第1項第1号又は第2号（肉豚にあつては規則第47条の17）に掲げるものを共済事故としない選択をしている場合の事故、家畜異常事故、特定事故の確認が困難な場合の当該事故及びその他必要と認めた事故については、獣医職員が現地において事故の確認を行い、死廃事故確認書を作成すること。
- ケ 規則第29条の5第1項第1号又は第2号（肉豚にあつては規則第47条の17）に掲げるものを共済事故としない選択をしている場合にあつて、死廃事故の原因が火災、伝染病又は自然災害のいずれかによるときは、（２）のウの（ア）から（ウ）までに示す方法によりその事実を確かめ、その事故が除外していない共済事故に該当するものであることを確認すること。
- コ 牛の胎児の死亡事故又は出生後1週間以内の子牛の死亡若しくは廃用事故の場合には、獣医師、家畜人工授精師又は種畜の飼養者の授精（種付・移植）証明書、家

畜人工授精簿又は種付台帳（必要に応じ妊娠鑑定書等を参考とする。）及び当該胎児又は子牛によつて、当該胎児又は子牛が授精等の後240日に達していることを確認し、死廃事故確認書（牛の胎児及び出生子牛用）を作成すること。ただし、授精（種付・移植）証明書、家畜人工授精簿又は種付台帳によつて当該胎児若しくは子牛の授精等の後の生育の程度が確認できなかつた場合又は、当該胎児若しくは子牛が自然交配を目的とする放牧（いわゆる「マキ牛」）により生産された場合にあっては、獣医職員が現地において当該胎児又は子牛により確認すること。

サ 現地において、獣医職員以外の職員が立ち会つた死亡事故及びオ又はカの規定により獣医職員以外の職員が立ち会つた廃用事故については、獣医職員が、死亡事故診断書、死亡事故確認書（肉豚にあつては現地確認書（肉豚用））、死廃事故確認書、と畜後廃用関係書類、引受台帳等により審査し確認すること。

シ ウの規定により画像によつて確認をした死亡事故については、獣医職員が組合員等から提供された画像、種豚にあつては死亡事故確認書、肉豚にあつては画像確認書（肉豚用）、引受台帳等により審査し確認すること。

ス 廃用事故として確認できない場合は、その理由を現地で組合員に説明し、後日、理由を記載した書面を組合員に交付すること。

セ 診断書（検案書）、引受台帳、個体整理簿（異動状況表）等の記載事項を検討し支払共済金の額を決定すること。

ソ 共済金の支払及び保険金の請求は、アからセまでの確認又は検討及び病傷事故の審査並びに家畜共済システムに係る作業が完了した後において行うこと。

農林水産省が必要と認めた場合は、死廃事故確認書、組合員から提出された買受書又は家畜販売代金精算書等当該事故家畜又は肉皮等残存物の価額を明らかにする書類（又はその写し）、診断書等を農林水産省へ提出すること。

併せて、規則第16条第1項第1号の廃用事故について、獣医職員による廃用事故確認日（立会日）から当該認定牛の処理（死亡、と殺等）までの日数が、確認日を含め4日を超えているものについては、保険金請求時にその理由を付して、廃用事故確認書及び死廃事故診断書及び病傷事故診断書（病傷経過がある場合に限る。）を提出すること。

タ 病傷事故の審査

病傷保険金を請求する前に、毎月1回病傷事故関係書類（診断書、検案書、引受台帳等）の内容について計画的に審査し、その適否を区分し、適正と認めたものについてのみ保険金の請求手続きを行うこと。審査に当たっては、（2）のロに準じて病傷事故診断書の点検を行うとともに、「（12）病傷事故の取扱い」を踏まえたチェックリストを作成し、チェックを行う。

また、次に該当する病傷事故診断書については、別に定める詳細チェックリスト（様式例）により精査を行う。

（ア）（2）のロに準じて点検を行つた結果不適正な診療の疑いのある病傷事故診断書

（イ）病傷名等からみて1件当たりの診療点数が著しく高い病傷事故診断書

（ウ）トの現地確認調査の報告において、共済金支払が不適正とされた診療を行つた獣医師に係る病傷事故診断書

審査後は却下、削除、照会、調査等に区分して処理し、必要と認めたときは現地において調査・確認すること。

共済金を支払うことが適切ではなく却下した病傷事故診断書については、返戻理由書を作成し、診療を行つた獣医師（一般開業獣医師又は病傷事故共済金代理受領を委任されていない指定獣医師の病傷事故診断書にあつては組合員）へ返戻する。

チ 病傷事故審査後は「病傷給付計算処理」を行い、必ず給付限度残額を確認し、遅滞なく「病傷完了処理」を行うこと。

ツ 組合員に共済金を口座振込みで支払ったとき若しくは現金で支払うとき又は組合員が病傷事故共済金の受領を委任した指定獣医師に病傷共済金を支払ったときは、組合員に共済金支払の通知をすること。また、組合員が病傷事故共済金の受領を委任した指定獣医師に病傷事故共済金を口座振込みで支払ったとき又は現金で支払うときは、当該指定獣医師にも共済金支払の通知をすること。

なお、当該指定獣医師に対し、病傷事故共済金の支払内容を知らせる必要があるときは、支払明細が明らかとなる資料を添付することとする。

テ 農林水産大臣に対して定められた期間内（死廃事故にあつては事故の翌月の、病傷事故にあつては事故の翌々月の15日まで）に保険金を請求すること。病傷事故の保険金の請求は、転帰の日の属する月ごとにまとめて毎月1回行うこと。

ト 審査が終了し、適正と認められた病傷事故診断書（死亡又は廃用事故に係る診断書及び診療所の診療に係る診断書を除く。）の原則として10%以上について、次により現地確認調査を実施すること。

（ア）審査終了後概ね1ヶ月以内に実施すること。

（イ）加入証兼内容通知書、診療種別等通知書、病傷事故診断書、組合員からの聞き取り等により診療の事実を確認すること。

（ウ）手術（開胸、開腹、乳房切除、骨折整復等）に係る病傷事故診断書については手術痕の有無を確認し、写真又は動画で撮影（撮影日、撮影場所及び個体の識別に留意して撮影すること。）し、5年間保存すること。

（エ）1年間で、原則として当該期間に家畜共済に係る診療を行つた全ての獣医師に係る病傷事故診断書が確認の対象となるよう計画すること。なお、当該獣医師が複数の組合員の診療を行っている場合は、受診した組合員に偏りが生じないように留意すること。

ナ 組合員が実行すべき事項について、指導・督励を行うこと。

病傷事故の審査時には、現地確認調査の実施状況の検証を行い、不備がある場合は適切な修正を行う。

また、現地確認調査で重点的に確認する事項について、職員を対象とした定期的な研修会を開催し、現地確認調査の精度向上を図ること。

審査終了の都度、速やかに、共済目的別の病傷事故診断書1件当たりの平均点数が、前年度の都道府県の平均点数に比し相当程度高い獣医師を選定し、その理由を獣医師に照会する。合理的な理由がない場合には、当該獣医師に対する面接を行い、その原因を確認する。

病傷事故診断書の返戻が多い又は継続している獣医師に対しては、当該獣医師に対する面接を行い、指導するとともに、獣医師の協力を得て病傷事故診断書と医薬品納品書類綴を突合し、診療の事実等を確認し、組合員に対する任意の調査を行う。

ニ 死廃事故の場合であつて、区域内に離島を有しており、当該離島における死廃事故確認等を事故発生の都度遅滞なく行うことが困難な場合は、あらかじめ、農林水産大臣の同意を得て、死廃事故に係る確認及び調査を損害評価員により行うことができるものとする。損害評価員が当該確認及び調査を行つた場合には、当該組合は、診断書（検案書）により当該事故が共済事故であること及びその事故が特定事故によつて生じたものであるかどうかを確認するとともに、個体整理簿（異動状況表）等の記載事項と突合し支払共済金の額を決定する等死廃事故に係る所要の手続きを行うこと。

ヌ 廃用家畜（規則第16条第1項第2号及び第4号による廃用事故を除く。）は、枝肉（皮、内蔵を含む。）で販売することを原則とすることを組合員等に対して周知すること。

ネ 廃用家畜（規則第16条第1項第2号及び第4号による廃用事故を除く。）を生体として販売する場合にあつては、当該廃用家畜を購入した家畜商等が発行した買受書等当該廃用家畜の売渡価額を明らかにする書類を組合員等から受け取り、当該価額を確認すること。

ノ 廃用家畜（規則第16条第1項第2号及び第4号による廃用事故を除く。）を枝肉（皮、内蔵を含む。）として販売（家畜商等に委託した場合を含む。）する場合にあつては、当該廃用家畜のと畜、枝肉処理等を行った施設が発行した当該廃用家畜の枝肉重量、価額及び処理経費が記載された書類を組合員等から受け取り、当該価額等を確認すること。

（5）嘱託及び指定獣医師の行う事項

嘱託獣医師は、遅滞なく組合等に対して病傷の発生の通知をすること。

指定獣医師は、組合員等から依頼があつたときは、遅滞なく組合等に対して病傷の発生の通知をすること。

（6）廃用の範囲及びその取扱いの注意事項

ア 規則第16条第1項の解釈

（ア）第1号中「疾病又は不慮の傷害（第3号に掲げる疾病及び傷害を除く。）によつて死にひんしたとき」とは、疾病又は傷害によつて獣医学的に救えない状態になり、脈拍、呼吸その他一般症状から一両日中に死亡することが確実になつたときとする。ただし、この場合（ウ）に規定されている疾病及び傷害は除かれる。

（イ）第2号中「不慮の災やくによつて救うことの出来ない状態に陥つたとき」とは、家畜それ自体の病傷の有無にかかわらず周囲の事情によつて救い得ない状態となつたとき、例えば、陥没地に落ち込んだ家畜の救出が不可能である場合等とする。

（ウ）第3号中「骨折、は行、両眼失明又は農林水産大臣が指定する疾病若しくは不慮の傷害であつて、治癒の見込みのないものによつて使用価値を失つたとき」の「骨折、は行、両眼失明」は、管骨骨折、アキレス腱断裂によるは行等（起立・歩行不能等著しい機能障害を呈する場合であつて、その原因が体躯を維持する部位あるいは躯幹の損傷、傷害等によるもの）及び虹彩炎による両眼失明等であり、また、「農林水産大臣が指定する疾病若しくは不慮の傷害」は、①伝達性海綿状脳症、②牛白血病、③創傷性心のう炎、④放線菌症、歯が疾患又は顔面神経まひで採食不能となるもの、⑤不慮の舌断裂で採食不能となるものである。

ただし、牛白血病は、家畜保健衛生所若しくは食肉衛生検査所において牛白血病と診断されたもの又は次の基準のいずれかを満たしたものとする。

a 一般臨床症状を伴うもので、体表若しくは体腔内のリンパ節の複数の腫大又は胸腺の腫大が認められ、かつ、血液検査において異型リンパ球数が末梢リンパ球数の5%以上認められるもの又は腫大リンパ節の生体組織学的検査において多数の異型リンパ球が認められるもの。

b 一般臨床症状を伴うもので、血液検査において末梢リンパ球数が12,000個/mm³以上認められ、かつ、抗体検査（間接赤血球凝集反応又は酵素免疫測定法（ELISA法）に限る。）の結果の陽性のもの。

（エ）第5号中「乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害であつて共済責任の始まつた時以後に生じたことが明らかなものによつて繁殖能力を失つたとき」とは、治癒の見込みのない生殖器（精巢、精巢上体、精

管、前立腺、陰茎、卵巣、卵管、子宮等直接の生殖器をいう。)の実質的な機能の喪失又は機能そのものには傷害はないとしても治癒の見込みのない生殖器の伝染性疾患によつて人工授精(種付け、精液採取)が不可能となつたときであり、それらの原因が共済責任の始まつた以後に生じたことが明らかな場合とする。すなわち、共済責任の始まる日に妊娠していた場合、その日以後に妊娠した場合、又は生殖器の外傷等能力喪失の原因が共済責任開始後にある場合である。

(オ) 第6号中「乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害であつて共済責任の始まつた時以後に生じたことが明らかなものによつて泌乳能力を失つたことが泌乳期において明らかになつたとき」の「泌乳期」とは、当該家畜について現実に搾乳する期間とする。

(カ) 第7号中「奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなとき」とは、例えば前肢湾曲症、軟骨形成不全等のため将来の使用価値がないと認められるときであり、痕跡尾、裂耳等将来の使用価値が損なわれないことが明らかな奇形又は不具は廃用事故にはならない。

イ 規則第16条第1項の取扱い上の注意事項

(ア) 第1号の場合において単に使用価値を失うか、又は治癒の見込みがないことをもつては廃用の理由とはならない。あくまで死にひんした状態をもつて廃用とすること。

(イ) 第3号の場合において牛白血病がアの(ウ)のaの基準による場合は、原則として抗体検査(間接赤血球凝集反応又は酵素免疫測定法(ELISA法)に限る。)の結果を参考にして疫学的な検討を加えて慎重に取り扱うこと。

(ウ) 第3号、第5号及び第6号の場合において単に治療上に多額の経費を要し、あるいは治療に長日数を要することの理由をもつて廃用とするようなことのないこと。

(エ) 第5号の「繁殖能力を失つた」ものの診断は特に慎重を要するので、繁殖に関する技術上の経験と造けいを有する獣医師をしてこれに当たらせることとし、種雄牛若しくは種雄馬であつて機能減退あるいは繁殖成績不良又は乳牛の雌であつて単に不受胎等をもつて繁殖能力の喪失と即断することなく、その原因について具体的かつ病理的に探求し、治癒の見込みのないものと診断されたものに限ること。

(オ) 第5号の種雄馬の場合を除き廃用に係るものはと殺するのを原則とし、飼養から除外されるとき(第4号の場合は30日を経過したとき)をもつて共済事故とする。

ウ 廃用家畜取扱い上の注意事項

廃用家畜は枝肉で販売するのを原則とし、その場合、肉皮等残存物価額は、枝肉(本ウにおいては皮・内臓を含む。)価額から、と殺及び枝肉販売に当たり組合員等が要した運搬費、と畜料、市場手数料、販売手数料等の諸経費(以下「処理経費」という。)を控除した額とする。

枝肉で販売できないため、生体で取引した場合、廃用家畜の価額は売渡価額とする。その価額の評価に当たつては、組合等の最寄りの家畜市場における取引価額を基準とするとともに廃用家畜の体重(体重が測定できない場合には体重推定尺等を用いて体重を測定する。)を参考とする。また、廃用家畜の病態等から、部分廃棄になること、あるいは肉質が低下していることが明らかであると認められる場合には、その分を減額して廃用家畜の価額として差し支えない。なお、廃用家畜の売渡価額が最寄りの家畜市場における取引価額、廃用家畜の体重等からみて低額であると組合等及び連合会が認めた場合には、組合等及び連合会が評価した価額(以下「再評価売渡価額」という。)を用いるものとする。

ただし、種雄牛以外の牛については、肉皮等残存物価額又は廃用家畜の売渡価額若しくは再評価売渡価額が、食肉市場において前年に取引された最低規格（C 1 規格）又は最低規格より一等級上の規格（C 2 規格）の枝肉の 1 キログラム当たり価額の平均価額を用いて、エの基準額の算定方法により算出した額（以下「基準額」という。）を下回った場合には、肉皮等残存物価額又は廃用家畜の売渡価額若しくは再評価売渡価額は、基準額を用いるものとする。なお、残存物が食肉として利用されない疾病（白血病、伝染病、敗血症等）による廃用家畜については、この取扱いから除外するものとする。

また、特定事故以外の死廃事故（以下「一般事故」という。）で死廃共済金支払限度額の残額がない場合であつて、肉皮等残存物価額又は廃用家畜の売渡価額の把握が困難な場合にあつては、再評価売渡価額と基準額のいずれか高い方を用いても差し支えない。

エ 基準額の算定方法

（ア）連合会又は特定組合は、都道府県の家畜が主に出荷されている食肉市場における乳用雌牛（乳用種に限る。以下同じ。）及び乳用肥育去勢牛（乳用種に限る。以下同じ。）の C 1 規格及び C 2 規格の前年一年間の 1 キログラム当たり枝肉取引価額の平均値（以下「基準単価」という。）を算定しておき、当該年度中は都道府県内一律にこの基準単価を用いる。この場合、複数の食肉市場に出荷されているときは、それぞれの平均値を各食肉市場で処理された都道府県内の廃用家畜の処理頭数割合を重みとして加重平均した値を基準単価とする（基準単価の計算例参照）。ただし、廃用家畜の処理頭数割合が明らかでない場合には、単純平均した値を基準単価とする。

（イ）（ア）に示す方法によって基準単価を算定し難い場合にあつては、以下の方法を用いて基準単価を算定する。

a 近隣都道府県の食肉市場における乳用雌牛及び乳用肥育去勢牛の C 1 規格及び C 2 規格の前年一年間の 1 キログラム当たり枝肉取引価額の単純平均値を用いるものとする。

b a の方法によっても算定し難い場合には、全ての食肉中央卸売市場における乳用雌牛及び乳用肥育去勢牛の C 1 規格及び C 2 規格の前年一年間の 1 キログラム当たり枝肉取引価額の単純平均値を用いるものとする。

（ウ）乳牛の雌の 1 号、3 号及び 6 号廃用は乳用雌牛の C 1 規格、5 号廃用は C 2 規格を、乳牛の雌以外で種雄牛以外の牛の 1 号廃用は乳用肥育去勢牛の C 1 規格、3 号廃用は C 2 規格を適用するものとする。

（エ）基準額の算出は次により行う。

a 枝肉で販売した場合

基準額＝基準単価×枝肉重量－処理経費

（注）処理経費は、肉皮等残存物を処理するのに実際に要した経費とする。

b 生体で取引した場合

基準額＝基準単価×廃用家畜の体重×1／2－処理経費

（注）処理経費は、廃用家畜を処理するのに要する一般的な経費とし、連合会又は特定組合が過去の実績等を基準として一定額を定めておくものとする。

c 一般事故であつて死廃共済金支払限度額の残額がない場合

基準額＝基準単価×廃用家畜の体重×1／2－処理経費

（注）廃用家畜の体重は、連合会又は特定組合があらかじめ家畜の品種及び性別等ごとに定める当該地域における家畜の月齢別の標準体重等を用いて推

計しても差し支えない。この場合、処理経費は、上記 b の処理経費を用いるものとする。

(基準単価の計算例)

	4 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平均	処理頭 数割合
A 市場	349	390	413	327	254	251	253	293	293	342	285	282	311	30
B 市場	365	370	383	369	263	232	258	288	235	279	309	297	304	50
C 市場	323	354	371	306	273	223	242	258	223	287	294	295	287	20

$$\text{基準単価} = \frac{311 \times 30 + 304 \times 50 + 287 \times 20}{100} = 303 \text{円}$$

(月齢別標準体重の一例)

○黒毛和種（雌）

月 齢	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24
標準体重 (キログラム)	85	140	200	250	310	350	380	410	440	460	470	490

(7) 子牛等を共済目的とする場合における母牛の死廃事故に伴う胎児の死亡事故の取扱い
死亡獣畜取扱場、と畜場等において死亡した胎児を確認すること。当該胎児が授精等の後240日に達して死亡したことの確認は、当該胎児及び授精（種付・移植）証明書、家畜人工授精簿又は種付台帳によって行うこと。

ア 胎児の死亡が母牛の死亡事故によった場合は、母牛の死亡したときをもって共済事故とする。

イ 胎児の死亡が母牛の廃用事故によった場合は、母牛が飼養から除外されたときをもって共済事故とする。

(8) 死廃共済金支払限度額

ア 包括共済関係にあつては包括共済対象家畜の種類ごと、個別共済関係にあつては家畜ごとに、共済金額及び共済掛金期間に応じて死廃共済金支払限度額（以下「支払限度額」という。）が設定される。

イ 家畜の頭数が増加あるいは減少しただけでは支払限度額は変わらない。

ウ 包括共済関係において家畜が増加したため組合員等が共済金額の増額を行つた場合の支払限度額は、増額共済金額に死廃共済金支払限度率（包括共済対象家畜の種類ごと、料率地域ごとに農林水産大臣が定める率をいう。）及び未経過月数の割合を乗じて得た額だけ増額される。

エ 支払限度額の算出方法は次のとおりで、1円未満の端数は切り捨てる。

期首の支払限度額＝共済金額×死廃共済金支払限度率×係数¹⁾

共済掛金期間中の共済金額増額に伴う支払限度額の追加額

＝増額共済金額×死廃共済金支払限度率×係数²⁾

(注) 1) 短期加入の場合のみ「10 共済掛金及び国庫負担」の(1)のウの短期係数を乗ずる。

(注) 2) $\frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}}$

(9) 死産共済金支払限度の適用を受けない共済関係

次に掲げる共済関係については、支払限度の適用を受けない。

ア 個別共済関係

イ 種雄馬以外の馬に係る包括共済関係

ウ 支払限度の適用年度の前々年以前過去3年間(「算定期間」という。本ウ及びオにおいて同じ。)の一般事故の平均金額被害率(次の表の区分に応じ包括共済対象家畜の種類ごとに同表に掲げる算定方法により算出される率をいう。)が、農林水産大臣が包括共済対象家畜の種類ごとに定める支払限度適用除外基準率を超えない者に係る当該包括共済関係

区 分	乳牛の雌等、種豚及び肉豚	肉 用 牛 等
算定期間の3年度全てにおいて加入がある者	3年度の加入期間における金額被害率の加重平均	最大位の高額被害率を除いた2年度の加入期間における金額被害率の加重平均
算定期間の3年度のうち、2年度において加入がある者	2年度の加入期間における金額被害率の加重平均	2年度の加入期間における金額被害率の加重平均
算定期間の3年度のうち、1年度において加入がある者	当該年度の高額被害率	当該年度の高額被害率

エ 適用年度から3年間さかのぼった年度以降に共済責任が開始し継続した共済関係(肉豚にあつては、肉豚に係る共済関係)の存する者であつて、当該年度から6年間さかのぼった年度から3年間当該包括共済対象家畜の種類に係る共済関係のない者の当該共済関係

ただし、肉豚に係る共済関係については、法第111条第1項の規定によるものと法第150条の5の3の規定によるものとの間で連続した共済関係があつた場合は、継続した共済関係があるものとみなす。この場合、算定期間における引受方式(「26 肉豚共済」における引受方式をいう。)が異なるものに係る金額被害率は当該引受方式に見合つたものに修正することとし、修正係数は両引受方式間の共済掛金標準率の甲の比率を用いる。

オ 算定期間内の同一の包括共済対象家畜の種類に係る家畜共済の加入期間の合計が1年に満たないもの。ただし、肉豚に係る共済関係については、法第111条第1項の規定によるものの期間と法第150条の5の3の規定によるものの期間の合計が1年に満たないもの。

(10) 死産共済金支払限度の適用を受けない共済事故

次に掲げる共済事故については、支払限度の適用を受けない。

ア 特定事故

(ア) 火災

出火の事実が消防署等の調査において確認されたもの。

(イ) 伝染病

a 法定伝染病にあつては患畜又は疑似患畜（殺処分されたものにあつては家畜伝染病予防法第17条又は第20条の規定によるものに限る。）

b 届出伝染病にあつては真症のもの。

(ウ) 自然災害

a 気象観測資料等（アメダスデータ等）から、事故の原因となる自然現象が特定できた場合（なお、通常の飼養管理により被害を回避できたと判断される死亡及び廃用を除く。）

b 事故の範囲の例を掲げると次のとおりである。

(a) 豪雨による河川の氾濫、洪水等により、流失あるいは溺死等、土砂崩れによる畜舎の倒壊・畜舎内への土砂の流入に伴う圧死、窒息死等。

(b) 暴風による畜舎の倒壊による圧死、打撲死等。

(c) 豪雪による畜舎の倒壊による圧死、打撲死等。

(d) 地震による畜舎の倒壊による圧死、打撲死等及び地震に伴い発生した津波による溺死、行方不明等。

(e) 落雷等により送電線、配電盤等が破壊され停電となり、空調機器等が作動しなくなつたため熱射病等により死廃事故となつた場合（暑熱による日射病、熱射病等は原則として除く。）。

イ 共済掛金期間開始後の最初に発生した一般事故であつて支払限度を超えたもの。

ただし、当該事故が同時に2頭以上発生した場合は、当該事故で支払うべき共済金の相当額（法第116条第1項第1号の額（法第150条の5の3に規定する共済関係に係るものにあつて、法第150条の5の10第1項の額）を当該事故頭数で除した額）を当該事故の支払限度額とする。

なお、法第118条第1項及び第2項の共済事故（法第118条第1項のただし書の共済事故（法第118条第4項により同条第2項において準用する場合を含む。）を除く。）が最初の共済事故であつた場合は、この事故を最初の共済事故とはしない。

(11) 死廃事故の共済金、保険金及び再保険金の計算

ア 共済金の計算

死廃事故の共済金は次のようにして計算する。

共済事故が発生した家畜の期首又は追加引受時における価額から肉皮等残存物の価額若しくは廃用家畜の評価額（肉皮等残存物の価額又廃用家畜の評価額が共済事故の発生した家畜の価額の2分の1を超える場合は2分の1として計算する。）又は当該事故の発生によつて受ける補償金等（家畜伝染病予防法の規定によつて受けるべき手当金及び組合員等が主体となつて構成する相互扶助組織（共済規程等で定めるものに限る。以下同じ。）から事故に際して支払われる支援金を除く。）の額を控除した残額を事故発生時の共済価額に対する共済金額の割合（100分の80を限度とする。）を乗じて得た額（計算共済金）を計算する。

$$\left[\frac{\text{共済事故が発生した家畜の価額} - \text{肉皮等残存物価額、廃用家畜の評価額、補償金等}}{\text{家畜の評価額}} \right] \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} = \text{計算共済金}$$

ただし、上記の計算共済金が、共済事故が発生した家畜の価額（その家畜の価額が著しく過少であることを組合員等が証明したときは事故の原因が発生した直前の家畜の価額）から残存物価額あるいは廃用家畜の評価額、補償金等（家畜伝染病予防法の規定によつて受けるべき手当金及び組合員等が主体となつて構成する相互扶助組織から事故に際して支払われる支援金を含む。）の総額を控除した額（以下「純損害額」という。）を超えるときは純損害額を限度とする。

純損害額の計算に当たつて「事故の原因が発生した直前の家畜の価額」を用いる場合は次のものに限るものとする。

a 成育中の家畜

（a）死亡又は廃用が発生した日の属する共済掛金期間の開始の時（その時以後家畜共済に付された場合には、その付された時。以下 a 及び b において同じ。）において出生後第18月の月の末日を経過しない牛又は明け4歳未満の馬で当該共済掛金期間の開始の時から6か月を経過した後に死亡又は廃用となつたものの。

（b）子牛等を共済目的とする場合にあつては、死亡又は廃用が発生した日の属する共済掛金期間開始の時以降出生し、出生の時から3か月を経過した後に死亡又は廃用となつたもの。

b 肥育中の家畜

期首において既に肥育をしている牛馬にあつては共済掛金期間開始の時から3か月を経過した後に死亡又は廃用となつたもの、共済掛金期間の途中において肥育を開始する牛馬にあつては肥育を開始した日（組合員等は肥育開始日を遅滞なく申し出るものとする。）から3か月を経過した後に死亡又は廃用となつたもの。

特定事故及び（9）の共済関係に係る共済事故の支払共済金の額は、前記の計算共済金の額とし、支払限度額又はその残額は変わらない。これ以外の共済事故については、次に掲げる方法によりそれぞれ支払うべき共済金を算定する。

a 一般事故であつて計算共済金が支払限度額又はその残額を超えない場合

計算共済金の額が支払共済金となる。この場合、支払限度額又はその残額から支払共済金の額を差し引く。

b 一般事故であつて計算共済金が支払限度額又はその残額を超える場合

支払限度額又はその残額が支払共済金となり、その残額は0となる。これ以降、共済金額が増額されない限り一般事故については共済金は支払われない。

c 共済掛金期間開始後の最初に発生した一般事故であつて支払限度を超える場合

計算共済金（同時事故の場合は、1頭当たり計算共済金の平均）の額が支払共済金となり、その残額は0となる。これ以降共済金額が増額されない限り一般事故については共済金は支払われない。

〔計算例〕

前提) 当初 5 頭加入 (家畜の価額はそれぞれ40、40、30、10、10万円)

共済価額 130万円 共済金額 65万円

価額40万円の家畜の死産事故

残存物なしの場合(A) 残存物32万円の場合(B)

例 1 家畜に異動がなかった場合

$$(A) \cdots \cdots 400,000円 \times \frac{650,000円}{1,300,000円} = 200,000円 \cdots \cdots \text{支払共済金}$$

$$(B) \cdots \cdots (400,000円 - 200,000円) \times \frac{650,000円}{1,300,000円} = 100,000円$$

400,000円 - 320,000円 = 80,000円 $\cdots \cdots$ 純損害額

支払共済金 = 80,000円

例 2 家畜に異動があつた場合

(1) 頭数増 $\cdots \cdots$ (40万円の価額のもの 1 頭)

(ア) 共済金額20万円増額の場合

$$(A) \cdots \cdots 400,000円 \times \frac{850,000円}{1,700,000円} = 200,000円 \cdots \cdots \text{支払共済金}$$

$$(B) \cdots \cdots (400,000円 - 200,000円) \times \frac{850,000円}{1,700,000円} = 100,000円$$

400,000円 - 320,000円 = 80,000円 $\cdots \cdots$ 純損害額

支払共済金 = 80,000円

(イ) 共済金額を増額しない場合

$$(A) \cdots \cdots 400,000円 \times \frac{650,000円}{1,700,000円} = 152,941円 \cdots \cdots \text{支払共済金}$$

$$(B) \cdots \cdots (400,000円 - 200,000円) \times \frac{650,000円}{1,700,000円} = 76,470円$$

400,000円 - 320,000円 = 80,000円 $\cdots \cdots$ 純損害額

支払共済金 = 76,470円

(2) 頭数減 $\cdots \cdots$ (40万円の価額のもの 1 頭転売)

$$(A) \cdots \cdots 400,000円 \times \frac{650,000円}{900,000円} = 288,888円 \cdots \cdots \text{支払共済金}$$

$$(B) \cdots \cdots (400,000円 - 200,000円) \times \frac{650,000円}{900,000円} = 144,444円$$

400,000円 - 320,000円 = 80,000円 $\cdots \cdots$ 純損害額

支払共済金 = 80,000円

例 3 事故の原因が発生した直前の成育中の家畜の価額50万円と認定

$$(B) \cdots \cdots (400,000円 - 200,000円) \times \frac{650,000円}{1,300,000円} = 100,000円$$

500,000円 - 320,000円 = 180,000円 $\cdots \cdots$ 純損害額

支払共済金 = 100,000円

(付) 権利義務の承継により同一家畜に 2 個以上の共済関係が生じた場合の計算方法

包括共済関係においては包括共済関係を有する者がその包括共済加入家畜全てを他の包括共済関係を有する者に譲渡する等、権利義務の承継に伴つて同一包括共済

対象家畜について2個又はそれ以上の家畜共済の共済関係が生ずることがあり得るが、このような場合の死廃事故に対する支払共済金の計算方法は、次のとおりとする。

すなわち、他の共済関係が存しないものとしてそれぞれの共済関係についてアの方法により共済金を計算し（以下この共済金を「独立責任額」という。）、この合計額が損害の額の8割を超過する場合はそれぞれの共済関係について支払う共済金は損害の額の8割に相当する額に、独立責任額の合計額に対するそれぞれの独立責任額の割合を乗じて算出する。

〔計算例〕

（前提）

A 包括共済関係 共済価額 200万円 共済金額 170万円

B 包括共済関係 共済価額 240万円 共済金額 190万円

権利義務の承継によりいずれの包括共済関係も共済価額は440万円となる。

事故発生家畜1頭 価額40万円 残存物なし

$$A \text{ 包括共済関係 } 400,000円 \times \frac{1,700,000円}{4,400,000円} = 154,545円 \cdots \cdots \text{独立責任額}$$

$$B \text{ 包括共済関係 } 400,000円 \times \frac{1,900,000円}{4,400,000円} = 172,727円 \cdots \cdots \text{独立責任額}$$

計 327,272円 $\cdots \cdots$ 独立責任額の合計額

$$400,000円 \times 0.8 = 320,000円 \cdots \cdots \text{損害の額の8割}$$

独立責任額の合計額 > 損害の額の8割であるから

$$A \text{ 包括共済関係 } 320,000円 \times \frac{154,545円}{327,272円} = 151,111円 \cdots \cdots \text{支払共済金}$$

$$B \text{ 包括共済関係 } 320,000円 \times \frac{172,727円}{327,272円} = 168,888円 \cdots \cdots \text{支払共済金}$$

計 319,999円

免責事由による一部減額がある場合は、上記によつて算定された共済金の額から、免責額を差し引いた残額が支払共済金となる。

イ 保険金の計算

支払共済金に連合会が保険規程で定めた保険割合（特定組合においては50/100）を乗じて得た額が保険金となる。連合会（政府）において免責が行われた場合にはこれを差し引いた残額が支払保険金となる。

ウ 再保険金の計算

支払保険金に組合等の共済責任保留割合によつて50/80（2割保留）、40/70（3割保留）又は60/90（1割保留）を乗じて得た額とする。政府において免責が行われた場合には、これを差し引いた残額が支払再保険金となる。

エ 家畜異常事故に係る保険金及び再保険金の額は、共済金の額と同様である。

（注）端数計算

共済金、保険金及び再保険金の計算における1円未満の端数は切り捨てる。

(12) 病傷事故の取扱い

ア 病傷事故の転帰及び治癒判定

病傷事故の転帰並びに雌不妊症（卵巢疾患、卵管疾患、子宮疾患）、乳房炎及びケトン症の治癒判定は、次のとおりとする。

(ア) 病傷事故の転帰

- a 死亡
- b 法令殺 家畜伝染病予防法の規定により殺処分されたとき。
- c 廃用 規則第16条第1項各号の一に該当したとき。
- d 治癒 症候が消退し治療の必要がなくなったとき。
- e 中止 次のいずれかに該当する場合。
 - (a) a から d までの転帰以外であつて診療が中止されたとき。
 - (b) 病傷経過中共済掛金期間が終了したとき。
 - (c) 乳牛の雌等及び肉用牛等の両方の包括共済関係があり、かつ、子牛等を共済目的としている場合に、乳牛の雌以外の乳牛の子牛が病傷経過中に出生後第2月の月の末日に達したとき。

(イ) 治癒判定

- a 卵巢疾患
 - (a) 卵胞のう腫 治療が終了した後、卵胞の正常な発育・排卵と正常な黄体形成を確認した時と受胎を確認した時とのいずれかが早い時を治癒とする。
 - (b) 排卵障害 治療が終了した後、排卵したことを確認した時と受胎を確認した時とのいずれか早い時を治癒とする。
 - (c) 黄体遺残 治療が終了した後、発情が認められ、卵巢及び子宮が正常となったことを確認した時と受胎を確認した時とのいずれか早い時を治癒とする。
 - (d) その他の卵巢疾患 治療が終了した後、2回の性周期を反復して卵巢及び子宮が正常となったことを確認した時と受胎を確認した時とのいずれか早い時を治癒とする。ただし、鈍性発情にあつては、治療が終了した後受胎したことを確認した時を治癒とする。
- b 卵管疾患 治療が終了した後受胎したことを確認した時を治癒とする。
- c 子宮疾患 治療が終了した後、7～14日を経て子宮の異常所見が消失したこと及び卵巢の異常所見が消失したことを確認した時と受胎したことを確認した時とのいずれか早い時を治癒とする。
- d 乳房炎 治療が終了した後、2週間を経てから臨床症状に異常がなく、乳量回復が顕著で、CMT変法、体細胞数、電気伝導度、NAGase、細菌等のいずれか1つの検査成績が陰性であることを確認した時を治癒とする。
- e ケトン症 治療によつて臨床症状が消退し、その消退した日から7日以上臨床症状が発現しないことを確認した時を治癒とする。

イ 共済金支払の対象とならない診療の範囲

共済金支払の対象となるのは病傷によるものであつて、診断の結果病傷でないことが明らかなものについては共済事故とはならない。例えば結果的に健康検査、妊娠鑑定、通常分娩の助産等にすぎなかつたものは支払の対象とはならない。

病傷事故に係る損害の額を算定するに当たつては、「通常必要とされる診療行為」を基準として算定しなければならないことと定められており（家畜共済損害認定準則第5）、給付限度の範囲内であつても診療行為の全てが共済金支払の対象とな

るものではない。家畜共済の共済金の支払の対象となる疾病及び傷害とは、獣医学的な意味での疾病及び傷害をいうのではなく、獣医師の治療を必要とする程度の、家畜としての機能に支障を来す異常な状態をいう。また、「通常必要とされる診療行為」とは、その病傷に対し最も有効で、かつ、最も経済的な診療方法であつて広く学界に認められ一般に普及しているものであり、効果の乏しい不経済な診療方法や効果の不確実な新しい診療方法等は含まれない。

したがつて、少なくとも下記の診療行為については損害の額に算入しない。

(ア) 一般に獣医技術を必要としないと認められる病傷に対する治療

組合員等が加入家畜について通常すべき管理その他損害防止により処置できる程度の病傷に対する診療行為

(イ) 効果の期待できない治療

余病を併発するおそれがないグラム陰性菌による疾病と確定した後に行われたペニシリン療法のような不合理な治療

(ウ) 必要を超えて加えられる治療

治癒しているにもかかわらず加えられる治療又は対処療法の範囲を超える保健栄養剤の投与のような行為

(エ) 治癒の見込みのない病傷の治療

牛の結核病、馬の伝染性貧血等現在の獣医技術水準においては一般に治療の効果が望めない種類の疾病に対する治療。ただし、治癒の見込みがないと診断された後においても、それに併発した病傷のために残存物価額が著しく低下すると考えられるときは、これを防止するために応急的に行つた最少限の診療についてはこの限りではない。

(オ) 試験・研究を目的とする診療

試験・研究を目的とする診療、獣医学的に根拠の薄弱な特異な療法等

(カ) 他の安価な治療で治癒し得ることが明らかである場合に行われる高価な治療

診療の経済性という観点から不適当な治療。例えば安価な抗生物質で治癒し得ることが明らかであるにもかかわらず、他の高価な抗生物質を用いたような場合には、代替し得る安価な治療を超える部分は原則として共済金を支払わない。また、同一の医薬品について単位当たり価格が安価なものがあるにもかかわらず、単位当たり価格が高価なものを用いた場合には、その差額部分は原則として共済金を支払わない。

(キ) 生命に関係がなく、また機能障害となるおそれのない病傷に対する治療

単純な皮膚病、少数の良性腫瘍等生命になんら影響がなく、また機能障害となるおそれのない病傷に対する治療

ウ その他

(ア) いわゆる二等乳症（酸高乳症、低酸度二等乳症等）、リピート・ブリーダー、潜在性乳房炎、ケトン血症、ケトン尿症等は、共済事故に該当しない。

(イ) 損害防止事業によつて発見された病傷について、その時に行われた処置は給付の対象としない。

(ウ) (イ) の病傷について、その後治療を要するものについて治療を行つたときは、病傷事故として取り扱う。その後治療を要するものとは、病傷の原因が発生しているが病傷の徴候を現していて放置した場合は病傷が重篤となつて死産事故が発生するおそれがあるため、治療が必要と認められる場合とする。

(13) 病傷共済金給付限度額

ア 包括共済関係にあつては包括共済対象家畜の種類ごと、個別共済関係にあつては家畜ごとに、共済金額（病傷給付対象共済金額の限度額を超えるときは、病傷給付対象共済金額の限度額）及び共済掛金期間に応じて給付限度額が設定される。

イ 家畜の異動により家畜の頭数が増加あるいは減少しただけでは給付限度額は変わらない。

ウ 包括共済関係において家畜が増加したため組合員等が共済金額の増額を行つた場合の給付限度額は、増額共済金額（期首の共済金額が病傷給付対象共済金額の限度額を超えるときは、期首における「病傷給付対象共済金額の限度額の共済金額に対する割合」に対応する額）に病傷共済金支払限度率及び未経過月数の割合を乗じて得た額だけ増額される。

エ 共済金給付限度額の算出方法は次のとおりで、10円未満の端数は四捨五入する。

期首の給付限度額＝共済金額¹⁾×病傷共済金支払限度率×係数²⁾

（注） 1）病傷給付対象共済金額の限度額を超えているときは病傷給付対象共済金額の限度額とする。

2）短期加入の場合のみ「10 共済掛金及び国庫負担」の（1）のウの短期係数を乗ずる。

共済掛金期間中の共済金額増額に伴う給付限度額の追加額

＝増額共済金額¹⁾×病傷共済金支払限度率×係数²⁾

（注） 1）期首の共済金額が病傷給付対象共済金額の限度額を超えるときは次の金額とする。

増額共済金額× $\frac{\text{病傷給付対象共済金額の限度額}}{\text{期首の共済金額}}$

2) $\frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}}$

オ 「ロ」の保険関係の保険金給付限度額の算出方法は次のとおりで、10円未満の端数は四捨五入する。

保険金給付限度額＝共済金給付限度額×40/100×保険割合

ただし、次の場合については、上式の40/100に代えてその率を用いるものとする。

（ア）共済掛金標準率甲の病傷部分の率を、共済掛金標準率甲の病傷部分の率と共済掛金標準率乙の率を合計した率で除した率（以下「甲比率」という。）が40/100を超える場合においては、その率

（イ）なお、多種包括共済関係においては共済掛金標準率甲の病傷部分の率及び共済掛金標準率乙の率に代えて、当該多種包括共済掛金標準率を用いて、同様に算出した率を用いるものとし、その率が40/100を超える場合にあつてはその率

（14）病傷事故の共済金、保険金及び再保険金の計算

ア 共済金の計算

（ア）B種の総点数を1点の価額に乗じて得た額（農家の実負担額（初診料を除く。

以下同じ。）がこれより小さい場合は、実負担額）が損害の額となり、給付限度額又はその残額の範囲内においてその損害の額が支払共済金となる。

（イ）同一の包括共済対象家畜のついて2個以上の共済関係が存する場合において病傷事故が発生したときは、他の共済関係が存しないものとして各共済関係について共済金を計算する。

ただし、各共済関係の共済金の合計額が損害の額を超えるときは各共済関係

について支払うべき共済金は当該損害額に各共済関係にかかる独立責任額のその合計額に対する割合を乗じて得た金額である。

〔計算例〕

同一の包括共済対象家畜について2個の共済関係が存する場合の共済金の計算

A 包括共済関係の給付限度（残）額 2,000円

B " 1,000円

損害額 1,500円するとき

Aの独立責任額	1,500円	}	合計額 2,500円
B "	1,000円		

独立責任額の合計額 損害額
2,500円 > 1,500円であるから

$1,500円 \times \frac{1,500円}{2,500円} = 900円 \cdots \cdots \text{支払共済金}$

$1,500円 \times \frac{1,000円}{2,500円} = 600円 \cdots \cdots \text{支払共済金}$

計 1,500円

(ウ) 免責事由による一部減額がある場合は、(ア)又は(イ)によつて算定された共済金の額から、免責額を差し引いた残額が支払共済金となる。

(エ) 損害の額が給付限度額又はその残額を超えた場合はその超えた部分が組合員等の負担となる。給付限度額を全額使用した後の診療費は組合員等の負担となる。

(オ) 免責が行われた場合には、支払われた共済金を給付限度額又はその残額から差し引くこととする。

イ 保険金の計算

(ア)「イ」の保険関係の場合

支払共済金に連合会が保険規程で定めた保険割合（特定組合においては50/100）を乗じて得た額が保険金となる。

(イ)「ロ」の保険関係の場合

診断書等からA総点数を算出し、この点数を1点の価額に乗じて得た額（その額が組合等が支払うべき共済金の額を超えるときは、その共済金に相当する額）に連合会が保険規程で定めた保険割合（特定組合においては50/100）を乗じて得た額と共済金額及び共済掛金期間に応じて定める保険金給付限度額又はその残額とのいずれか少ない金額が保険金となる。

ただし、A総点数を1点の価額に乗じて得た額より農家の実負担額が少額の場合は、実負担額に保険割合を乗じて得た額と保険金給付限度額又はその残額とのいずれか少ない金額が保険金となる。

(ウ) 共済金が免責により、例えば1割減額された場合は、保険金も(ア)又は(イ)によつて算出された額の1割を減額して算出する。また、連合会（特定組合においては政府）において免責が行われた場合には、これを差し引いて得た金額が保険金となる。

(エ) 免責が行われた場合には、支払われた保険金を保険金給付限度額又はその残額から差し引くこととする。

〔計算例〕

「ロ」の保険関係の場合の共済金及び保険金の計算（B総点数＝実損害額の場合）共済責任の2割を保留する場合

（給付限度（残）額 B……10,000円、A……3,600円）

限 度	B 総点数	A 総点数	共 済 金 の 免 責 額	支 払 共 済 金	支 払 保 険 金	保 険 金 の 算 式
B 総点数×10円、 A 総点数×10円 ×80/100がともに 限度（残）額 内の場合	点 600	点 380	円 0	円 6,000	円 3,040	保険金＝A総点数×10円 ×80/100
			600 (1割)	5,400	2,736	保険金＝A総点数×10円 ×80/100－A総点数 ×10円×80/100×10/100 ＝A総点数×10円×80/100 ×90/100
B 総点数×10円 A 総点数×10円 ×80/100は限度 (残)額を超える 場合	800	500	0	8,000	3,600	保険金＝A給付限度(残)額
			800 (1割)	7,200	3,240	保険金＝A給付限度(残)額 －A給付限度(残)額 ×10/100 ＝A給付限度(残)額 ×90/100

ウ 再保険金の計算

支払保険金に組合等の共済責任保留割合によつて50/80（2割保留）、40/70（3割保留）又は60/90（1割保留）を乗じて得た額である。政府において免責が行われた場合には、これを差し引いて得た残額が支払再保険金となる。

（注）端数計算

共済金、保険金及び再保険金の計算における1円未満の端数は切り捨てる。

1 3 事務の迅速処理及び共済金の早期支払

家畜共済事業を効果的に運営していくためには、事務の迅速処理に努め、共済金の早期支払を励行する必要がある。

（1）事務の迅速処理

ア 組合等（特定組合を除く。）

各月の引受通知書は翌月の20日までに連合会に提出する。

保険金請求書は、死廃事故に係るものにあつては、認定等に係る処理が終了し

た後、速やかに連合会に提出するものとし、病傷事故に係るものにあつては集合（又は巡回）審査終了後5日以内に連合会に提出する。

イ 連合会

組合等から提出された引受通知書により引受集計通知書を作成し、引受けの月の翌々月の10日までに農林水産大臣に提出する。

また、保険金請求書により再保険金請求書を作成し、事故の月の翌々月の15日までに農林水産大臣に提出する。

ウ 特定組合

各月の引受通知書は引受けの月の翌々月の10日までに農林水産大臣に提出する。

保険金請求書は、死傷事故に係るものにあつては、認定等に係る処理が終了した後、速やか（事故の月の翌月の15日まで）に農林水産大臣に提出するものとし、病傷事故に係るものにあつては事故の月の翌々月の15日までに農林水産大臣に提出する。

エ 農林水産省

（ア）再保険料納入告知書（特定組合においては保険料納入告知書）の発行は、原則として次表の受付月及び発行月による。

連合会及び特定組合は、その納入告知書に基づいて再保険料（特定組合においては保険料）を期限までに納入する。

受 付 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
発 行 月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4

（イ）家畜共済に係る連合会等交付金の交付は、原則として次表の引受月及び交付月による。

連合会及び特定組合は、交付金の交付を受けようとするときは、引受集計通知書（特定組合においては特定組合引受通知書）を提出した月の翌月の1日までに農林水産大臣に交付金交付申請書を提出する。

引 受 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
交 付 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

（ウ）再保険金（特定組合においては保険金）の支払時期は、原則として次表の受付月及び支払月による。ただし、受付月の末日までに納入すべき再保険料（特定組合においては保険料）につき未納がある場合は、この限りではない。

受 付 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
支 払 月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4

（2）共済金支払期日の目標

事故確認の日から60日以内に共済金を支払うことを目標とする。

（3）支払資金の手当

ア 組合等（特定組合を除く。）

組合等は、連合会の事故審査後速やかに共済金を支払うものとする。支払資金に不足を来す場合には、農林漁業信用基金の融資を受け、資金の確保に努めるものとする。

イ 連合会

連合会は、保険金請求書審査後速やかに保険金を支払うものとする。支払資金に不足を来す場合には、農林漁業信用基金の融資を受け、資金の確保に努めるものとする。

ウ 特定組合

特定組合は、事故審査後速やかに共済金を支払うものとする。支払資金に不足を来す場合には、農林漁業信用基金の融資を受け、資金の確保に努めるものとする。

(4) 知事の指導

知事は、事故確認後60日以内に共済金が支払われるように指導監督を行うものとし、かつ、必要に応じて当該組合等及び連合会から支払状況を明らかにする報告を求めるものとする。

14 家畜異常事故（法第115条・第124条・第136条）

伝染病又は激甚な風水害等による家畜異常事故についてはこれを他の事故と区別し、共済金額の全額を保険、再保険して事業の安定的の運営を確保することとしている。

(1) 家畜異常事故の範囲

ア 家畜伝染病予防法第32条の規定により、牛肺疫のまん延を防止するため、農林水産大臣又は都道府県知事が家畜、その死体又は牛肺疫の病原体をひろげるおそれがある物品の一定区域内での移動又は一定の区域外への移出を禁止し、又は制限した場合における当該区域内における牛肺疫による死亡及び廃用（発病時の如何にかかわらず当該期間中の共済事故は該当する。）（家畜伝染病予防法第2条及び第32条参照）

イ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災害法」という。）によつて指定された都道府県であつて、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）の規定によつて指定された農業関係の特別被害地域における当該天災による死廃事故（激甚災害法第2条及び第8条並びに天災融資法第1条及び第2条参照）

(2) 家畜異常事故の共済掛金

家畜異常事故に対応するものとして共済掛金標準率丙が設けられている。事故除外をした場合は、家畜異常事故についても事故除外されることとなるから、共済掛金標準率丙から除外事故に対応する共済掛金割引標準率丙を差し引いた率が適用される。

(3) 家畜異常事故の取扱い

組合等（特定組合を除く。）は、家畜異常事故が発生したときは、家畜共済死廃事故記録とともに保険金を請求する。

連合会又は特定組合は、家畜異常事故に該当するものについて、その共済事故頭数が市町村の資料（伝染病の場合は、都道府県への届出）による市町村別及び月別の発生頭数以内であることを確認し、次の書類を添付して再保険金（特定組合においては保険金）を請求する。

ア 法定伝染病の場合

移動禁止に関する県の告示の写し（禁止及び解除）

家畜伝染病予防法第13条第4項の規定（同法施行規則第25条第3項の様式）に基づ

き都道府県知事が農林水産大臣に提出する報告書の写し（月別）
死廃事故診断書（検案書）及び死廃事故認定書（特定組合においては死廃事故確認書）（写し）

イ 天災の場合

激甚災害法第8条第1項の都道府県の指定に関する政令の写し
天災融資法第2条第5項第1号の特別被害地域の指定に関する県の告示の写し
特別被害地域の被害状況（特別被害地域の承認申請書に添付されたもの）
市町村長の発行する被害認定書
死廃事故診断書（検案書）（規則第16条第1項第4号による廃用事故となった場合を除く。）及び死廃事故認定書（特定組合においては死廃事故確認書）（写し）

15 待期間（法第118条）

（1）新規引受家畜の待期間

共済責任の始まった日から2週間を待期間とし、その間に生じた共済事故については組合員等は共済金の支払を請求することができない。

ただし、次の場合には、この限りでない。

- ア 当該共済事故の原因が共済責任の始まった後に生じたことが明らかな場合
- イ 当該事故家畜について個別共済関係から包括共済関係に切り替えていた場合（規則第33条の2第3号の場合に限る。）
- ウ 当該事故家畜について包括共済関係から個別共済関係に切り替えていた場合（規則第33条の2第4号の場合に限る。）
- エ 当該事故家畜が農業共済組合の家畜共済に付されていたもので、引き続き共済事業を行う市町村の家畜共済に付されていた場合（規則第33条の2第1号及び第47条の2第1号の場合に限る。）
- オ 当該事故家畜が共済事業を行う市町村の家畜共済に付されていたもので、引き続き農業共済組合の家畜共済に付されていた場合（規則第33条の2第2号及び第47条の2第1号の場合に限る。）
- カ 当該事故家畜が牛の胎児又は子牛（組合等との間に当該家畜共済の共済関係の存する者が出生後引続き飼養している場合に限る。）であつて、その母牛が待期間を経過している場合（規則第33条の2第5号又は第6号の場合に限る。）

（2）追加引受家畜の待期間

包括共済関係において共済掛金期間の中途において新たに包括共済対象家畜が増加した場合には、当該家畜について共済責任の始まった日（共済責任が午前0時から始まらないときはその翌日）から2週間を待期間とし、その間に生じた共済事故については組合員等は共済金の支払を請求することはできない。

ただし、次の場合には、この限りでない。

- ア その共済事故の原因が当該家畜の共済責任の始まった後に生じたことが明らかな場合
- イ 当該事故家畜が牛の胎児又は出生子牛に係るものであり、その母牛が待期間を経過している場合
- ウ 当該共済事故が肉用牛等に係る包括共済関係に係る家畜共済に付されている子牛（当該組合員等が出生後引続き飼養しているものに限る。）に係るものであつて、当該子牛は当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から当該組

合等と当該組合員等との間に存する乳牛の雌等に係る包括共済関係に付されていたものであり、かつ、当該子牛は当該家畜共済に付された後法第111条の6第1項の規定により、当該組合員等の肉用牛等に係る包括共済関係に係る家畜共済に付されたものである場合

エ 当該事故家畜が権利義務の承継により同一組合等の他の包括共済に付されていたものであって、当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から譲渡人又は譲受人により当該組合等の包括共済に付されていた場合（規則第33条の2第7号の場合に限る。）

（3）共済金額の増額の場合の待期間

共済掛金期間の継続時に共済金額の増額をした場合又は（1）のエ若しくはオの場合における新たな組合等との最初の共済掛金期間開始の時の共済金額が従前の組合等との共済関係終了時のものより増額をした場合には、増額の日から2週間を待期間とし、その間に生じた共済事故についての支払うべき共済金は、次に掲げる場合は、それぞれ次に示す方法により算定する。

ただし、その共済事故の原因が共済金額の増額の日以後に生じたことが明らかな場合はこの限りではない。

ア 継続直後又は最初の共済掛金期間開始直後（以下「継続直後等」という。）の付保割合が継続直前又は従前の共済関係終了時（以下「継続直前等」という。）の付保割合と比べ高い場合

事故発生時の付保割合が継続直前等の付保割合と比べ高いときは、継続直前等の付保割合を用いて支払うべき共済金の額を算定し、事故発生時の付保割合が継続直前等の付保割合と比べ等しい又は低いときは、事故発生時の付保割合を用いて支払うべき共済金の額を算定する。

イ 共済規程等の定める最低付保割合が従前より高い割合に改正又は規定されており、かつ、継続直後等の付保割合が組合等が共済規程等で定める最低付保割合を超えて引き上げられた場合（継続直前等の付保割合が、改正前又は従前の組合等が組合規程等で定めていた最低付保割合以上で改正後又は新たな組合等の組合規程等で定める最低付保割合（以下「改正後等の最低付保割合」という。）未満であつた場合に限る。）

事故発生時の付保割合が改正後等の最低付保割合と比べ高いときは、当該最低付保割合を用いて支払うべき共済金の額を算定する。事故発生時の付保割合が当該最低付保割合と比べ等しい又は低いときは、事故発生時の付保割合を用いて支払うべき共済金の額を算定する。

なお、ア、イいずれの場合であつても、継続直前等の共済金額が、共済金の支払上限となる。

（4）事故の選択制によつて拡大した事故についての待期間

共済事故の一部選択において、組合員等が共済掛金期間の継続時又は（1）のエ若しくはオの場合における新たな組合等との最初の共済掛金期間開始のときに事故の拡大をした場合には、その変更の日から2週間を待期間とし、その間に生じた事故で新たに共済事故となつたものについては組合員等は共済金の支払を請求することはできない。

ただし、その共済事故の原因がその変更の日以後に生じたことが明らかな場合はこの限りでない。

16 免責等（法第99条・第120条・第129条）

特に注意を要する免責事由及びその取扱上の注意事項は、次のとおりである。なお、肉豚に係るものについては、このほか「26 肉豚共済」の（13）による。

（1）組合等の免責事由

ア 掛金分納を行う場合に組合員等が正当な理由がないのに第2回目以降の共済掛金の払込みを遅滞し猶予期間を経過したときは、払込（納）期限後共済掛金が払い込まれた時までの間に発生した共済事故については、共済金の全額を免責する。

イ 組合員等が異動（死亡及び廃用を除く。）の通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたときは、次のとおり免責する。

（ア）増加又は出生したことを通知しなかつた家畜の共済事故又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたときの共済事故については共済金の全額を免責する。

（イ）共済価額が減少したことを通知しなかつた場合の死廃事故については、異動通知が正しく行われた場合の付保割合を用いて算定される共済金の額と共済価額減少の異動通知を行わない場合の付保割合を用いて算定された共済金の額との差額を免責する。

ウ 組合員等が包括共済関係の申込みの際、現に飼養していた家畜で当該申込みに係るもののうちに疾病にかかり、若しくは傷害を受けていたもの又は疾病若しくは傷害の原因が生じていたものがあつた場合において、悪意又は重大な過失によつてこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（組合等がこれを知つていたとき及び過失によつてこれを知らなかつたときを除く。）は、共済金の全額又は一部を免責する。

エ 牛白血病による死廃事故について、次のとおり免責する。

（ア）組合員等が牛白血病感染拡大防止措置のいずれかを実施していない場合は、通常すべき管理その他損害防止を怠つたとして、実施していない項目数にかかわらず、共済金を4割免責する。

（イ）と畜後牛白血病に係る廃用事故において、組合員等が「12 共済事故」の（1）のクに定める組合等への通知を怠つた場合には、共済金を1割免責する。
なお、通知を怠つた場合とは、組合員等がと畜後廃用関係書類を受け取つた後3日を超えて組合等に対し当該事故の発生通知をしなかつた場合をいう。

オ 組合員等が組合等から損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示された場合においてその指示に従わなかつたときは、共済金の全額又は一部を免責する。

カ 共済責任開始時に、現に疾病にかかり、若しくは傷害を受けていたもの又は疾病若しくは傷害の原因が生じていたものについては当該疾病又は傷害による共済事故については免責する（牛の胎児の奇形並びに出生子牛の奇形及び不具で共済事故となるものはこの限りでなく、ウに準じて取扱うものとする。）。

キ 共済事故を拡大した場合、その拡大した部分の事故にかかる病傷又はその原因が事故拡大時に既に発生していたときは免責する（出生子牛の奇形及び不具で共済事故となるものはこの限りではなく、ウに準じて取扱うものとする。）。

ク 継続時に共済金額を増額した場合、その時に既に発生していた病傷（その原因が発生していたものを含む。）によつて死廃事故（待期間中のものを除く。）が発生し、継続直後の付保割合と事故発生時の付保割合のいずれもが継続直前の付保割合より高いときは、継続直前の付保割合を超える部分に対応する共済金は免責

する（牛の胎児の奇形並びに出生子牛の奇形及び不具で共済事故となるものはこの限りではなく、ウに準じて取扱うものとする。）。

（２）連合会の免責事由

- ア 組合等が共済規程等に違反して共済関係を成立させ、又は消滅させなかつたとき（包括共済関係の加入申し込みを拒否すべきところを包括共済関係に付した場合、及び告知義務違反、承諾を拒むべき地域への共済目的の譲渡、承諾を拒むべき地域への住所の移転等共済関係を消滅すべきときに消滅させなかつた場合。）。
- イ 組合等が正当な理由がないのに保険料の払込みを遅滞したとき。
- ウ 組合等が連合会から損害防止のため特に必要な措置をすべきことを指示された場合においてその指示に従わなかつたとき。

（３）免責事故の取扱い上の注意事項

- ア 法令及び共済規程等の規定に基づき免責をする場合には、その事実を十分に調査して、一方的な決定をしないこと。また、免責を行う場合には、組合員等に対して、あらかじめ免責の事由及び免責額について説明を行うとともに、事態の改善を図るよう指導すること。
- イ 免責及び免責額は、理事過半数の同意によつて決定すること。
ただし、次の場合は、免責及び免責額についてその都度理事過半数の同意を得る必要はない。
 - （ア）病傷事故発生通知又は病傷事故診断書の提出が遅延した場合の免責について、あらかじめ免責の基準を定め理事過半数の同意を得ておいた場合（ただし、この場合の免責額を支払うべき共済金の１割又は２割（遅延の程度・頻度等により更に高割合とする。）とし、少なくとも１年以上遅延した場合は全額免責とすること。）。
 - （イ）組合員等が通常すべき管理その他損害防止を怠つた場合（（１）のエの（ア）を除く。）の免責及び組合員等が組合等から損害防止のために特に必要な処置をすべきことを指示されたときにその指示に従わなかつた場合の免責について、あらかじめ免責の基準を定め理事過半数の同意を得ておいた場合（ただし、この場合に免責を適用する際には、組合等（特定組合を除く。）は連合会と十分協議して免責額を決定すること。）。
 - （ウ）（１）のイの（イ）により免責をする場合。
 - （エ）（１）のエにより免責をする場合。
 - （オ）（１）のクにより増額共済金額につき免責する場合。
- （カ）次の事故に対して免責する場合（この場合、共済金の全額を免責すること。）。
 - a 異動通知をしなかつた家畜の事故
 - b 共済責任開始時又は事故拡大時に発生していた病傷又はその原因が発生していたことによる事故
 - c 故意又は重大な過失による事故（ただし、組合員等が損害賠償の責任を負うことによつて生じることのある損失を填補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。）
 - d 競馬法による競馬出走中の事故
 - e 分納掛金滞納中の事故
- ウ 免責した場合には、家畜共済保険金請求書（家畜共済再保険金請求書、特定組合においては家畜共済特定組合保険金請求書）に免責額を決定した経過及びその

理由を具体的に記入した理事過半数の同意書を添付すること。

ただし、イで同意を得る必要はないとした場合は、「同意書」を添付する必要はない。

エ 連合会は組合等の免責を適当と認めた場合は「認定書」を、知事は組合等及び連合会の免責について「意見書」を作成し、家畜共済再保険金請求書（特定組合においては家畜共済特定組合保険金請求書）に添付すること。

ただし、ウのただし書に該当する場合は、添付する必要はない。

オ 共済事業を行う市町村にあっては、イ及びウについては市町村長の決定により市町村長の「理由書」を添付すること。

ただし、イの（ア）及び（イ）についてあらかじめ市町村長が免責の基準を定めた場合並びにイの（ウ）から（カ）までの場合は、「理由書」の添付の必要はない。

（４）その他の注意事項

組合等は、組合員等が共済価額が増加する異動を通知しなかつたために、共済価額が増加しない場合の付保割合を用いて算定された共済金を、すでに組合員等に支払っている場合には、異動通知が正しく行われた場合の付保割合を用いて算定された共済金との差額について返還させること。

１７ 損害防止事業（法第150条の３・第95条・第96条・第132条）

繁殖障害を中心とする病傷事故の多発は、我が国における家畜飼養基盤の脆弱性に加えて多頭化への移行が十分な飼養管理技術の蓄積を伴わずに行われていることに起因する点が多いので、地域的な畜産事情に即した損害防止事業を実施して危険率の低下、家畜共済事業の運営の安定、組合員等の負担の軽減等を図ることが必要である。

このため、国は共済事業、保険事業及び再保険事業の収支の安定を図ることを目的として、特定の疾病について農林水産大臣の承認を受けて損害防止の指示をした連合会及び特定組合に対して、その負担する費用の一部に相当する金額の交付金を交付している。

（１）損害防止の定義及び損害防止事業の区分

この要領において「損害防止」とは共済事故の発生の未然防止並びに共済事故による損害の発生及び拡大を防止するための行為をいい、「損害防止事業」とは組合等及び連合会が計画的かつ組織的に損害防止を行うことをいう。

損害防止事業の範囲は、次のとおりとする。

ア 健康検査（一般検査及び精密検査）

イ 予防衛生措置

ウ 講習会、講話会又は座談会

エ 飼養管理の指導

オ その他損害防止のための必要な措置

また、損害防止事業のうち、法第150条の３の規定によつて農林水産大臣の定める特定の疾病による損害を防止するため、農林水産大臣の承認を受けて連合会がする法第132条において準用する法第95条の規定による指示に基づくものを「特定損害防止事業」といい、その他の損害防止事業を「一般損害防止事業」という。

（２）特定損害防止事業の対象疾病及び対象家畜

特定損害防止事業の対象とする特定の疾病及び対象家畜は、次のとおりである。
ただし、事故除外をした家畜は当該除外した事故については対象としない。

対 象 疾 病	対 象 家 畜
寄生虫を原因とする腸炎（以下「寄生虫性腸炎」という。）	牛（子牛に限る）
子宮内膜炎その他の繁殖障害の原因となる生殖器の疾病（以下「繁殖障害」という。）	乳牛の雌、肉用牛（乳牛の雌及び種雄牛以外の牛）の雌及び種豚の雌
運動器疾患（骨疾患、運動器の腫瘍を除く）	乳牛、肉用牛
乳房炎	乳牛
周産期疾患（第四胃変位、乳熱、ダウンー症候群及びケトン症に限る。）	乳牛

注：子牛とは、出生後第5月の月の末日を経過しない牛をいう。

（３）特定損害防止事業の費用負担区分

国庫は、特定損害防止事業のため連合会及び特定組合の負担する費用の60／100に相当する金額を連合会及び特定組合に対して交付する。残額に相当する金額は、連合会及び特定組合において負担する。

連合会及び特定組合の負担部分の財源は、次による。

- ア 特別積立金の取り崩し
- イ 組合等（特定組合においては、組合員）に対する賦課金
- ウ 都道府県又は市町村の補助金
- エ 他の団体の助成金
- オ 業務勘定からの繰入れ

なお、連合会及び特定組合はこの事業のため賦課金を増徴することをできるだけ避けるよう事務費の節約に努めるものとする。

（４）経営局長の行う特定損害防止事業の基準の指示

経営局長は、毎年度、特定損害防止事業に関し、連合会及び特定組合に対して次の事項についての基準を示す。

- ア 対象疾病の種類
- イ 処置につき負担する費用
- ウ その他実施上必要な事項

（５）都道府県の事業計画立案及び実施についての指導

都道府県は、共済事業及び家畜行政の指導監督の立場から、連合会及び特定組合が立案する法第150条の3の規定に基づく事業計画の立案及び実施について、次の事項に関し助言等を行うことができるものとする。

- ア 実施地域、対象疾病、処置の内容、実施時期、対象頭数等の計画
- イ 他の家畜衛生関係の事業計画との調整
- ウ 事業実施に必要とする施設、器具機械、医薬品等の準備及び実施の技術的方法
- エ 対象家畜（疾病潜在家畜）の把握方法
- オ 実施後の診療方法と飼養管理の改善
- カ 他の家畜衛生施設との連絡通報
- キ その他実施上必要な事項

（６）連合会及び特定組合の事業計画と特定損害防止事業の指示

連合会及び特定組合は、経営局長の示す基準に基づいて、一般損害防止事業との調整を図り、都道府県の助言等も考慮した上で事業計画を立案し、農林水産大臣の

承認を受けた後、組合等及び組合員に指示をする。(様式 1－1 及び 1－2)

連合会は、事業計画の立案に当たっては、実施組合等と連携を図りつつ、実施組合等ごとの当該区域内の対象疾病の発生推移、当該事業の重点事項及び実施体制を十分に勘案する。

また、特定組合は、組合内の地域ごとの対象疾病の発生状況等を十分に勘案して、事業計画を立案することとする。

計画書に記載する事項は、次のとおりとする。(様式 2)

ア 疾病ごとの処置の内容

イ 家畜の種類ごとの頭数

ウ 処置につき負担する費用

エ その他実施上必要な事項

検査・処置に必要な医薬品などの費用(直接費)、検査・処置に携わる獣医師の診療技術料(技術料)は、原則として事業実施年度に適用される家畜共済診療点数表(昭和30年10月1日農林省告示第788号)に基づき、算定することとする。また、家畜共済診療点数表に収載のない医薬品等の費用及び診療技術料として認められるものは、以下のとおりとする。

種 別	B 種	A 種	備 考
は行検査	100	7	は行検査のために獣医師が行う稟告、望診、触診、打診、聴診、骨硬度検査及び一般診療をいう。理化学的検査及び顕微鏡的検査は含まない。
超音波検査 11頭以上の場合	50	17	11頭以上の集団検診の場合の繁殖障害を対象とした検査について、11頭目以降は1頭当たりこの点数を適用する。10頭目までは1頭当たりB種253点、A種87点とする。
指導書 5頭以上の場合	*	*	飼養管理・消毒プログラムの作成・指示を行つた場合(消毒を行つた場合も含む。)は、この点数を適用する。 この点数は、B種100点、A種5点を1頭当たりの上限として、連合会等が事業計画においてあらかじめ定めるものとする。 なお、5頭以上の集団検診の場合、5頭目以降の指導について、1頭当たりこの点数を適用し、4頭までは1頭当たりB種100点、A種5点とする。

なお、連合会及び特定組合は、家畜の種類、疾病の種類及び処置の内容を変更して計画を見直した結果、事業費が30%を超えて下回る場合は、農林水産大臣の承認を受けるに当たって、その理由(家畜衛生事情、特定疾病の発生状況、加入頭数、危険率、前年度の事業実績等)を付して承認申請をすること。

(7) 特定損害防止事業の分担

連合会の指示に基づいて組合等が特定損害防止事業を行つたときは、経費の全額が連合会から組合等に交付される。

組合等が自ら特定損害防止事業を実施するのは原則として組合等が診療所を設置している場合とし、それ以外の場合は、組合等は連合会にその実施を委託して、連合会が実施するものとする。(様式 3－1、3－2)

組合等及び連合会は嘱託獣医師、指定獣医師等と委託契約を締結する等により雇い入れて事業の円滑な実施を図るものとする。

(8) 特定損害防止事業の実施方法等

損害防止の指示を受けた組合等（連合会が組合等の委託を受けて実施する場合は連合会。以下「実施主体」という。）は、その指示に基づいて事業を実施する。

実施主体は事業の進捗状況の把握に努めるものとし、特に、組合等の委託を受け事業を実施する連合会が家畜診療所を有しない場合には、連合会は必要に応じ現地において事業に立ち会うことにより適切な事業運営を指導することとする。

また、事業の実施を連合会に委託した組合等は、事業が円滑に実施されるよう連合会に協力するものとする。

ア 実施計画の立案

実施主体は、地区別、組合員等別、畜種別、特定疾病別及び獣医師別の巡回日程表を記載した実施計画を作成し、これを当該獣医師及び組合員等にして事業の円滑な実施を図ることとする。

イ 実施方法

実施方法は次の通りとする。

(ア) 地域の実態などを踏まえた、獣医師による集団検診の方法によつて行う。

(イ) 組合員等の申告（未発情、発情異常、不受胎、異常乳等）、獣医師の通知（飼養形態、飼養管理技術水準、病傷事故の発生状況等）、家畜人工授精師の通知（不受胎、低受胎、発情異常等）、家畜衛生関係の指導組織からの連絡等によつて対象とすべき家畜を把握し、費用対効果を考慮しつつ効率的に実施する。

特定地域の加入頭数の全数を対象とするような方法では疾病潜在家畜を平均的にしか補足し得ないから、効率が悪く不適當である。

(ウ) 同一疾病について同一の家畜に行つた損害防止に伴う検査等については、検査回数の制限は設けず損害防止事業の対象とするが、応急処置の回数は1回とする。また、検査及び応急処置の内容については、原則として、家畜共済診療点数表及び薬価基準表に記載されているものに限ることとする。なお、薬治については、1回の指示によるものを応急処置1回とする。

(エ) 検査及び処置内容の整理を行い、組合員に対する事後の指導を行う。なお、損害防止を図る観点から、検査を実施した家畜以外に農家の飼養する他の家畜についても群単位で指導を行う必要があると判断される場合は、指導の対象となる家畜を指示書に記載することにより、指導することとする。

(オ) 連合会は、事業を実施した獣医師の、当該事業に係る診療記録簿（以下「カルテ」という。）の写しと組合員等が保管する診療種別等通知書を突合し、診療の事実を確認すること。

なお、家畜診療所が実施した検査及び処置については、当該確認を行う必要はない。

連合会は、不適正なカルテを発見した場合には、組合等とともに獣医師に対する面接を行い、指導し、組合等とともに組合員等に対する任意の調査を行う。

(9) 特定損害防止事業の経費

ア 特定損害防止事業に係る対象経費は、検査・処置に要した医薬品等の費用（直接費）、検査・処置に要した獣医師の技術料（技術料）、賃借料、燃料費、事務費、職員旅費交通費及び一般旅費とする。

イ 実施主体は、アの経費の経理処理につき帳簿、証拠書類等を整備及び保管（事

業終了翌年度から起算して最低5年間）するとともに、次により適正な処理を図るものとする。

（ア）委託獣医師及び臨時雇用者への経費の支払いに当たっては、実施主体が、本人に預金口座を確認の上、当該事業に係るカルテの写しにより支払額を確定し、事業の終了後又は実施内容を確認後、速やかに支払うとともに、振込通知書により本人に支払ったことを通知する。

（イ）実施主体は、農業共済団体等家畜診療所運営規則の定めるところにより医薬品の受払簿を備え、在庫の適切な管理に努める。

（10）検査、処置内容等の記録及び指導

検査を実施するに当たり、組合員等に対し事前に特定損害防止事業の実施を通知しておく。検査、処置内容等については、獣医師がカルテに記載する。なお、カルテは、電子媒体を使用し保存することも可能とする。

特定損害防止事業実施後も指導を引き続き行えるよう、実施主体は、カルテの写しを事業終了後の翌年度から起算して最低5年間は保存して共済事故発生時又は継続時に利用する。

実施主体は、検査、処置内容等を集計分析して資料を作成し、季節に応じて講習・講話会に活用するとともに、印刷物を通じて指導に活用する。

（11）損害防止事業の報告

ア 特定損害防止事業

連合会会長（特定組合にあつては組合長）は、「家畜共済損害防止事業交付金交付要綱」（昭和42年8月7日付42農経B第2204号農林事務次官依命通知）第6で定める「家畜共済損害防止事業交付金実績報告書」を、事業完了の日から起算して、1か月又は交付金交付決定年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに農林水産大臣に提出することとする。また、費用対効果については、費用対効果報告書（様式4）にとりまとめ、交付金決定年度の翌年度の7月末日までに提出することとする。

実施主体が組合等（特定組合を除く。）の場合は、当該組合等は事業実績書（様式は、「家畜共済損害防止事業交付金実績報告書」の別紙事業成績書（1）及び（2）に準ずる。また、事業成績書作成の基礎となつた家畜共済診療点数表のB点、B-A点の内訳（（8）のアの実施計画、医療品使用実績一覧表及び検査方法一覧表を含む。）を添付する。）を作成し、連合会会長に提出する。

実施主体が連合会の場合は、連合会は組合等ごとの事業実績書を作成し、その写しを当該組合等へ送付する。

イ 一般損害防止事業

連合会及び特定組合は、様式5により毎年度の実績を翌年度6月末までに経営局長及び知事に報告する。

（12）損害防止事業と病傷事故との関係

ア 損害防止事業に係る診察、検査、処置及び指導並びに損害防止事業によつて発見された病傷について、その時に診療を行うことについて緊急性と必要性を有し、かつ、事業本来の目的を逸脱しない範囲内で行われる症候の緩和、疼痛の緩解、原因の除去等のための応急処置は損害防止事業として取り扱う。

イ 損害防止事業後に治療を要するものについて治療が行われたときは、病傷事故として取り扱う。その後治療を要するものとは、病傷の原因が発生しているか病傷の兆候が現れていて、放置すると症状が悪化して死傷事故が発生するおそれがある

あるため治療が必要と認められる場合とする。

ウ 待期間中の家畜に対しては、特定損害防止事業による検査については可能とするが、応急処置は行わないものとする。

(様式 1 - 1)

特定損害防止事業の指示について

番 号
平成 年 月 日

〇〇農業共済組合組合長理事 殿
(〇〇市町村長)

〇〇農業共済組合連合会会長理事 印

農業災害補償法第 132 条において準用する法第 95 条の規定に基づき、〇〇年度において下記により家畜の損害防止の処置をすべきことを指示する。

なお、この処置のため必要とする費用は、当連合会において負担する。

記

(1) 実施頭数

[illegible]

(2) 必要とする費用	合計	円
算出基礎		

[illegible]

(様式 1 - 2)

特定損害防止事業の指示について

番 号
平成 年 月 日

殿

〇〇農業共済組合組合長理事 印

農業災害補償法第 95 条の規定に基づき、〇〇年度において下記により家畜の損害防止の処置をすべきことを指示する。

なお、この処置のため必要とする費用は、当組合において負担する。

記

実施頭数

[illegible]

(様式2)

平成

年度家畜共済損害防止事業計画承認申請書

番
年

月

号
日

農林水産大臣 殿

申請者

県(都道府)農業共済組合連合会会長理事

印

平成 年度において以下により家畜共済損害防止事業を実施したいので農業災害補償法第150条の3第2項の規定に基づき、申請する。

(1) 損害防止の処置の内容と負担する費用 合計 円
ア 直接費 計 円
イ 技術料 計 円
積算基礎

区分	乳 牛										肉 用 牛						豚				
	繁殖障 害		周産期疾 患		乳房炎		運動器疾 患		寄生虫性腸 炎		計	繁殖障 害		運動器疾 患		寄生虫性腸 炎		計	繁殖障 害		計
処置の 内容	検 査	処置指 導	検 査	処置指 導	検 査	処置指 導	検 査	処置指 導	検 査	処置指 導	/	検 査	処置指 導	検 査	処置指 導	検 査	処置指 導	/	検 査	処置指 導	/
指示組合 等数																					
予定頭数 (A)																					
直接費 単価 (B1)																					
技術料 単価 (B2)																					
直接費 (C1)= (A) × (B1)																					
技術料 (C2)= (A) × (B2)																					

ウ 損害防止に必要なその他経費 計 円

職員旅費交通費 円
一般旅費 円
燃料費 円
事務費 円
賃借料 円

(2) 指導書の診療技術料(5頭以上) 円

(3) 費用対効果分析に用いるその他の経済効果

ア 対象の家畜

イ 対象の疾病

ウ その他の経済効果

エ その他の経済効果の計測方法

(注1) (1) 損害防止の処置の内容と負担する費用について

直接費、技術料については、事業実施年度に適用される家畜共済診療点数表(昭和30年10月1日農林省告示第788号)及び(6)に定める表に基づき算定した内訳、損害防止に必要なその他経費は各費用ごとの積算の内訳を添付すること。

(注2) (2) 指導書の診療技術料(5頭以上)について

算定した診療技術料の積算資料を添付すること。

(注3) (3) 費用対効果分析に用いるその他の経済効果について

その他の経済効果を示す参考文献があれば添付すること。

(様式作成上の注意)

特定組合については、次のように読み替えて作成するものとする。

ア 申請者について

県(都道府)農業共済組合組合長理事とする。

イ 別紙 事業計画書について

「(1)指示する損害防止の処置の内容と費用」の表中、「指示組合等数」を「指示組合員数」とする。

(様式 3-1) 特定損害防止事業の実施委託 (例)

特定損害防止事業の実施委託について

第 号
平成 年 月 日

〇〇農業共済組合連合会会長理事 殿

〇〇農業共済組合組合長理事
(〇〇市町村長)

月 日付け第 号をもって指示された 年度における家畜の損害防止の
処置全部または一部 (の疾病にかかる指示に限る) の実施方を貴会に委託したいので、申込みま
す。

当組合の支払うべき委託費は下記のとおりとし、貴会から受けるべき家畜共済損害防止事業負担金をも
つてあてるものとします。

(注1) 損害防止の処置の一部を委託する場合は、「全部」を削除し、委託する疾病名を記載するこ
と。

(注2) 市町村で家畜共済損害防止事業負担金をもって委託費にあてることができない場合には「下
記のとおりとし、貴会から受けるべき家畜共済損害防止事業負担金をもってあてるものとしま
す。」を「下記のとおりとします。」とする。

記

(記以下は、「特定損害防止事業の指示について」の記(2)と同じ。)

(様式 3-2) 特定損害防止事業の実施受託 (例)

特定損害防止事業の実施受託について

第 号
平成 年 月 日

〇〇農業共済組合組合長理事 殿
(〇〇市長村長)

〇〇農業共済組合連合会会長理事

月 日付け第 号をもって委託の申込みのあつた 年度における家畜の
損害防止の処置 (月 日付け第 号) の全部または一部 (の疾病にかかる指示に
限る) の実施を受託することにしたので、通知します。

(様式4)

家畜共済損害防止事業実施報告書（費用対効果分析に関する事項）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者

県（都道府）農業共済組合連合会会長理事

印

年度において管下農業共済組合連合会及び組合等が実施した家畜共済損害防止事業について、下記のとおりに報告する。

費用対効果分析表

畜種	対象疾病	総頭数	対象頭数	費 用					効 果				費用対効果 (B/C)
				検査	応急措置	指導	その他	合計 (C)	病傷事故削減	死廃事故削減	その他	合計 (B)	
	繁殖障害												
	乳房炎												
	周産期疾患												
	運動器疾患												
	寄生虫性腸炎												
	計												
	繁殖障害												
	運動器疾患												
	寄生虫性腸炎												
	計												
豚	繁殖障害												
	総合計												

（費用対効果分析表作成上の注意）

（1）費用は以下の計算により求める

費用＝対象家畜（又は家畜群）に対する診療点数表に基づく検査費＋診療点数表に基づく医薬品費＋その他の直接費

（2）効果は以下の計算により求める。なお、その他の経済効果は事業計画の中であらかじめ定め、承認を受ける必要がある。

効果＝対象家畜群の頭数×1頭当たり病傷事故削減効果 注1＋1頭当たり死廃事故削減効果 注2＋1頭当たりその他の経済効果

（3）費用対効果分析表は特損事業を実施した農家単位で作成し、それを事業主体別に集計すること。報告は事業主体の集計表に限る。

（注1） 1頭当たり病傷事故削減効果

対象家畜群の事業実施前年1年間の病傷事故共済金の1頭当たり平均－事業実施年1年間の病傷事故共済金の1頭当たり平均

（注2） 1頭当たり死廃事故削減効果

対象家畜群の事業実施前年1年間の死廃事故共済金の1頭当たり平均－事業実施年1年間の死廃事故共済金の1頭当たり平均

（注3） 1頭当たりその他の経済効果

病傷事故削減、死廃事故削減以外の効果で、分娩間隔の短縮、衛生費の削減、乳量の増加等が想定される。

(様式5)

家畜共済一般損害防止事業実施報告書

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 殿
(知事)

県(都道府)農業共済組合連合会会長理事 印

年度において管下農業共済組合連合会及び組合等が実施した家畜共済一般損害防止事業について下記のとおりに報告する。

記

1 農業共済組合連合会実施分

経費概算 円

内訳

家畜の 種 類		事 項 別					経費概算
		健 検	康 査	予防衛生 措 置	講習会、 講話会等	飼養管理 指 導	
乳牛	実施頭（回）数	頭	頭	回	頭（戸）		円
	重点事項						
肉牛	実施頭（回）数						
	重点事項						
馬	実施頭（回）数						
	重点事項						
豚	実施頭（回）数						
	重点事項						
計	実施頭（回）数						

2 組合等実施分

経費概算 円

内訳

家畜の 種 類		事 項 別					経費概算
		健 検	康 査	予 防 衛 生 措 置	講 習 会 、 講 話 会 等	飼 養 管 理 指 導	
乳牛	実施頭（回）数	頭	頭	回	頭（戸）		円
	重点事項						
	実施組合等数						
肉牛	実施頭（回）数						
	重点事項						
	実施組合等数						
馬	実施頭（回）数						
	重点事項						
	実施組合等数						
豚	実施頭（回）数						
	重点事項						
	実施組合等数						
計	実施頭（回）数						
	実施組合等数						

3 経費の負担区分

負担区分	概 算 額		備 考
	連合会実施分	組合等実施分	
実施団体			
県（都道府）補助金			
市町村補助金			
連合会補助金			
農協等他団体からの助成金			
その他			
計			

- (注) 1 重点事項は簡潔に記入すること。
- 2 飼養管理指導を農家単位で行った場合は、戸数で記入すること。
- 3 実施組合等数は各対象家畜、実施事項ごとに組合等数を記入すること。
ただし、計の実施組合等数は、実施事項等の実数を記入すること。
- 4 豚は種豚と肉豚の計とすること。
- 5 連合会と組合等が共同して行った場合は、分割してそれぞれ記入すること。
- 6 連合会が組合等に対して補助を行った場合は、連合会実施分には記入しないこと。
- 7 特定損害防止事業分は記入しないこと。

(様式作成上の注意)

特定組合については、次のように変更する。

ア 申請者について

県（都道府）農業共済組合組合長理事とする。

イ 送付文について

「管下農業共済組合連合会及び組合等が」を削除する。

ウ 記について

(ア) 「1 農業共済組合実施分」を「1 事業実施結果」とし、「2 組合等実施分」は内訳の表も含めて削除する。

(イ) 「3 経費の負担区分」の表は「2 経費の負担区分」とし、「負担区分」の「連合会補助金」欄は削除し、「概算額」の「連合会実施分」と「組合等実施分」の区分はなくし、1 欄とする。